

個人情報保護事務の手引
(第8版)

春日井市

目 次

頁

I 春日井市個人情報等保護制度の概要	1
--------------------	---

II 春日井市個人情報等保護制度解釈運用基準	9
------------------------	---

総則（1、2）	10
---------	----

実施機関における個人情報等の取扱い（3—13）	17
-------------------------	----

個人情報ファイル及び個人情報等取扱事務（14—15）	40
----------------------------	----

開示、訂正及び利用停止（16—47）	47
--------------------	----

雑則（48—55）	109
-----------	-----

罰則（56）	120
--------	-----

III 関係例規

春日井市個人情報等保護条例	128
---------------	-----

春日井市個人情報の保護に関する法律等施行規則	140
------------------------	-----

春日井市個人情報等保護事務取扱要領	183
-------------------	-----

春日井市における個人情報等の取扱いに関する指針	230
-------------------------	-----

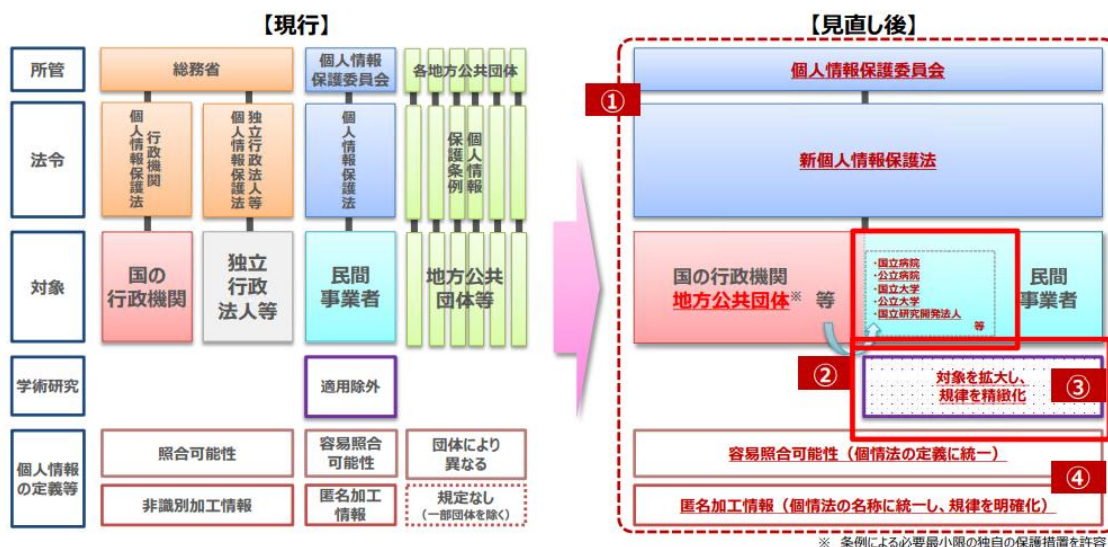
I 春日井市個人情報等保護制度の概要

第1 制度の背景

デジタル社会の進展という状況下における個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図ること等を目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布された。

同法において、官民を通じた個人情報保護制度の見直しのため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を改正し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度に係る全国的な共通ルールが規定された。この改正により、当市の個人情報保護制度についても法が直接適用されることとなる。

当市においては、平成15年4月1日から春日井市個人情報保護条例を施行して制度運用を開始しており、法の改正後においても個人情報保護水準を維持するため、同条例に必要な改正を行い、春日井市個人情報等保護条例（以下「条例」という。）として、令和5年4月1日に施行した。



第2 法及び条例の概要

(1) 目的

行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。（法第1条）

法の施行及び死者に関する情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するとともに、市政に対する信頼を確保することを目的とする。(条例第1条)

(2) 定義

ア 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長とする。(条例第2条第2項第1号)

イ 個人情報、死者情報 生存する個人(死者)に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人(死者)を識別することができるもの及び個人識別符号(死者識別符号)が含まれるものとする。(法第2条1項、条例第2条第2項第2号)

ウ 個人識別符号、死者識別符号 特定の個人(死者)の身体の一部の特徴を変換等した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人(死者)を識別することができるものとする。(法第2条第2項、条例第2条第2項第3号)

エ 要配慮個人情報、要配慮死者情報 本人の人種、信条(思想及び信教を含む。)、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとする。(法第2条第3項、条例第2条第2項第4号)

オ 保有個人情報、保有死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人(死者)情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、保有しているもの(春日井市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されているもの)とする。(法第60条第1項、条例第2条第2項第5号)

カ 特定個人情報、特定死者情報 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人(死者)情報をいう。(番号法第2条第8号、条例第2条第2項第6号)

キ 保有特定死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。(条例第2条第2項第7号)

ク 死者の情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定死者情報をいう。(条例第 2 条第 2 項第 8 号)

(3) 実施機関における個人情報及び死者情報(以下「個人情報等」という。)の取扱い

ア 個人情報等の保有の制限等

個人情報等を保有するに当たっては、法令又は条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。(法第 61 条、条例第 12 条)

イ 利用目的の明示

本人から直接書面により個人情報を取得するときは、原則、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。(法第 62 条)

ウ 不適正な理由の禁止

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報等を利用してはならない。(法第 63 条、条例第 13 条)

エ 適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。(法第 64 条、条例第 14 条)

オ 正確性の確保

保有個人情報等が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。(法第 65 条、条例第 15 条)

カ 安全管理措置

保有個人情報等の漏えい等の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならず、そのことは個人情報等の取扱いの委託を受けた者等も同様とする。(法第 66 条、条例第 16 条)

キ 従事者の義務

その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。(法第 67 条、条例第 17 条)

ク 漏えい等の報告等

保有個人情報の漏えい等が発生した場合は、事案に応じ、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知をしなければならない。(法第 68 条)

ケ 利用及び提供の制限

(ア) 法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。(法第 69 条、条例第 18 条)

- (イ) 法令に定める事務等の遂行に必要な限度で、国、地方公共団体等に保有個人情報を提供するときなどは、提供を受ける者に対し、その利用の目的、方法の制限等を付すなど、個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。(法第 70 条、条例第 20 条)
- (ウ) 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定死者情報を自ら利用してはならない。(条例第 19 条)
- (4) 個人情報ファイル及び個人情報等取扱事務の事前通知
 - ア 個人情報ファイルの保有及び個人情報等取扱事務を開始するときは、あらかじめ、個人情報等の利用目的、対象者の範囲、要配慮個人情報等の取扱いの有無、記録項目などを市長に通知しなければならない。変更するときも同様とする。(法第 74 条、条例第 3 条、第 4 条、第 21 条)
 - イ 通知に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。(法第 75 条、条例第 4 条)
- (5) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止
 - ア 開示請求権
 - (ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。(法第 76 条第 1 項)
 - (イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示を請求することができる。(同条第 2 項)
 - イ 開示請求の手續
 - 開示請求は、実施機関に開示請求書を提出し、また、本人確認書類を提示又は提出してしなければならない。(法第 77 条)
 - ウ 保有個人情報の開示義務
 - 次に掲げる不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。
 - (ア) 開示請求者の生命、健康等を害するおそれがある情報
 - 開示請求者（未成年者、成年被後見人又は委任者）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第 78 条第 1 項第 1 号）
 - (イ) 開示請求者以外の個人に関する情報
 - 開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（同項第 2 号）
 - (ウ) 法人等に関する情報
 - 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

るもの等（同項第3号）

(エ) 国等の安全等に関する情報

国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるもの（同項第4号）

(オ) 公共の安全等に関する情報

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由があるもの（同項第5号）

(カ) 審議、検討等に関する情報

実施機関等の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ等があるもの（同項第6号）

(キ) 事務又は事業に関する情報

実施機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務等の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（同項第7号）

エ 部分開示等

(ア) 部分開示

不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、除いた部分を開示しなければならない。（法第79条）

(イ) 裁量的開示

不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報を開示することができる。（法第80条）

(ウ) 保有個人情報の存否に関する情報

保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。（法第81条）

オ 開示までの手続等

(ア) 開示決定等の期限

- ・ 開示決定等は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。（法第83条第1項、条例第7条）
- ・ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内

に限り延長することができる。(法第 83 条第 2 項)

- ・ 著しく大量で事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、開示請求のあった日の翌日から起算して 44 日以内に相当部分の開示決定等をし、残りの部分は相当の期間内に開示決定等することができる。(法第 84 条、条例第 8 条)

(イ) 事案の移送

開示請求に係る保有個人情報、実施機関以外の行政機関等から提供されたもの等のときは、当該行政機関等と協議の上、当該行政機関等に事案を移送することができる。(法第 85 条)

(ウ) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。(法第 86 条第 1 項)

カ 開示の実施及び費用負担

(ア) 保有個人情報の開示は、閲覧又は写しの交付等により行う。(法第 87 条)

- (イ) 写しの交付等を受ける者は、写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。(条例第 9 条)

キ 訂正請求権

開示を受けた個人情報、事実でないときは、訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる。(法第 90 条)

ク 訂正請求の手續

訂正請求は、実施機関に訂正請求書を提出し、また、本人確認書類を提示又は提出してしなければならない。(法第 91 条)

ケ 保有個人情報の訂正義務

訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。(法第 92 条)

コ 訂正までの手續等

(ア) 訂正決定等の期限

- ・ 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に行わなければならない。(法第 94 条第 1 項)
- ・ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を 30 日以内に限り延長することができる。(同条第 2 項)
- ・ 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。(法第 95 条)

(イ) 事案の移送

訂正請求に係る保有個人情報、法第 85 条第 3 項に基づき実施機関以外の行政機関等が開示を実施したもの等のときは、当該行政機関等と協議の上、当該行政機関等に事案を移送することができる。(法第 96 条)

(ウ) 保有個人情報の提供先への通知

訂正をした場合は、保有個人情報の提供先に対しその旨を書面により通知するものとする。(法第 97 条)

サ 利用停止請求権

開示を受けた個人情報、適法に取り扱われていないときは、利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。(法第 98 条)

シ 利用停止請求の手續

利用停止請求は、実施機関に利用停止請求書を提出し、また、本人確認書類を提示又は提出してしなければならない。(法第 99 条)

ス 保有個人情報の利用停止義務

利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。(法第 100 条)

セ 利用停止決定等の期限

(ア) 利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に行わなければならない。(法第 102 条第 1 項)

(イ) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を 30 日以内に限り延長することができる。(同条第 2 項)

(ウ) 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができる。(法第 103 条)

(6) 審査請求

ア 審査会への諮問

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問しなければならない。(法第 105 条第 1 項、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会条例第 2 条第 1 項)

イ 諮問をした旨の通知

諮問をした実施機関は、審査請求人等に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。(法第 105 条第 2 項)

(7) 雑則

ア 苦情処理

実施機関における個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(法第 128 条、条例第 22 条)

イ 市内の事業者等への支援

個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(条例第 23 条)

ウ 事業者の取り扱う個人情報についての苦情の処理

個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理のため、苦情の処理のあっせん等を講ずるよう努めなければならない。(法第 14 条)

エ 審査会への諮問

個人情報等の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問することができる。(法第 129 条、条例第 27 条)

オ 施行の状況の公表

市長は、毎年度、実施機関におけるこの制度の施行の状況を公表するものとする。(条例第 28 条)

(8) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報（死者情報）ファイル等を提供した場合、処罰に科せられる。(法第 176 条、条例第 30 条)

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報（保有死者情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰に科せられる。(法第 180 条、条例第 31 条)

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人（死者）の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰に科せられる。(法第 181 条、条例第 32 条)

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科す。(法第 185 条、条例第 32 条)

Ⅱ 春日井市個人情報等保護制度解釈運用基準

本基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項に基づく審査基準その他法及び条例を運用する上での参考として、条例の全規定及び法の主だった規定に関し記載したものである。

本基準に記載のない事項（法の解釈等）については、次の資料を活用（個人情報保護委員会WEBサイト内にあり）し、又は本基準の記載事項の読替え等により、適正に事務を執り行うこと。

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

1 目的

法第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

条例第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び死者に関する情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するとともに、市政に対する信頼を確保することを目的とする。

【趣旨】

この条は、法及び条例の目的を明らかにしたものであり、法及び条例の解釈及び運用の指針となるものである。

また、死者に関する情報は、法における保護の対象となっていないが、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、社会通念に照らし慎重に取り扱われなければならないため、条例において保護の対象とすることものである。

【解釈】

- 1 「法の施行及び死者に関する情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定める」とは、法第89条第2項などのように条例への規定が委任された事項その他個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項及び死者情報の保有の制限、正確性・安全の確保、従事者の義務、利用及び提供の制限などについて定めるものである。
- 2 「市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」とは、この条例の第一次的な目的は、個人の権利利益の保護などであり、市政の適正かつ円滑な運営に配慮しつつ、個人の権利利益の保護などを的確に図っていくという趣旨である
- 3 「個人の権利利益を保護するとともに、市政に対する信頼を確保する」と

は、法における保護法益（個人（生存者）の権利利益の保護）に加え、死後における死者の情報を適正に取り扱うことは、該当者が生存中において当然に期待していることであり、その信頼を確保することを条例独自の保護法益とする趣旨である。

2 定義

条例第2条 この条例における用語の意義は、この条例に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(2) 死者情報 死者に関する情報（当該情報が同時に生存する個人に関する情報である場合を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（死者識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）

イ 死者識別符号が含まれるもの

(3) 死者識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が規則その他の規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。

ア 特定の死者の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の死者を識別することができるもの

イ 死者にその生前提供された役務の利用若しくは死者にその生前販売された商品の購入に関し割り当てられ、又は死者にその生前発行されたカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受けた者を識別することができるもの

(4) 要配慮死者情報 本人（死者情報によって識別される特定の死者をいう。以下同じ。）の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が規則等で

定める記述等が含まれる死者情報をいう。

- (5) 保有死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(春日井市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下この条において同じ。)に記録されているものに限る。
- (6) 特定死者情報 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この条において「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む死者情報をいう。
- (7) 保有特定死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (8) 死者の情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定死者情報をいう。

【趣旨】

この条は、この条例で使用する用語の定義を定めたものである。

【解釈】

1 第1号関係(実施機関)

- (1) 「実施機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び消防組組法(昭和22年法律第226号)により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関をいう。なお、議決機関である議会は、法第2条第11項第2号において「地方公共団体の機関」から除かれており、この条例とは別に春日井市議会個人情報等保護条例(令和4年春日井市条例第38号)によって規律される。
- (2) 実施機関の附属機関(春日井市総合計画審議会、春日井市都市計画審議会等)に係る保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、その附属機関を所管する機関が実施機関となる。
- (3) 市の出資法人等(春日井市土地開発公社、春日井市社会福祉協議会等)及び特別地方公共団体である一部事務組合(春日井小牧看護専門学校管理

組合等）は、別個の独立した法人であり、この条例にいう実施機関には含まれない。

- (4) 法において、「行政機関等」（法第2条第11項等）及び「行政機関の長等」（法第63条等）という文言が使用されているが、当市においては実施機関と同義である。

2 第2号関係（死者情報）

- (1) 「死者に関する情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所といった基本的事項のほか、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況、死者識別符号その他一切の死者に関する情報をいう。
- (2) 「当該情報が同時に生存する個人に関する情報である場合を除く。」とは、死者に関する情報が同時に遺族等に関する情報でもある場合には、当該遺族等（生存者）に関する情報として法の規律を受けることとなるため、法と条例の適用関係を明確にする趣旨である。
- (3) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役員及び事業を営んでいた死者の当該事業に関する情報については、これらの情報が法人等に関する情報であると同時に当該死者にとっては死者に関する情報でもあり、個人情報等保護条例の枠内で一定の保護を図る必要があること等から、死者情報の定義から特に除外していない。
- (4) 「他の情報と照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の死者を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の死者を識別することができることとなる情報をいう。

3 第3号関係（死者識別符号）

いずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものを死者識別符号と定義しており、概ね次のものが該当する。

- (1) アに該当 指紋データ、手の平・甲・指の静脈データ、DNAデータ等
- (2) イに該当 運転免許証番号、個人番号、基礎年金番号等

4 第4号関係（要配慮死者情報）

規則で定める記述等が含まれる死者個人情報情報を要配慮死者情報としている。

- (1) 「人種」とは、日系3世、在日韓国・朝鮮人のように、人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。単純な国籍や「外国人」という情報は、法的地位であるため、それだけでは「人種」には含まない。また、肌の色は人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。
- (2) 「信条」とは、個人の基本的なものの見方や考え方を意味し、世界観、人生観、政治理念、支持政党名、信仰する宗教等をいう。
- (3) 「社会的身分」とは、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、

自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、嫡出でない子である事実や同和問題に係る個人情報等をいう。単なる職業的地位や学歴は含まない。

- (4) 「病歴」とは、病気になり患した経歴を意味し、特定の病歴を示した部分（がんになり患している、統合失調症を患っている等）が該当する。
- (5) 「犯罪の経歴」とは、前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実をいう。
- (6) 「犯罪により害を被った事実」とは、身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実をいう。
- (7) 「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が規則等で定める記述等が含まれる死者情報」とは、次のものが該当する。

ア 「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

イ 「知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

ウ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）」があることを特定させる情報

エ 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

オ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次項目において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同項目において「健康診断等」という。）の結果

カ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

キ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

ク 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

5 第5号関係（保有死者情報）

- (1) 「実施機関の職員」とは、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員（臨時職員等を含む。）をいう。また、実施機関の附属機関の委員も含まれる。
- (2) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内で、公的立場において作成し、又は取得した場合をいう。「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関が委任を受け、又は補助執行として処理している事務が含まれる。
- (3) 「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものをいい、いわゆる情報公開条例上の公文書に記録されている死者情報である。
- (4) 「公文書に記録されているものに限る」とは、開示の対象となる死者情報の範囲を情報公開条例の公文書と同一の範囲とする趣旨である。

6 第8号関係（死者の情報提供等記録）

当該死者の生存中に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が、番号法第19条第8号又は第9号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう。

※ 「情報照会者」とは、番号法別表第2の第1欄に掲げる者をいう。「情報提供者」とは、番号法別表第2の第3欄に掲げる者をいう。「条例事務」とは、番号法第9条第2項の規定に基づき春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号利用等条例」という。）第3条に定める事務をいう。「条例事務関係情報照会者」とは、番号利用等条例第3条に定める条例事務を行う機関をいう。「条例事務関係情報提供者」とは、条例事務の内容に応じて番号法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する機関をいう。

3 保有の制限等

- 法第 61 条（条例第 12 条） 行政機関等は、個人情報（死者情報）を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 18 条第 2 項及び第 3 項において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（死者情報）を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

【趣旨】

この条は、実施機関が個人情報（死者情報）を保有するに当たって遵守すべき原則である保有の制限について定めたものである。

【解釈】

- 1 「法令の定める所掌事務又は業務」（第 1 項）とは、次の事務等が該当する。
- (1) 地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」等、法律に規定された事務等
 - (2) 春日井市事務分掌条例（昭和 47 年春日井市条例第 2 号）、春日井市行政組織規則（昭和 49 年春日井市規則第 12 号）等において「所掌事務」を定める条文に列挙されている事務等、「権限」を定める条文上規定されている事務等又は作用法上規定された事務等
- 2 「所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」（第 1 項）とは、個人情報（死者情報）の保有が、これらの所掌事務のうち、当該個人情報（死者情報）を保有することによって遂行しようとする具体的な事務の遂行に必要な場合に限り許容されることを意味する。
- 3 「利用目的をできる限り特定」（第 1 項）するとは、個人情報（死者情報）がどのような事務の用に供され、どのような目的に使われているかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を実施機関の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。
- 4 「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（死者情報）を保有してはならない」（第 2 項）とは、個人の権利利益を保護する（市政に対する信頼確保の）観点から、個人情報（死者情報）が取得される個人（死者）の範囲及び個人情報（死者情報）の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないこととしたものである。
- 5 「相当の関連性を有する」（第 3 項）とは、当初の利用目的からみて、想定

することが困難でない程度の関連性を有することをいう。また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されとの趣旨であり、実施機関の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

4 利用目的の明示

法第 62 条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

【趣旨】

この条は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、利用目的をあらかじめ明示しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

1 「本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」とは、申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載して提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後の各種の行政運営の基礎資料として利用されることになると考えられることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。

2 「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」とは、利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭の説明による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。

なお、実施機関に対して一方的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」明示することが不可能であり、そのような場合についてまで利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。

3 「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」（第 1 号）とは、生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

4 「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、

財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」(第2号)とは、利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。例えば、がんの治療のために必要となる個人情報を取得する際にその利用目的を告げることが、実質的に病名を告知することになり、本人に不測の事態を招くおそれのある場合等が考えられる。

- 5 「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(第3号)とは、市の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから適用除外としたものである。

- 6 「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」(第4号)とは、個人情報取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要が認められないと考えられることから、適用除外としたものである。

例えば、特定の許認可申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を実施機関に提出する場合であって、実施機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

5 不適正な利用の禁止

法第63条（条例第13条） 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報（死者情報）を利用してはならない。

【趣旨】

この条は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報（死者情報）の利用を禁止することを定めたものである。

【解釈】

- 1 「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為や、直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する行為等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。
- 2 「おそれ」の有無は、実施機関による個人情報（死者情報）の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報（死者情報）の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報（死者情報）の利用時点における実施機関の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、実施機関が第三者に個人情報（死者情報）を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報（死者情報）を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報（死者情報）の取得目的を偽っていた等、当該個人情報（死者情報）の提供の時点において、提供した個人情報（死者情報）が違法に利用されることについて、当該実施機関が一般的な注意力をもってしても予見することができない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

6 適正な取得

法第64条（条例第14条） 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報（死者情報）を取得してはならない。

【趣旨】

この条は、偽りその他不正な手段による個人情報（死者情報）の取得を禁止することを定めたものである。

【解釈】

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、暴行・脅迫等の手段により取得した場合、個人情報（死者情報）の取得について定めた個別の法令（番号法第15条等）に違反して取得した場合等をいう。
- 2 この条により、個人情報（死者情報）の取得が可能な場合は、次の例が考えられる。
 - (1) 本人から取得する場合
 - (2) 本人以外から取得する場合
 - ア 法令等で本人以外から取得できることが明らかに定められている場合
又は法令等の趣旨、目的により本人以外から取得できると解される場合
 - イ 第三者から自己の個人情報を取得することについて、本人が文書又は口頭により同意（生前同意を含む。）している場合
 - ウ 新聞、書籍、テレビ、ラジオ等により、何人でも取得し、又は知り得る状態にある場合
 - エ 火災、地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪等の人為的危険等から個人を保護する場合
 - オ 次のような場合に本人から取得したのでは事務又は事業の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (ア) 争訟 相手の主張等を裁判所、審査機関等を通じて取得する場合
 - (イ) 選考 入学試験等で内申書として取得する場合、表彰等で推薦者から取得する場合、附属機関等の委員、講師等の選任のために取得する場合
 - (ウ) 指導 家族、友人等から児童・生徒の個人情報を取得する場合
 - (エ) 相談 本人の自由な意思により提供される情報に、提供者以外の個人情報が記録されている場合
 - カ 他の実施機関、議会、行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から個人情報（死者情報）を取得する場合において

て、実施機関が法令又は条例の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で取得した個人情報（死者情報）を利用し、かつ、当該個人情報（死者情報）を取得することについて、次の例のように相当な理由のある（※）場合

（ア） 火災調査に関する事務につき、火災の原因（出火原因、延焼拡大原因）及び火災による損害の調査を行うため、警察等から個人情報を取得する場合

（イ） 救助業務に関する事務につき、的確な救助業務等を行うため、警察等から個人情報を取得する場合

※ 社会通念上、客観的にみて合理的な理由のあるときをいう。

キ 本人が所在不明のため本人から取得することが不可能な場合、本人が精神上の障害により物事を判断する能力を欠く場合、乳幼児等で意思を表明できないため事実上本人から取得することができない場合等

ク その他個人情報（死者情報）を本人以外の者から取得することについて特別な理由のある（※）とき

※ 本人から取得するについて膨大な経費を要し、かつ、これにより本人の保護に値する利益が害されることがないなど、取得する情報の内容、利用目的等を個々の事案ごとに勘案して判断することが必要である。なお、上記「相当な理由」に比し要件が厳しくなっていることに留意し、実際の運用に当たっても、この趣旨に沿って厳格に解釈される必要がある。

7 正確性の確保

法第65条（条例第15条） 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（保有死者情報）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、実施機関が保有個人情報（保有死者情報）の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、利用目的によっては、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実のみを必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両者を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性を確保することをいう。

例えば、本人から提供された情報を記録し使用することを目的とする個人情報を取り扱う事務の場合、一定の手続に従って本人から示された情報を正確に入力すれば、実施機関の正確性を確保する義務は守られたことになる。

- 2 「事実」とは、客観的に確定される真実の情報をいう。評価、判断の内容そのものは、「事実」には含まれないが、「個人 A が〇〇と評価・判断された」、「個人 B が△△と評価・判断した」という情報は、「事実」に含まれる。

【参考】 「事実」と評価・判断

本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は、個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされる。したがって、本条における正確性の確保の対象は「事実」に止まり、評価・判断には及ばない。

8 安全管理措置

法第66条（条例第16条） 行政機関の長等は、保有個人情報（保有死者情報）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報（保有死者情報）の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報（死者情報）の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報（死者情報）の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

【趣旨】

この条は、実施機関が保有個人情報（保有死者情報）の安全を確保する措置を講じなければならないこと等を定めたものである。

【解釈】

1 「保有個人情報（保有死者情報）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報（保有死者情報）の適切な管理のために必要な措置」（第1項）とは、次の事項などをいう。

- (1) 物理的安全管理措置 保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備など。
- (2) 技術的安全管理措置 ネットワーク接続されているコンピュータへのファイアウォールの構築、暗号化など。
- (3) 組織的安全管理措置 安全管理者の設置等管理体制の整備、漏えい等事案に対応する体制等の整備など。
- (4) 人的安全管理措置 職員に対する教育・研修の実施など

なお、各保護措置については、春日井市における個人情報等の取扱いに関する指針（平成29年4月1日施行）の定めるところによる。

2 個人情報等の安全確保は、情報セキュリティの一環でもあり、春日井市情

報セキュリティポリシー（平成 15 年 7 月 7 日施行）と一体的に推進することが効果的である。

- 3 「準用する」（第 2 項）とは、実施機関から個人情報（死者情報）の取扱いの委託を受けた者等は、実施機関が講ずべき安全確保の措置と同様の措置を講ずる義務を有するという趣旨である。
- 4 「個人情報（死者情報）の取扱い」（第 2 項第 1 号）とは、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれるすべての場合をいう。例えば、配送委託のように、対象者の名簿を配送業者に渡すなど、主たる作業に付随する資料として保有個人情報（保有死者情報）が提供される場合も含まれる。
- 5 「委託」（第 2 項第 1 号）とは、実施機関が、個人情報（死者情報）を取り扱う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に依頼することをいう。
- 6 「公の施設」（第 2 項第 2 号）とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であり、普通地方公共団体が設けるものとして地方自治法第 244 条で定められている。
- 7 業務委託に当たっては、契約条項の中に個人情報の保護、再委託の際の条項等適切な安全確保のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことが必要である。具体的には、春日井市契約に係る標準書式等に関する規程（平成元年 3 月 23 日春日井市訓令第 1 号）第 1 号様式その 3 の委託契約約款等の定めるところによる。
- 8 「第 58 条第 1 項各号に掲げる者」（第 2 項第 3 号）とは、独立行政法人及び地方独立行政法人であり、実施機関には適用されない。
- 9 「第 58 条第 2 項各号に掲げる者」（第 2 項第 4 号）とは、病院等を運営する地方公共団体の機関等であり、実施機関においては、市民病院が該当する。
- 10 「法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの」（第 2 項第 4 号）とは、政令第 19 条第 2 項に定める次に掲げる業務をいう。

- (1) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
- (2) 法第 58 条第 2 項第 1 号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

※ 市民病院は、法における民間部門の規律が適用される（法第58条第2項）ところ、公権力性の高い上記各号に掲げる業務については、民間部門における安全管理措置（法第23条）に加え、本条が適用される。なお、この措置は、法に基づく保有個人情報に限るものであり、保有死者情報についてはそのような規律の区別はなく、条例に基づいた規律のみ適用されるため、条例第16条に法第66条第2項第3号及び第4号と同様の規定は定めていない。

9 従事者の義務

法第67条（条例第17条） 個人情報（死者情報）の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報（死者情報）の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報（死者情報）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【趣旨】

この条は、個人情報（死者情報）の取扱いの従事者に対して、業務上知り得た個人情報（死者情報）について適正な取扱いを義務付けることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「実施機関の職員」とは、条例第2条第2項第5号と同義である。また、「職員であった者」とは、実施機関の職員が当該実施機関を退職、失職、及び免職により離職した者並びに実施機関以外の機関に出向した者をいう。
- 2 「前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において個人情報（死者情報）の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者」については、個人情報の保護の徹底（市政に対する信頼確保）を図り、個人情報（死者情報）の本人に対する直接的な責任を明らかにする観点から、実施機関の職員と同様に個人情報（死者情報）の適正な取扱いに関する義務を課すこととしたものである。
- 3 「知り得た個人情報（死者情報）」とは、個人の秘密であるか、すなわち、秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、電子計算機処理されている個人情報（死者情報）か否かも問わない。
また、本条では、単に「個人情報（死者情報）」とし、「保有個人情報（保有死者情報）」としていない。これは、組織としての利用、保有にいたらない個人情報（死者情報）であっても、適切に取扱う必要があるからである。
- 4 「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報（死者情報）の内容を他人に知らせることをいう。

「不当な目的に利用」とするとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報（死者情報）の内容を利用する場合その他正当性を欠く目的のため

めに個人情報（死者情報）の内容を利用することをいう。

5 従事者の義務違反に対する措置等

- (1) 個人情報（死者情報）の不適正な取扱いをした実施機関の職員等については、法第 176 条、第 180 条、第 181 条及び第 185 条（条例第 30 条から第 32 条まで）に規定する罰則が適用され得る。
- (2) 本条に違反した実施機関の職員が一般職の地方公務員であれば、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条による懲戒処分が適用があり得る。個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務（同法第 34 条）違反による罰則の適用があり得る。
- (3) 受託業務従事者である場合は、実施機関との委託契約の解除事由になり得る。

【参考】公務員の守秘義務のほか、この条で従事者の義務を規定した理由

実施機関の職員若しくは職員であった者は、地方公務員法第 34 条により守秘義務が課されている。守秘義務によって守られるべき秘密は、漏えいされれば、行政執行を円滑に行うことができなくなるおそれのある事項であり、個人情報（死者情報）のすべてとは限らない。一方、法（条例）は、個人の権利利益の侵害（市政に対する信頼の失墜）のおそれが個人情報（死者情報）の内容のみならず、その利用目的、取扱方法によって異なり、また人によって異なり得ることから、秘匿性の有無にかかわらず、実施機関の保有するすべての個人情報（死者情報）を対象としている。

このように、地方公務員法の守秘義務規定によって公務上の必要から保護すべき個人情報（死者情報）の範囲と法（条例）によって保護すべき個人情報（死者情報）の範囲とは異なるものがあることから、地方公務員法のほか、この条において個人情報（死者情報）の適正な取扱いに関する義務を課すこととしたものである。

10 漏えい等の報告等

法第68条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要にこれを代わるべき措置をとるとき。
 - (2) 当該保有個人情報に第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

【趣旨】

この条は、保有個人情報の漏えい等のうち、一定の事態が発生した場合の個人情報保護委員会への報告等を義務付けることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「保有個人情報の漏えい」(第1項)とは、保有個人情報外部に流出することをいい、第三者に閲覧されないうちに当該情報全てを回収した場合は該当しない。

一方、春日井市における個人情報等の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)においては、漏えいを「本人以外の者が知り得る状態になる」ことをいうため、本条における漏えいに該当しない事案でも指針における漏えいに該当する可能性があることに留意すること。なお、指針における漏えいに該当する場合は、指針第25条から第28条の規定が適用される。
- 2 「個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」(第1項)とは、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「法規則」という。)第43条に定める次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生した

おそれがある事態

〔例〕 医療機関から取得した感染症患者の診療情報を含む保有個人情報
を記録した文書を紛失した場合

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報
の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

〔例〕 収納業務のために取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報
が漏えいした場合

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生
し、又は発生したおそれがある事態

〔例〕 不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合

- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生
したおそれがある事態

〔例〕 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報
の閲覧が可能な状態となり、当該保有個人情報に係る本人の数が
100 人を超える場合

- (5) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は
発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が
法第68条第1項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は
地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について
定められているときに限る。本市において定めなし。）

3 「個人情報保護委員会規則で定めるところ」（第1項）とは、法規則第44
条に定める次のとおりとする。

- (1) 1の各号に定める事態を知った後、速やかに（当該事態を知った時点か
ら概ね3～5日以内）、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしよう
とする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。
い。

ア 概要

イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

ウ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本
人の数

エ 原因

オ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

カ 本人への対応の実施状況

キ 公表の実施状況

ク 再発防止のための措置

ケ その他参考となる事項

(2) (1)の報告に加えて、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が1(3)に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する2(1)に定める事項を報告しなければならない。

(3) 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（※）（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第6による報告書を提出する方法）により行うものとする。

※ 個人情報保護委員会ホームページ上の報告フォーム

4 「個人情報保護委員会規則で定めるところ」（第2項）とは、法規則第45条に定める、第1項による報告事案の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、2(1)ア、イ、エ、オ及びケに定める事項を通知することをいう。

11 利用及び提供の制限

法第69条（条例第18条） 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有死者情報）（保有特定死者情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有死者情報）を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報（保有死者情報）を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の（生前の）同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報（保有死者情報）を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報（保有死者情報）を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、（議会、）独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報（保有死者情報）を提供する場合において、保有個人情報（保有死者情報）の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報（死者情報）を利用し、かつ、当該個人情報（死者情報）を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報（保有死者情報）を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報（保有死者情報）を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報（保有死者情報）の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため（市政に対する信頼の確保のため）特に必要があると認めるときは、保有個人情報（保有死者情報）の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

【趣旨】

この条は、実施機関における利用目的以外の保有個人情報（保有死者情報）の利用及び提供を原則として禁止し、例外事由に該当する場合に限り、利用目的以外に利用し、又は提供することができることを定めたものである。

特定個人情報（生存者）の場合は、番号法第 30 条により、法の特例として、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるかまたは本人の同意を得ることが困難である場合に限り、目的外利用することができる。特定死者情報の目的外利用については、条例第 19 条に規定している。

【解釈】

- 1 「法令に基づく場合」を利用目的以外の利用・提供の原則禁止の対象から除外したのは、法令の規定は、それぞれの立法目的から保有個人情報の利用・提供を可能としており、合理性が認められるためである。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

該当する法令の例としては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 186 条、第 223 条及び第 226 条、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項及び第 507 条、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2 などがある。

なお、税情報のうち、地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に関して知りえた秘密については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）上、特に重い守秘義務が課されていることから（同法第 22 条）、その利用・提供にあたっては、厳格な判断が求められる。

- 2 「保有個人情報（保有死者情報）を自ら利用」（第 1 項）するとは、保有個人情報（保有死者情報）を実施機関の内部において利用することをいい、「提供」とは、実施機関以外のもの（他の実施機関を含む。）に提供することをいう。
- 3 「次の各号のいずれかに該当すると認めるとき」（第 2 項）の判断に当たっては、実施機関は、個々の事案ごとに個人情報（死者情報）の内容、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して、「相当な理由」（第 2 項第 2 号、第 3 号）あるいは「特別の理由」（第 2 項第 4 号）に該当するかどうか、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないかどうか（第 2 項ただし書）を総合的に判断して行う必要がある。
- 4 「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」（第 2 項）とは、第 1 号から第 4 号までに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある

と認められるときは、保有個人情報（保有死者情報）を利用・提供してはならないとしたものである。

- 5 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」（第2項第1号）は、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報（保有死者情報）を利用・提供することができることとしたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報（保有死者情報）の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書きに該当する。

保有死者情報の場合は、本人がその生前において、利用・提供に関する同意をしていたことを意味する。

- 6 「本人の同意」（第2項第1号）は、書面によることを要しない。なお、利用目的以外の利用・提供を行うことを個人情報（死者情報）の取得前から予定している場合は、そのような利用・提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

また、個人情報（死者情報）を取得する際に調査票、申告書等に目的以外に利用・提供することもあり得ることを明示して事前に同意を得ることが多いと考えられるが、取得時に同意を得ていない場合は、目的以外に利用・提供する際に本人の同意を得ることになる。

- 7 「本人に提供するとき」とは、実施機関の判断により本人に提供する場合をいい、法第76条に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合は含まれない。なお、提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要であり、開示等請求における本人確認の方法を参考（個人情報取扱事務要領第5の3）に、適切に対応すること。

- 8 「事務又は業務」（第2項第2号、第3号）とは、春日井市事務分掌条例、春日井市行政組織規則等において「所掌事務」を定める条文に列挙されている事務等、「権限」を定める条文上規定されている事務等又は作用法上規定された事務等が該当し、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務もこれに含まれる。

- 9 「相当な理由のあるとき」（第2項第2号、第3号）とは、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由のあることが求められる。相当な理由があるかどうかは、保有

個人情報の内容や当該個人情報の利用目的等を勘案して、個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

- 10 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報（保有死者情報）を提供するとき」（第2項第4号）とは、個人情報（死者情報）の提供を受ける者が専ら統計の作成又は学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。専ら統計の作成や学術研究のために保有個人情報（保有死者情報）を利用する場合には、特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公益性も高いと考えられることから、利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外としたものである。
- 11 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」（第2項第4号）とは、例えば、緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合、勲章等の栄典を受ける者を選考する際に本人の経歴や功績等を証するための情報を知らせる場合等がある。
- 12 「その他保有個人情報（保有死者情報）を提供することについて特別の理由のあるとき」（第2項第4号）とは、本来、実施機関において厳格に管理すべき個人情報（死者情報）について、実施機関以外のものに例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報（死者情報）の性質、利用目的等に則して、「相当な理由」よりもさらに厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①公共機関に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、③情報の提供を受けなければ、提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難な場合であること等の、正に特別の理由が必要とされる。

- 13 「他の法令の規定の適用を妨げるものではない」（第3項）とは、第2項の規定により、個人情報（死者情報）を利用目的以外に利用・提供できる場合であっても、他の法令又は条例の規定により、個人情報（死者情報）の利用・提供が制限されている場合は、他の法令又は条例（法令の委任に基づき定められた条例のみ）の規定が適用されるという趣旨である。

なお、該当する法令の例としては、刑事訴訟法第53条、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の34、特許法（昭和34年法律第121号）第186条がある。

- 14 「個人の権利利益を保護するため（市政に対する信頼の確保のため）特に

必要があると認めるとき」(第4項)とは、個人情報(死者情報)の内容(例えば、病歴や犯罪歴等)により、それが利用目的以外に利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれ(市政に対する信頼の失墜のおそれ)が多いため、特にその利用目的以外の利用を制限する必要があると認めるときをいう。

- 15 「特定の部局若しくは機関又は職員」(第4項)とは、実施機関の内部の特定の部等を指すものであるが、実施機関は、更に、これらの部の内部の組織である課、出先機関等に限ることも必要に応じて行うものとする。

12 保有特定死者情報の利用の制限

条例第19条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定死者情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の生前の同意があるときは、利用目的以外の目的のために保有特定死者情報(死者の情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

この条は、番号法第30条に基づく特定個人情報(生存者)の利用の制限に合わせ、保有特定死者情報を利用目的以外の目的のために利用することができる例外事由を定めたものである。

【解釈】

- 1 「利用目的以外の目的のために保有特定死者情報を自ら利用してはならない」(第1項)とは、特定した利用目的(死者情報取扱事務の目的)以外の目的のために、当該実施機関内部において当該保有特定死者情報を使用すること(目的外利用)をいう。
- 2 当該利用が目的外利用に該当するか否かは、利用目的(死者情報取扱事務の目的)に照らして判断することとなる。具体的には、個人情報等取扱事務開始通知書に記載されている「個人情報等の利用目的」から判断するものである。

13 提供を受ける者に対する措置要求

法第70条（条例第20条） 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号（条例第18条第2項第3号若しくは第4号）の規定に基づき、保有個人情報（保有死者情報）を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報（保有死者情報）の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報（死者情報）について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報（死者情報）の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【趣旨】

この条は、実施機関以外のものに提供される保有個人情報（保有死者情報）について、利用目的以外の利用や漏えい、滅失、き損等を防止するため、保有個人情報（保有死者情報）の提供を受ける者に対し必要な措置を講ずることを求めることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「その他必要な制限」とは、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報（保有死者情報）の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は消去・返却等利用後の取扱いについての指示、所要の報告の要求等が考えられる。
- 2 実施機関は、必要に応じ、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供を停止し、又は、停止した保有個人情報（保有死者情報）の返却を求める等の措置を講ずるものとする。

14 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

法第74条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- (9) 第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (10) 第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (11) その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (3) 当該機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
 - (10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
 - (11) 第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル
- 3 行政機関の長は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

条例第3条 法第74条の規定は、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「実施機関」と、「当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会」とあるのは「実施機関は、あらかじめ、市長」と、同条第3項中「行政機関の長」とあるのは「実施機関」と、「当該行政機関」とあるのは「当該実施機関」と、「個人情報保護委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

【趣旨】

この条は、実施機関が保有する予定又は保有している個人情報ファイルについて、保有開始、変更又は保有終了等があったときは、市長に通知する義務があることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「個人情報ファイル」(法第 74 条第 1 項)とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、法第 60 条第 2 項に定める次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成(人名が容易に検索できるように 50 音順に配列されたもの等)したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 2 「法第 74 条の規定は、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとする場合について準用する。」(条例第 3 条)とは、法第 74 条は行政機関のみを対象とする規定であるところ、法運用の統一性及び法適合性を確保する観点から、市長への通知を義務とするものである。
- 3 「その他政令で定める事項」(法第 74 条第 1 項第 11 号)とは、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。)第 20 条第 1 項及び法規則第 50 条に定める次に掲げるものをいう。
 - (1) 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
 - (2) 法第 90 条第 1 項ただし書又は第 98 条第 1 項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手續が定められているときの、当該法令の条項
 - (3) 法第 74 条第 1 項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日
- 4 「前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない」(法第 74 条第 2 項)とは、同項各号に該当する個人情報ファイルは市長への事前通知を要しないものである。
- 5 「政令で定める数」(法第 74 条第 2 項第 9 号)とは、政令第 20 条第 2 項に定める 1,000 人である。
- 6 「第 3 号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」(法第 74 条第 2 項第 10 号)とは、政令第 20 条第 3 項に定める次に掲げる個人情報ファイルをいう。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)ア 次に掲げる者又はこれらの者であつた者
 - ① 当該機関以外の行政機関等の職員
 - ② 行政機関の職員以外の国家公務員であつて行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

- ③ 行政機関が雇い入れる者であつて国以外のもののために労務に服するもの
 - ④ 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であつて当該事務に1年以上にわたり専ら従事すべきもの
 - イ 法第74条第2項第3号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 法第74条第2項第3号に規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

15 個人情報等取扱事務の事前通知

法第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

条例第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（法第75条に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象となる個人情報ファイル以外の保有個人情報を含む情報を保有する事務をいう。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が規則等で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定により通知した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による通知に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

条例第21条 第4条の規定は、死者情報を取り扱う事務を開始し、若しくは変更しようとする場合又は廃止した場合について準用する。この場合において、同条第1項中「個人情報を取り扱う事務（法第75条に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象となる個人情報ファイル以外の保有個人情報を含む情報を保有する事務をいう。以下「個人情報取扱事務」という。）」とあるのは「死者情報を取り扱う事務（以下「死者情報取扱事務」という。）」と、同項第1号及び第2号中「個人情報取扱事務」とあるのは「死者情報取扱事務」と、同項第3号から第5号までの規定中「個人情報」とあるのは「死者情報」と、同項第6号中「個人情報に要配慮個人情報」とあるのは「死者情報に要配慮死者情報」と、同条第2項中「個人情報取扱事務」とあるのは「死者情報取扱事務」と読み替えるものとする。

【趣旨】

この条は、実施機関における個人情報（死者情報）の取扱事務について、開始、変更又は廃止があったときは市長に通知する義務があるとともに、市長は届出事項を一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」（法第75条第2項第3号）とは、政令第21条第7項に定める、法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものをいう。
- 2 「法第75条に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象となる個人情報ファイル以外の保有個人情報を含む情報を保有する事務」（条例第4条第1項）とは、一つの事務の中で取り扱う個人情報は、「法第75条に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象となる個人情報ファイル」と「それ以外の個人情報」に分けられる。前者は法に基づく個人情報ファイル簿を、後者は条例に基づく個人情報等取扱事務登録簿を作成及び公表することにより、個人情報の取扱いに係る透明性の向上等を確保する趣旨である。

- 3 「個人情報の対象者の範囲」(条例第4条第1項第4号)とは、具体的には、申請者、被表彰者、納税義務者、講師のような個人の類型をいうものである。
- 4 「個人情報の記録項目」(条例第4条第1項第5号)とは、氏名、性別、生年月日、住所等をいう。
- 5 「個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」(条例第4条第1項第6号)とは、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の取扱いに対する透明性を図る観点から、届出事項として定めたものである。
- 5 「市長が規則で定める事項」(条例第4条第1項第7号)とは、規則第5条に定める次の事項である。
 - (1) 特定個人情報の取扱いの有無
 - (2) 個人情報の取得先
 - (3) 個人情報の経常的な利用目的以外の利用及び提供先
 - (4) 個人情報の処理形態
 - (5) 個人情報を取り扱う業務の委託の有無
 - (6) 主な公文書の名称
- 6 「主な公文書の名称」(規則第5条第1項第6号)は、開示請求の際に保有個人情報の特定に資するため、個人情報取扱事務に係る公文書の件名又はファイル名をできる限り記載するものとする。

16 開示請求権

法第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

【趣旨】

この条は、個人情報の開示を請求できる者を定めたものである。

【解釈】

- 1 「何人も」（第1項）とは、市民であると否とを問わず、実施機関において自己を本人とする個人情報保有されているすべての自然人をいう。
- 2 「未成年者」（第2項）とは、年齢が成年すなわち満18歳に達しない者をいう（民法（明治29年法律第89号）第4条）。「成年被後見人」とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であつて、法定の手続に伴い家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう（民法第7条）。
- 3 「法定代理人」（第2項）とは、民法上の法定代理人である。民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人という。具体的には、未成年者にあつては第一次的には親権者、第二次的には未成年後見人であり、成年被後見人にあつては成年後見人である。
- 4 「本人の委任による代理人」（第2項）とは、本人から当該本人の保有個人情報の開示請求につき委任を受けた代理人をいう。
- 5 「本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる」（第2項）とは、法定代理の場合は、任意代理とは異なり、本人（未成年者又は成年被後見人）の利益のために代理行為を行う義務はあつても、代理行為に本人の同意を要しないため、法定代理人は本人の意思と独立して開示請求をする権利を有するものである。法定代理の場合、「本人に代わって」とは、法定代理人が未成年者又は成年被後見人である本人の個人情報について開示請求をすることができるという趣旨であり、本人が開示請求権を行使していない場合にのみ法定代理人が請求権を行使できるという趣旨ではない。

任意代理の場合は、代理行為に本人（委任者）の同意を要するため、委任状その他その資格を証明する書類で本人の同意を確認したうえで、本人に代わっ

て開示の請求をすることができる。

なお、法定代理人及び本人の委任による代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるときは、法第78条第1項第1号により不開示とすることができる。

6 未成年者の法定代理人の開示請求権行使については、父母による親権の共同行使は要件とせず、父母それぞれが単独で開示請求権の行使ができる。

7 死者を開示請求権の主体とすることは制度上不可能なことであるが、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を開示請求権の主体として開示請求ができる。

(1) 「遺族等」とは、死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、死者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（※）を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、死者の財産を相続した者、死者の損害賠償請求権、慰謝料請求権等を相続した者並びに死者の死に起因して、相続以外の原因により権利義務関係を取得した者である。

※ 春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度により市が証明したパートナー等（同制度を適用しなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含み得る。）

(2) 「同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合」とは、具体的には次の場合が考えられる。

死者に関する情報の内容	遺族等の生存する個人	具体的事例
① 開示請求をする者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報	死者である被相続人から財産を相続した者	相続した土地について、被相続人である死者が生前取り交わした「境界確定承諾書」
② 開示請求をする者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報	死者である被相続人から損害賠償請求権等を相続した者	災害補償請求権を取得した者が死亡した場合にその相続人が開示請求する「災害補償認定に関する記録」
③ 近親者固有の慰謝料請求権等、死者の死に起因して、相続以外の原因により開示請求をする者が取得した権利義務に関する情報	当該権利義務を取得した者	子どもの死亡に関して作成された「事故報告書」（慰謝料請求権が確定したもの）

(3) 次の場合は、社会通念上、遺族等の生存する個人に関する情報とみなし得るため、開示請求権の判断にあつては慎重な対応を要する。

死者に関する情報の内容	遺族等の生存する個人	具体的事例
未成年者である自分の子どもに関する情報	死亡した未成年の子どもの親権者であった者	未成年者である子どもの死亡に関して作成された「事故報告書」（事実確認のためのもの）

17 開示請求の手続

法第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

条例第5条 実施機関は、開示請求書に、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、当該実施機関が規則等で定める事項を記載させることができる。

【趣旨】

この条は、開示請求の手続として、開示請求は所定の事項を記載した書面により行うべきこと、開示請求をする者は保有個人情報の本人であることを示す書類を提示等しなければならないこと及び開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めるものである。

【解釈】

- 1 「書面を…行政機関の長等に提出してしなければならない」（法第1項）とは、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするために、開示請求は書面の提出により行うものとし、口頭による開示請求はできないことを定めたものである。なお、開示請求権の行使ではなく口頭により開示を求められた場合は、当該保有個人情報の利用目的のためであるとした法第69条第1項や、利用目的以外の目的のためであっても法第69条第2項の規定に基づき、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。
- (1) 「開示請求をする者の氏名及び住所又は居所」（法第1項第1号）とは、開示請求者の特定及び連絡先を明らかにするものである。郵便番号、電話

番号については、これらの記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、第3項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい、なお、開示請求者の押印は不要である。

- (2) 「保有個人情報を特定するに足りる事項」(法第1項第2号)とは、その記載内容から、開示請求の対象となる保有個人情報を特定することができる程度の記載をいう。

特定の方法については、求める個人情報の内容等により異なるが、ファイルや公文書の名称、個人情報の保有に関連する事務事業の名称、記録項目、取得(作成)時期、担当課名等を適宜組み合わせて表示することになり、個別具体的な開示請求における個人情報の特定においては、実施機関が個別に判断することとなる。

- (3) 「当該実施機関が規則等で定める事項」(条例)とは、規則第6条第1項に定める次の事項をいう。

ア 法第76条第2項の代理人及び遺族等(死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、死者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、死者の財産を相続した者、死者の損害賠償請求権、慰謝料請求権等を相続した者並びに死者の死に起因して、相続以外の原因により権利義務関係を取得した者をいう。以下同じ。)が開示請求をする場合にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

イ 遺族等が開示請求をする場合にあっては、死者を本人とする保有個人情報の開示請求に係る事由

- (4) 「記載させることができる」(条例)とは、(3)ア及びイは任意記載項目であり、当該項目への記載がないことは当該請求の形式上の不備には当たらず、法第77条第1項の要件を満たしていれば適法な請求であることを意味する。また、当該項目への記載について、開示請求者に任意の協力を求めることは可能だが、その場合の補正は本条第3項に基づくものではないため、当該補正に要した日数は、法第83条第1項に規定する開示決定等までの期間に算入する。

- 2 「開示請求に係る保有個人情報の本人であること…開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類」(法第2項)とは、施行令第22条に定める運転免許証等をいう(春日井市個人情報保護事務取扱要領第5の3「本人等の確認」参照)。なお、「開示請求に係る保有個人情報の本人であること」には、「遺族等が開示請求をする場合の遺族等であること」を含む。
- 3 「書類を提示し、又は提出しなければならない」(法第2項)とは、この制

度が本人に対してのみ自己の情報を開示するものであり、個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合があるため、開示請求をするに当たっては、本人、法定代理人、任意代理人又は遺族等であることを確認する手続を行う必要があるとする趣旨である。

4 「形式上の不備」(法第3項)とは、記載事項に漏れがある場合や、開示請求に係る保有個人情報に特定するための十分な記載がない場合など、開示請求書に必要とされる記載事項に外形上明確に判断し得る不備があることをいう。なお、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関が職権で補正できるものである。

5 「相当の期間」(法第3項)とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々のケースによって判断されるべきものである。なお、実施機関が「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、その開示請求は拒否されることになる(行政手続法第7条)。

6 「補正の参考となる情報」(法第3項)としては、例えば、保有個人情報が記録されている公文書の名称、ファイル名、記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。

なお、情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

18 保有個人情報の開示義務

法第78条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を

不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

条例第6 条 法第78条第2 項の規定により読み替えて適用される同条第1 項の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、春日井市情報公開条例第7 条第2 号エに掲げる情報（法第78条第1 項各号（第2 号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

【趣旨】

- 1 この条は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されているときを除き、実施機関は、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示する義務を負うことを定めたものである。
- 2 法における開示請求権制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や公共安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

【解釈】

- 1 第1 号関係
 - (1) 本人開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと

考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、症状の進行状態等から、開示が症状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に実施機関の開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

- (2) 「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、具体的には、診療情報の開示が患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあり、治療効果等への悪影響が懸念されるとき等がある。
- (3) 「第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう」とは、代理人による開示請求がなされた場合において、本人と代理人との利益が相反する場合を想定したものである。

なお、利益相反かどうかの判断に当たっては、直接当該本人に意思を確認する方法、客観的に利益を判断する方法等個々の事案により対応するものとする。

2 第2号関係

- (1) 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る個人情報の中に第三者（個人）の情報が含まれている場合をいう。このような場合、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。
- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。
- (3) 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別

することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

- (4) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。これは、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について補充的に不開示情報として規定したものである。
- (5) 「個人識別符号が含まれるもの」とは、法第2条第2項に規定する個人識別符号を含む情報をいう。なお、個人識別符号が含まれる情報は、それ単独で特定の個人が識別されるものとして位置付けられるため、本条第2号括弧書きに規定する他の情報との照合により特定の個人が識別可能かの判断の必要は生じないものである。
- (6) 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ」とは、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものについては、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。
- (7) 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にしていることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。
- (8) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。該当する情報としては、例えば、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。
- (9) 「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている情報である。「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知がされていなかった場合が想

定される。

- (10) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。
- (11) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が実施機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対応する担当職員の対応内容に関する情報などがこれに含まれる。
- (12) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、実施機関の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としない。

「公務員等の氏名」についても、職務遂行の内容の限りにおいて、この規定又は第2号イ「慣行として開示請求者が知ることができる情報」として、不開示としない。ただし、開示した場合において、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすなど当該個人の権利利益を害するおそれがある場合においては、第2項本文に該当し不開示情報となる。

3 第3号関係

- (1) 「法人その他の団体」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体権利能力なき社団等も含まれる。
- (2) 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

- (3) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから本号で規定している。
- (4) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、第2号ロと同様に、当該情報を不開示とする

ことによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

(5) 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、それらの性格や権利利益の内容、性質等に応じ、権利保護の必要性、行政との関係等を十分考慮して、適切に判断する必要がある。なお、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(6) 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(7) 「行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの」については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

ア 実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、そのような場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないと条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

イ 「開示しない」とは、法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。「条件」については、実施機関の側から開示しないと条件で情報を提供してほしいと申し入れられる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があつ

たので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

ウ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

4 第6号関係

- (1) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続きの確保を保護法益としているものである。
- (2) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (3) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したものである。
- (4) 「不当に」とは、審議、検討等の途中段階にある情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

5 第7号関係

- (1) 「次に掲げるおそれ」として、イからトまでに掲げたものは、各機関に共通的にみられ事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、開示すると将来の同種の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等についても該当するものである。

イからトまでに掲げたもの以外に本号に該当し得るものとして、「評価、診断、選考、指導又は相談に関する事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に

支障を及ぼすおそれがあるもの」がある。「評価」とは、事物や人物の善悪等の価値を判断して決めることをいう。「診断」とは、医者等が患者を診察して、健康状態、病気の種類や病状などを判断すること、又は物事の実情を調べて、その適正や欠陥の有無などを判断することをいう。「選考」とは、能力、人柄等をよく調べて適格者を選び出すことをいう。「指導」とは、ある目的・方向に向かって教え導くことをいう。「相談」とは、問題の解決のために話し合ったり、他人の意見を聞いたりすることをいう。「公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、評価等に係る事務の基準や過程を知らせることにより、公正な事務の遂行が阻害されたり、将来における同種の事務の遂行を阻害したり、関係者間の相互の信頼関係を著しく損なうおそれがあること等をいう。

- (2) 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

本規定は、実施機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の用件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

なお、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

- (3) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員である。「公訴の維持」とは、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいう。「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防及び捜査活動等のほか、平穏な市民生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持するために必要な警察

活動などをいう。

- (4) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の成否を調べることをいう。「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が租税その他の収入金を取ることをいう。
- (5) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて、評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。
- (6) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいい、訴訟、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
- (7) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、これらの機関が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。
- これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財政上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあり、このような情報については不開示とするものである。

- (8) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、市の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、市民等あまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- (9) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、市の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- 6 「春日井市情報公開条例第7条第2号エに掲げる情報」（条例）とは、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方の情報が、情報公開条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして実施機関が定める情報に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職（これに類するものを含む。以下同じ。）及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）をいう。

かかる情報は、情報公開条例の目的に照らし、公にすることが特に必要と認められるものがあり、個人情報保護制度においても同様の取扱いとするものである。

【参考】 情報公開条例と不開示情報との異同について

情報公開条例の目的は、市民の知る権利の尊重と市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることにある。また、情報はそれが転々流通することを妨げられない

という特質を有する。このため、情報公開条例においては、開示請求者に公文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、開示請求の対象である公文書が市民一般に公開されることを前提としている。したがって、開示請求者が誰であるかを確認しないし、本人からの開示請求という事情も斟酌しないこととされている。

これに対し、法における開示請求権制度は、本人が自己の個人情報の取扱いをチェックするためのものであり、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はない。このため、法においては、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている。それに伴い、実施機関に対し開示請求者が当該開示請求の対象となる保有個人情報の本人であるか否かを確認することを義務付けている。ただし、ある特定者に関する保有個人情報が、同時に他者の個人情報、本人に関する情報等としての意味内容を有することは少なくない。これらの意味内容を有する部分について情報公開条例との整合性を保たせることが必要となる。このような考え方から本条においては、保有個人情報の本人の利益を保護しようとする特別の不開示情報といえる第1号を除き、基本的に情報公開条例第7条各号との整合性を保持している。

なお、情報公開条例の運用・解釈については、判例、答申等が相当数蓄積されており、法の運用・解釈についても大いに参考となるものである。

19 部分開示

法第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

この条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分が、他の部分と容易に区分することができるときは、実施機関は不開示情報が記録された部分を除いた部分を開示しなければならないこと等を定めたものである。

【解釈】

- 1 「容易に区分して除くことができるとき」（第1項）とは、不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが物理的・技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。
- 2 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」（第2項）とは、氏名、生年月日、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合をいう。
- 3 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」（第2項）とは、個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人識別性のある部分を除いた部分は、法第78条第1項第2号に規定する開示請求者以外の個人情報には含まれないものとみなして開示しなければならないとする趣旨である。

20 裁量的開示

法第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【趣旨】

この条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため、特に必要があると認めるときには、開示請求者に対し、実施機関が裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

【解釈】

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、不開示情報の規定によって保護される利益と個人の権利利益を保護するため開示する利益とを比較衡量し、後者の利益が優越するため、開示する特別の必要のある場合のことをいう。

21 保有個人情報の存否に関する情報

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、この条は、その例外として、存否応答拒否ができる場合について定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、法定代理人からの探索的な請求の場合等、開示請求に対し、当該保有個人情報は存在するが不開示とするという回答又は当該保有個人情報は存在しないという回答をすることによって不開示情報の保護利益が害されることとなる場合をいう。
- 2 「当該開示請求を拒否する」ときは、法第82条第2項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由を提示する必要がある。

22 開示請求に対する措置

法第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、開示請求に対する実施機関の応答義務を明らかにするとともに、開示請求に対する決定の種類、内容等を明確に定めたものである。

【解釈】

- 1 本条の規定による実施機関の決定は、行政処分であり、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第39号）に基づく抗告訴訟（取消訴訟）により、救済を求めることができる。
- 2 「政令で定める事項」（第1項）とは、次の事項をいう（施行令第24条）。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第87条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）
 - (5) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開

示を実施することができる場合に限る。)又はできない場合は、その旨及び(1)から(4)に掲げる事項

- 3 「前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報に保有していないときを含む」(第2項)とは、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合及び保有個人情報を保有していない場合を不開示の決定に位置付けることを明らかにしたものである。
- 4 開示決定等の通知は、実施機関の規則等で定める個人情報開示決定通知書等により行うものである(規則第7条及び第6号様式から第8号様式まで)。
- 5 一部開示及び不開示の決定を行う場合には、行政手続法第8条第1項の規定に基づき開示請求者に対し、必要にして十分な拒否理由を示す必要がある。

23 開示決定等の期限

法第83条 開示決定等は、開示請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

法第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

条例第7条 実施機関が行う法第82条各項の規定による開示決定等についての法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは、「14日以内」とする。

【趣旨】

この条は、開示決定等を行うべき期限並びに正当な理由がある場合の延長の期限及び手續について定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求があつた日」（法第83条第1項）とは、開示請求書が当該請求を取り扱うこととされている窓口 に物理的に到達し、実施機関が了知可能な状態に置かれた日をいう。
- 2 「開示請求があつた日から30日以内」（法第83条第1項）及び「30日以内」とあるのは、「14日以内」とする」（条例）とは、開示請求があつた日の翌日から起算して（民法第140条）、14日目が期間の満了日となることをいう。14日目が市の休日に当たる場合は、春日井市休日 を定める条例（平成2年春日井市条例第18号）第2条の規定により、その翌日が期間の満了日となる。
- 3 「30日以内」とあるのは、「14日以内」とする」（条例）とは、法第83条第1項により開示決定等の期限を30日以内とする場合、旧条例の規定による運用（開示請求があつた日から起算して15日以内）と比較して開示請求者にとって不利益となる。そのため、法第108条に基づき、旧条例の期限と揃えることで、開示請求者にとっての開示を受ける時期に係る権利利益を保護す

る趣旨である。

- 4 「当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」（法第 83 条第 1 項）とは、法第 77 条第 3 項の規定に基づき実施機関が補正を求めた場合は、補正を求めた日の翌日から補正が完了した日までは期間に算入しないことを定めたものである。
- 5 「事務処理上の困難その他正当な理由」（法第 83 条第 2 項）とは、実施機関が誠実に努力しても、14 日以内に開示決定等を行うことができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合がこれに該当する。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者の意見を聴く必要があり、短期間に決定を行うことができない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の種類又は量が多く、又はその内容が複雑であり、短期間に保有個人情報を確認し、開示決定等を行うことが困難である場合
 - (3) 年末年始又は祝日等が重なり、執務ができない場合
 - (4) 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合、その他短期間に決定を行うことができないことについて正当な理由のある場合
- 6 「30 日以内に限り延長することができる」（法第 83 条第 2 項）とは、正当な理由により、開示請求があった日から 14 日以内に保有個人情報の開示、不開示の決定を行うことができない場合は、開示請求があった日の翌日から起算して最高 44 日を限度として決定期間を延長することができることとしたものである。

なお、この期間延長は、合計 30 日間を限度として再度行う（当初 20 日間延長したが、当該期間では処理できず、さらに 10 日間延長する）ことは可能とする。
- 7 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」（法第 83 条第 2 項）とは、決定期間を延長する場合は、延長後の期間及び延長の理由を実施機関の規則等で定める書面により、開示請求者に通知することを実施機関に義務付けたものである（規則第 8 条及び第 9 号様式）。

24 開示決定等の期限の特例

法第84条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする。この場合において、行政機関の長等は、同条1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

条例第8条 実施機関が行う法第82条各項の規定による開示決定等については、同項中「60日以内」とあるのは、「44日以内」とする。

【趣旨】

この条は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、これ进行处理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要があることから、開示決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため…事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」(法)及び「60日以内」とあるのは、「44日以内」とする(条例)とは、一つの開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、又は多数の開示請求が同時期に集中したため、開示請求を44日以内に処理することにより、通常の事務の遂行が著しく停滞するおそれがある場合をいう。
- 2 「60日以内」とあるのは、「44日以内」とする(条例)とは、条例第7条において法第83条第1項の開示決定等の期限を短縮しており、当該期間に同条第2項の延長期間を加えた期間を上限とすることで、開示請求者にとっての開示を受ける時期に係る権利利益を保護する趣旨である。
- 3 「相当の部分」とは、通常の事務の遂行に支障を来すことなく、44日以内に開示決定等をして得る部分であって、開示請求者の要求をある程度満たすまとまりのあるものをいう。

- 4 「相当の期間」は、開示請求に係る保有個人情報の量や通常の見定期間内に処理できる保有個人情報の量等を勘案し、実施機関が、通常の事務の遂行に支障を来たさない範囲で、個別に判断するものである。
- 5 本条を適用する場合、実施機関は、開示請求があった日から 14 日以内に、開示請求者に対し、書面により通知することを義務付けられていることに留意する必要がある（規則第 9 条及び第 10 号様式）。

25 事案の移送

法第85条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第82条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力を行しなければならない。

【趣旨】

この条は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など、他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときには、当該事案を移送し、移送先の行政機関等において開示決定等を行うことができることを定めたものである。

【運用】

1 事案の移送の判断

開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等（他の地方公共団体等）から提供されたものであるか、又は他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるかを確認する。

「他の行政機関の長等において開示決定等を行うことに係る正当な理由」（第1項）は、次の事項を踏まえ、個別具体的に判断する。

- (1) 他の行政機関等により作成されたもの
- (2) 法第78条第1項第6号又は第7号に基づく不開示情報（当該他の行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等（横浜市情報公開・個人情報保護審査会 平成22年5月7日答申））に該当するもの

2 移送先との協議

協議に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 協議先において当該保有個人情報を持しているか（保有していない場合は当市から写しの提供又は原本の貸与を行う。）、協議先における期限内に開示決定等を行うことができるか、等を確認する。
- (2) 協議及び移送に要する日数は、移送先における開示決定等の期間に算入されることから、協議は速やかに行う。
- (3) 協議が整わない場合、移送することはできないため、通常どおり当該開示請求書を受け付けた実施機関において開示決定等を行う。

3 移送をした旨の通知

他の行政機関等に移送をした場合は直ちに、個人情報開示請求に係る事案移送通知書（規則第10条及び第11号様式）により、請求者に通知しなければならない。

4 当市の実施機関が移送先となった場合

開示決定等に当たっては次の事項に留意する。

- (1) 開示決定等の期限に係る起算日は、移送元である他の行政機関等が当該開示請求書を受け付けた日の翌日となる。
- (2) 実施期間において当該保有個人情報を保有していない場合は、移送元である他の行政機関等から写しの提供又は原本の貸与を受ける。
- (3) 開示決定等後は、移送元である他の行政機関等に、開示決定等の結果を連絡する。

26 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

法第86条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第105条第2項第3号及び第107条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第80条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第105条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

1 第1項は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合に、その情報が不開示情報に該当するかどうかを適正に判断するため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。

2 第2項は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第78条第1項第2号ロ、同項第3号ただし書又は第80条の規定により開示しようとする場合には、当該第三者の権利利益と公益等との比較衡量を慎重に行う必要があるため、必ず当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。

3 第3項は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報について、

当該第三者が開示に反対の意思を表示したにもかかわらず、開示決定をする場合に、当該第三者の権利利益の保護に欠くことのないよう、第三者による争訟の機会を確保するための手続を定めたものである。

【解釈】

- 1 「国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者」(第1項)については、本条の適用の対象ではないが、開示決定等の的確を期するため、これらの者の意見を聴き、又は意見書の提出を求めることを妨げるものではない。
- 2 「第三者」(第1項)とは、個人のほか、法人その他の団体をいう。また、情報提供者に限らない。
- 3 「通知」(第1項)とは、書面のほか、口頭により行う場合を含む。ただし、意見照会を行ったことを明確にしておく観点から、通常は書面(規則第11条第1項及び第12号様式)によることが望ましい。
- 4 「意見書」(第1項)とは、第三者の意思表示は書面によることを要することを示すものである。これは、保有個人情報の開示に反対の意思を表示した場合は、第3項に定める効果をもたらす場合があるため、書面により、その事実を明確にしておく必要があるからである。
- 5 「機会を与えることができる」(第1項)とは、第三者に意見書を提出する機会を与えるかどうかは、実施機関の任意によるものであることを示すものである。なお、実施機関は、開示決定等を行うに際し、第三者の意見を参考にするものであるが、その意見に拘束されるものではない。
- 6 「書面により通知」(第2項)とは、本項により第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、書面により確実にを行う必要があることを示すものである(規則第11条第2項及び第12号様式)。
- 7 「機会を与えなければならない」(第2項)とは、第三者に意見書を提出する機会を与えることを実施機関に義務付けるものである。なお、第1項による場合と同様、実施機関は、第三者の意見に拘束されるものではない。
- 8 「開示決定の日と開示を実施する日との間」(第3項)とは、開示決定の日及び開示を実施する日を算入しない期間をいう。
- 9 「少なくとも2週間を置かなければならない」(第3項)とは、いったん開示を実施すれば、第三者の権利利益が害されることがあったとしても、それを回復することは困難であることから、反対意見書を提出した第三者が、保有個人情報の開示決定の取消を求める争訟を提起し、開示の執行停止の申立てを行う期間を確保することと、開示請求者の迅速な開示への期待を斟酌し、2週間以上置くこととしたものである。

- 10 「開示決定後直ちに」(第3項)とは、開示決定後即日であることをいう。
したがって、開示請求者に通知すると同時に書面により通知するものとする
(規則第11条第3項及び第12号様式)。

27 開示の実施

法第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報に記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第82条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

【趣旨】

- 1 第1項は、保有個人情報の開示の方法を定めたものであり、文書又は図画については閲覧又は写しの交付によるが、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。
- 2 第3項及び第4項は、保有個人情報の開示方法等の申出を定めたものであり、開示請求者は定められた期間内に、求める開示の実施方法等を申し出なければならないものとする。

【解釈】

- 1 「行政機関等が定める方法」（第1項）とは、次表の左欄に掲げる記録の区分に応じ、同表の右欄に定める方法とする（規則第12条）。

区分	開示の方法
1 録音テープ又は録音ディスクに収録された記録	専用機器により再生したものの聴取又は録音テープに複写したものの交付
2 ビデオテープ又はビデオディスクに収録された記録	専用機器により再生したものの視聴又はビデオテープに複写したものの交付
3 電磁的記録(前2項に掲げるものを除く。)	(1) 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

	(2) 専用機器により再生したものの聴取又は視聴 (3) 光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 又は X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
--	--

- 2 「当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」（第 1 項）とは、当該文書又は図画の使用頻度が高く、又はその形態、形状から、原本を閲覧に供することにより、当該文書又は図画の保存に支障が生ずる蓋然性が高い場合をいう。
- 3 「その他正当な理由があるとき」（第 1 項）とは、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する場合、保有個人情報が日常業務に頻繁に使用されている台帳類等で、原本を閲覧に供することにより日常業務に支障を生ずる場合その他文書又は図画の写しをもって原本の開示に代えることについて合理的な理由のある場合をいう。
- 4 「政令で定めるところ」（第 3 項）とは、次をいう（施行令第 26 条第 1 項及び第 2 項）。
- (1) 当該申出は書面により行う。
 - (2) 開示請求の段階で希望する開示の実施方法等が明示され、かつ、実施機関が開示請求者の希望どおりの方法等で開示ができるならば、開示請求者が方法等の変更をしない限り、改めて開示の実施方法等の申出をする必要はない。
- ※ 開示請求者が本条に基づく申出をする必要がないよう、開示請求の段階で、開示の実施方法等の記載不備がないよう配慮する（春日井市個人情報保護事務取扱要領第 5 の 4 「開示請求書の記載事項の確認」参照）。
- 5 「その他の政令で定める事項」（第 3 項）とは、次の事項をいう（施行令第 26 条第 3 項）
- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

28 他の法令による開示の実施との調整

法第88条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

この条は、法令又は他の条例の規定に保有個人情報の開示についての規定がおかれている場合に本法による開示との関係をいかに調整するかについて定めたものである。

なお、番号法第30条第1項により、保有特定個人情報については本条の適用外となる（保有特定個人情報の開示において、情報提供等記録開示システム（※）による開示の方がより住民の利便性が高い場合も想定されることから、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でも、番号法に基づく情報提供等記録開示システム（※）を通じた開示を可能とする必要があるため、保有個人情報から保有特定個人情報を除くもの）

※情報提供等記録開示システム（マイナポータル）とは、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのかを自宅のパソコン等で確認できるシステムである。

【解釈】

- 1 「開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が…開示することとされている場合」（第1項）とは、法令又は他の条例の規定に何人にも開示する旨が規定されているか、請求権者が利害関係人に限定されているか（この場合には開示請求者が利害関係人に含まれていれば本条が適用される。）を問わず、開示請求をした者に対し、自己を本人とする個人情報を開示することが定められている場合をいう。
- 2 「前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合…当該同一の方法による開示を行わない」（第1項）とは、例えば、法令又は他の条例による開示の方法が閲覧と定められている場合にあつては、本条第1項本文による調整の対象となり、本法に基づく閲覧は行われな

とになるが、本条第1項本文による調整が行われるのは「同一の方法で開示することとされている場合」に限られるので、写しの交付については本法が適用されることになるという趣旨である。

- 3 「開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る」(第1項)とは、本条による調整は、法令又は他の条例による開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限ることから、法令又は他の条例が一定期間内に限定して閲覧を認める場合には、その前後の期間については、本法が適用されることになるという趣旨である。

29 手数料等

- 法第89条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第2項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

- 条例第9条 法第89条第2項に規定する手数料の額は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定に基づき写しの交付又は実施機関の定める方法により開示を受ける者は、当該写しの作成等及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

この条は、本法に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、写しの交付等に要する実費相当額の費用を負担することを定めたものである。

【解釈】

- 1 「法第89条第2項に規定する手数料」（条例第1項）とは、実費の範囲内において、開示請求の段階で徴収する手数料又は開示を実施する段階で徴収する手数料をいう。
- 2 「無料とする」（条例第1項）とは、当市においては、個人の権利利益の保護及び開示請求制度の利便性の観点から、写しの交付又は電磁的記録の開示

及び送付に要する費用のみを徴収し、人件費相当額を含み得る「手数料」としては徴収しない趣旨である。

- 3 「写しの作成等」（条例第2項）とは、開示請求者から写しの交付又は規則第12条に掲げる電磁的記録による開示の方法を求められた場合に対するものであって、法第87条第1項ただし書に規定する閲覧に供するため複写したものの作成に要する費用は含まない。
- 4 「写しの作成等及び送付に要する費用」とは、保有個人情報記録された公文書の複写等に要する実費及び送付に要する郵送料をいう。

30 訂正請求権

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨】

この条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができることを定めたものである。

【解釈】

1 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」（第1項）とは、訂正請求の対象となる保有個人情報は明確に特定されている必要があることから、本条第1項各号に掲げるものに限るという趣旨である。同項各号に掲げる以外の方法で自己を本人とする保有個人情報が事実と合致していないことを知った場合には、開示決定等を経た上で、訂正請求を行う必要がある。

2 「事実」（第1項）とは、氏名、生年月日、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。

3 「保有個人情報の内容が事実でない」（第1項）とは、氏名、生年月日等の客観的に判断できる事項に誤りがあることをいい、評価に関する保有個人情報についてはその性質上、訂正請求になじまないため、請求を拒否することとなる。ただし、一見評価に関する情報であると思われる場合であっても、事実に関する情報が含まれる場合があり、十分精査した上で判断する必要がある。

4 「訂正（追加又は削除を含む。）」（第1項）とは、事実と合致していない保有個人情報を事実と合致させることをいい、具体的には情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情

報が不完全の場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。

- 5 「他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」（第1項）とは、保有個人情報の訂正について、他の制度により訂正の手続が定められている場合には、当該手続により同様の目的を達成することができるので、他の制度の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項の規定に基づき記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。
- 6 「開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（第1項第2号）とは、本法の開示決定に係るものであれば、法令又は他の条例の規定により開示を受けたものであつても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にすることとしたものである。
- 7 訂正請求の期限（第3項）を設けた趣旨は、保有個人情報は、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を90日以内としたものである。
- 8 開示請求と同様、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を訂正請求権の主体として訂正請求ができる。

【参考】 「評価」に関する情報の取扱い

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であつて、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があつた場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。本法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は実施機関の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

31 訂正請求の手続

法第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

条例第10条 実施機関は、訂正請求書に、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、当該実施機関が規則等で定める事項を記載させることができる。

【趣旨】

この条は、訂正請求をする際の具体的な手続を定めたものである。

【解釈】

1 「書面・・・を行政機関の長等に提出してしなければならない」（法第1項）とは、本法に基づく訂正請求は書面の提出により行うという趣旨である。

なお、個別の事案に関して、本法とは関係なく、口頭による訂正の請求がなされた場合に実施機関の判断により、職権で調査結果にしたがって訂正することまでを禁止する趣旨のものではない。

2 「訂正請求の趣旨」（法第1項第3号）とは、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」は、それを裏付ける根拠である。「訂正請求の趣旨及び理由」は、請求の内容をなす重要なものであり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

なお、訂正請求をする者は、当該訂正請求に関し参考となる資料を実施機関に提出することができる（規則第15条第3項）

3 「当該実施機関が規則等で定める事項」（条例）とは、規則第15条第1項

に定める次の事項をいう。

- (1) 訂正を求める内容
 - (2) 法第 90 条第 2 項の代理人及び遺族等が訂正請求をする場合にあっては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係
 - (3) 遺族等が訂正請求をする場合にあっては、死者を本人とする保有個人情報の訂正請求に係る事由
- 4 「記載させることができる」(条例)については、開示請求の手続と同様である。
- 5 「訂正請求に係る保有個人情報の本人・・・を示す書類」(法第 2 項)については、開示請求の手続と同様である。

32 保有個人情報の訂正義務

法第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【趣旨】

この条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が利用目的の達成に必要な範囲内で当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」とは、訂正請求権制度は、実施機関の努力義務として定めている法第65条の正確性の確保を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
- 3 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。
- 4 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

【参考】 保有個人情報を基になされた行政処分との関係

訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

33 訂正請求に対する措置

法第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、訂正請求に対する実施機関の応答義務を明らかにするとともに、訂正請求に対する決定の種類を定めたものである。

【解釈】

1 本条の規定による実施機関の決定は、行政処分であり、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟（取消訴訟）により、救済を求めることができる。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするとき」（第1項）とは、前条の規定により、当該訂正請求に理由があると認め、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、実施機関が訂正を行う場合をいう。

3 「訂正をしないとき」（第2項）とは、実施機関が調査した結果、訂正等に必要な事実が判明しなかったとき、調査の結果判明した事実が記録されている個人情報とも請求内容とも異なるとき等をいう。

なお、調査の結果判明した事実が記録されている個人情報とも請求内容とも異なる場合において、不訂正の決定をしたときであっても、必要な場合は、別途、職権で訂正を行うこともある。

4 訂正決定等の通知は、実施機関の規則等で定める個人情報訂正決定通知書等により行うものである（規則第16条及び第16号様式から第18号様式まで）。

5 一部訂正及び不訂正の決定を行う場合には、行政手続法第8条第1項の規定に基づき開示請求者に対し、必要にして十分な拒否理由を示す必要がある。

34 訂正決定等の期限

法第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、訂正決定等を行うべき期限並びに正当な理由がある場合の延長の期限及び手続について定めたものである。

【解釈】

- 1 「訂正請求があった日から起算して 30 日以内」（第1項）とは、訂正請求については、実施機関が事実かどうかについて必要な調査を行うことからその調査に期間を要する場合を考慮し、30日以内としたものである。
- 2 「事務処理上の困難その他正当な理由」（第2項）とは、実施機関が誠実に努力しても、30日以内に訂正決定等を行うことができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合がこれに該当する。
- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の種類又は量が多く、又はその内容が複雑であり、短期間に保有個人情報に係る事実関係を調査し、訂正決定等を行うことが困難である場合
 - (2) 年末年始又は祝日等が重なり、執務ができない場合
 - (3) 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合、その他短期間に決定することができないことについて正当な理由のある場合
- 3 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」（第2項）とは、決定期間を延長する場合は、延長後の期間及び延長の理由を実施機関の規則等で定める書面により、訂正請求者に通知することを実施機関に義務付けたものである（規則第17条及び第19号様式）。

35 訂正決定等の期限の特例

法第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。

この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

【趣旨】

この条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要があることから、訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈】

- 1 「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」とは、訂正請求に係る保有個人情報著しく大量である場合又は訂正請求に係る保有個人情報の検索に著しく日時を要する場合であって、訂正決定等を短期間に処理することにより、通常の事務の遂行が著しく停滞するおそれがあるときをいう。
- 2 「相当の期間」は、訂正請求に係る保有個人情報の量や通常の決定期間内に処理できる保有個人情報の量等を勘案し、実施機関が、通常の事務の遂行に支障を来たさない範囲で、個別に判断するものである。
- 3 本条を適用する場合、実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内に、訂正請求者に対し、書面により通知することを義務付けられていることに留意する必要がある（規則第18条及び第20号様式）。

36 事案の移送

法第96条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

【趣旨】

この条は、訂正請求に係る保有個人情報について、事案の移送が行われて、移送を受けた他の行政機関等によって開示が行われたとき又は他の行政機関等において訂正決定等を行うことに正当な理由があるときには、当該事案を移送し、移送先の行政機関等において訂正決定等を行うことを定めたものである。

【運用】

1 他の行政機関等に移送をした場合は直ちに、個人情報訂正請求に係る事案移送通知書（規則第19条及び第21号様式）により、請求者に通知しなければならない。

2 上記以外は、法第85条の運用を適宜参照すること。

37 保有個人情報の提供先等への通知

法第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【趣旨】

この条は、実施機関が保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、訂正決定をした旨の通知を行うことを定めたものである。

なお、番号法第31条第1項により、情報提供等記録を訂正する際の通知先は、提供先ではなく、同一の記録を保有する者である内閣総理大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係提供者となる。

【解釈】

- 1 「必要があると認めるとき」とは、訂正決定の前に当該保有個人情報と同一の保有個人情報の提供を受けた者が誤ったままの個人情報が使われることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとき等をいう。
- 2 保有個人情報の提供先への通知は、実施機関の規則等で定める個人情報訂正決定に係る通知書により行うものである（規則第20条及び第22号様式）。

38 利用停止請求権

法第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

【趣旨】

この条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しない旨の規定等に違反して取り扱われていると思料するときは、その利用停止を請求することができることを定めたものである。

なお、保有特定個人情報の場合は、番号法第30条第1項により、同法に違反して取り扱われていると思料するときは、その利用停止を請求することができる。情報提供等記録開示システムの場合は、同法第31条第2項により、本条の適用外となる（情報提供等記録は情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、目的外利用及び提供の規定に違反した事態が想定されないこと等による。）。

【解釈】

- 1 「自己を本人とする保有個人情報」（第1項）とは、利用停止請求の対象となる保有個人情報であり、第90条第1項括弧書きで規定されているように同条第1項各号に掲げる開示を受けた保有個人情報である。
- 2 「利用の停止、消去又は提供の停止」（第1項）とは、具体的には保有個人情報の内部での使用を中止すること、個人情報が記録されているデータを消去すること、保有個人情報の外部提供を中止すること等をいう。
- 3 「他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」（第1項）とは、他の制度により利用停止の手續が定められている場合

には、当該制度の手續に委ねることが適當であることから、本法に基づく利用停止請求の対象外とするという趣旨である。

39 利用停止請求の手續

法第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

条例第11条 実施機関は、利用停止請求書に、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、当該実施機関が規則等で定める事項を記載させることができる。

【趣旨】

この条は、利用停止請求をする際の具体的な手續を定めたものである。

【解釈】

1 「書面・・・を行政機関の長等に提出してしなければならない」（法第1項）とは、この条例に基づく利用停止請求は書面の提出により行うという趣旨である。

2 「利用停止請求の趣旨及び理由」（法第1項第3号）を記載事項としたのは、利用停止の趣旨、内容等をできる限り特定するためである。

なお、利用停止請求をする者は、当該利用停止請求に関し参考となる資料を実施機関に提出することができる（規則第21条第3項）。

3 「当該実施機関が規則等で定める事項」（条例）とは、規則第21条第1項に定める次の事項をいう。

- (1) 利用停止を求める内容
- (2) 法第98条第2項の代理人及び遺族等が利用停止請求をする場合にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに本

人との関係

- (3) 遺族等が利用停止請求をする場合にあっては、死者を本人とする保有個人情報の訂正請求に係る事由
- 4 「記載させることができる」(条例)については、開示請求の手續と同様である。
- 5 「利用停止請求に係る保有個人情報の本人・・・を示す書類」(法第2項)については、開示請求の手續と同様である。

40 保有個人情報の利用停止義務

法第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

この条は、利用停止請求があつた場合は、実施機関は、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止する義務を負うことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、当該利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときをいう。その判断は、他の審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考に、慎重に行う必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

- 3 「当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」とは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るようなときには利用停止の義務を負わないという趣旨である。

41 利用停止請求に対する措置

法第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、利用停止請求に対する実施機関の応答義務を明らかにするとともに、利用停止請求に対する決定の種類を定めたものである。

【解釈】

- 1 本条の規定による実施機関の決定は、行政処分であり、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟（取消訴訟）により、救済を求めることができる。
- 2 利用停止は、適法でない個人情報の取扱いを是正するために必要な範囲で行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報自体である。したがって、利用停止がなされる前の当該保有個人情報に基づいて既になされた行政処分の効力に当然に影響を及ぼすものではない。
- 3 「利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき」（第1項）とは、前条の規定により、当該利用停止請求に理由があると認め、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、実施機関が利用停止を行う場合をいう。
- 4 「利用停止をしないとき」（第2項）とは、実施機関が調査した結果、法第98条第1項各号に掲げる規定に違反して個人情報に取り扱われていると判明しなかったとき、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき等をいう。
- 5 利用停止決定等の通知は、実施機関の規則等で定める個人情報利用停止決定通知書等により行うものである（規則第22条及び第24号様式から第26号様式まで）。
- 6 一部利用停止又は不利用停止の決定を行う場合には、行政手続法第8条第1項の規定に基づき利用停止請求者に対し、必要にして十分な拒否理由を示す必要がある。

42 利用停止決定等の期限

法第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、利用停止決定等を行うべき期限並びに正当な理由がある場合の延長の期限及び手続について定めたものである。

【解釈】

- 1 「利用停止請求があった日から30日以内」（第1項）とは、利用停止請求については、実施機関が保有個人情報に適法に取り扱われているかどうかについて必要な調査を行うことからその調査に期間を要する場合を考慮し、30日以内としたものである。
- 2 「事務処理上の困難その他正当な理由」（第2項）とは、実施機関が誠実に努力しても、30日以内に利用停止決定等を行うことができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合がこれに該当する。
- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の種類又は量が多く、又はその内容が複雑であり、短期間に保有個人情報に係る取扱い状況を調査し、利用停止決定等を行うことが困難である場合
 - (2) 年末年始又は祝日等が重なり、執務ができない場合
 - (3) 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合、その他短期間に決定することができないことについて正当な理由のある場合
- 3 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」（第2項）とは、決定期間を延長する場合は、延長後の期間及び延長の理由を実施機関の規則等で定める書面により、利用停止請求者に通知することを実施機関に義務付けたものである（規則第23条及び第27号様式）。

43 利用停止決定等の期限の特例

法第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

【趣旨】

この条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要があることから、利用停止決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈】

- 1 「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき」とは、利用停止請求に係る保有個人情報に著しく大量である場合又は利用停止請求に係る保有個人情報の検索に著しく日時を要する場合であって、利用停止決定等を短期間に処理することにより、通常の事務の遂行が著しく停滞するおそれがあるときをいう。
- 2 「相当の期間」は、利用停止請求に係る保有個人情報の量や通常の決定期間内に処理できる保有個人情報の量等を勘案し、実施機関が、通常の事務の遂行に支障を来たさない範囲で、個別に判断するものである。
- 3 本条を適用する場合、実施機関は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に、利用停止請求者に対し、書面により通知することを義務付けられていることに留意する必要がある（規則24条及び第28号様式）。

44 審理員による審理手続に関する規定の適用除外等

法第104条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

- 2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第2項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あつたとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第50条第1項第4号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

【趣旨】

行政不服審査法において、審査請求がなされた場合、審理員による審理手続・第三者機関（春日井市行政不服審査会）への諮問手続を経ることとなるが、個人情報の開示決定等に係る審査請求についてはこの手続を経ないことを規定したものである。

45 審査会への諮問

法第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び法第107条第1項第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。

【趣旨】

1 この条は、実施機関が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、実施機関は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関に諮問し、その答申を尊重して裁決を行うという救済手続を定めたものである（当市においては、専門家・市民代表で構成される春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問する

こととなる。)

- 2 第2項は、審査会に諮問をした実施機関が、審査請求人等の関係者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」(第1項)とは、法第83条第1項、第94条第1項又は第102条第1項に規定する決定をいう。「開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」とは、法第76条、第90条又は第98条の規定に基づく請求があった場合の不作為である。

- 2 「審査請求があったとき」(第1項)とは、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者からの審査請求のほか、開示決定に対する第三者からの審査請求をいう。

なお、第三者から審査請求があった場合における開示決定等の執行停止については、行政不服審査法に基づく手続によるものである(行政不服審査法第25条)。

- 3 「諮問しなければならない」(第1項)とは、第3項において読み替えて適用する第1項各号に規定する場合を除き、春日井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、審査請求についての裁決を行うことを、裁決をすべき実施機関に義務付けたものである。

なお、答申の尊重義務について明文の規定はないが、答申を尊重するのは当然のことであり、明示するまでもないという趣旨である。

- 4 「審査請求が不適法であり、却下するとき」(第1項第1号)とは、行政不服審査法に基づく審査請求が、審査の結果、審査請求人としての要件に該当しない、期間経過後の審査請求であるなどの要件不備により却下される場合をいう。

- 5 本条による諮問を行う際は、審査会の審理を充実させるため、春日井市個人情報保護事務取扱要領第12の5において、諮問書の添付書類として弁明書(審査請求に係る処分又は不作為についての理由書)の写し、審査請求書の写し、開示請求書等の写し、決定通知書の写し(処分についての審査請求の場合に限る。)及びその他必要な書類を提出する旨、規定している。

- 6 「諮問をした旨を通知しなければならない」(第2項)とは、実施機関に対し、諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを義務付けたものである(規則第25条及び第29号様式)。反対意見書を提出した第三者には、この通知により、参加人になる機会を保障することとなる。

- 7 第2項第1号は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものであ

る。

- 8 第2項第2号は、開示決定について第三者が審査請求を提起している場合、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 9 第2項第3号は、開示決定等について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 10 「参加人」とは、行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人と同義であり、審査請求に係る開示決定等の取消し又は変更に関し、利害関係を有するものをいう。この場合、参加人となりうるものが明らかな者は、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者及び審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者である。

46 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等

法第107条 第86条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

【趣旨】

- 1 第1項は、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障するため、審査請求に対する裁決と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおくこと等を定めたものである。
- 2 第2項は、審査請求をすべき行政庁に関し、条例で特別の定めを設けることができることを定めたものであり、当市においては、特例は定めていない。

【解釈】

- 1 「第86条第3項の規定は、… 準用する」（第1項）とは、本項各号に定める場合は、第三者に行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起の機会を保障する必要があることから、審査請求の裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおかなければならないこととしたものである。
- 2 第1項各号に該当する第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない（規則第11条第3項及び第13号様式）。
- 3 第1項第2号は、開示決定等が裁決により変更された場合の規定であり、不開示決定が裁決により取り消された結果、原処分をした実施機関が改めて行う開示決定については、法第86条第3項が直接適用されることとなる。
- 4 「第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る」（第1項）とは、速やかな開示の実施を求める審査請求人と第三者との利害を調整したものである。したがって、当初の開示決定等に際して反対意見書を提出したが、参加人となっていない第三者については、本条の適用はない。

47 条例との関係

法第 108 条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

【趣旨】

この条は、本法に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに審査請求の手續に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることができることを定めたものである。

【解釈】

本条に基づき、条例で定めた事項は次のとおりである。

- 1 開示請求書の記載事項（第 5 条）
- 2 開示決定等の期限（第 7 条）
- 3 開示決定等の期限の特例（第 8 条）
- 4 訂正請求書の記載事項（第 10 条）
- 5 利用停止請求書の記載事項（第 11 条）

48 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理

法第128条（条例第22条） 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報（死者情報）、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【趣旨】

この条は、実施機関における個人情報（死者情報）、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに伴う各種の苦情について、実施機関が適切かつ迅速な処理に努めることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「行政機関の長等は、…苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない」とは、個人情報（死者情報）等の取扱いは各実施機関の責任に委ねられており、かつ、苦情の多くは各実施機関における個人情報（死者情報）等の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、各実施機関の責任において適切かつ迅速な処理に努めることが適当であるという趣旨である。
- 2 「個人情報（死者情報）、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情」とは、個人情報（死者情報）等の保有制限、取得の制限、利用及び提供の制限並びに開示、訂正及び利用停止の請求に係る苦情その他実施機関における個人情報（死者情報）等の取扱いに関する一切の苦情をいう。
- 3 「仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱い」とは、法第73条及び第123条に規定された取扱いに係る義務に基づく運用をいう。

49 市内の事業者等への支援

条例第23条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を市長が講ずるよう努めることを定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、個人情報の適正な取扱いは、市のみならず、市民、事業者等の自主的な活動によって確保されるべきものであり、これらの主体に対する支援に必要な措置を講ずべき旨を明らかにしたものである。
- 2 「市内の事業者」とは、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。具体的には、市内に本店、支店、営業所、出張所、工場その他社会的、経済的活動等を営む拠点を有する個人及び法人その他の団体がある。
- 3 「市民」とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所又事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者等をいう。
- 4 「支援に必要な措置」とは、個人情報の適正な取扱いを確保するための事業者向けの指針の周知、関係法令の内容の周知、苦情の申出先の情報提供等をいう。

50 苦情の処理のあっせん等

法第14条 地方公共団体は、個人情報取扱いに関し事業者と本人の間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

条例第24条 市長は、法第14条の処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

【趣旨】

この条は、個人情報取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするよう地方公共団体が努めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するための、市長の調査権限を定めたものである。

【解釈】

- 1 苦情・相談の処理を行う場合には、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 苦情・相談処理は、相談者と事業者との間の解決を基本とし、相談者に個人情報保護制度を説明し、事業者又は事業者団体の苦情・相談窓口を紹介するなど自主的な解決に向けた方法を助言する。
 - (2) 相談者が既に事業者と交渉しているなど、相談者が自ら解決することがこれ以上困難であると認めるときは、事業者又は事業者団体に連絡し、相談者への連絡を依頼するなど必要な措置をとる。
 - (3) 苦情・相談を受け付けたときは、個人情報を適正に取り扱うよう事業者を指導するなど、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。
- 2 個人情報に関する苦情の相当部分は、事業者が消費者の個人情報を利用した結果として起こる消費生活に関する苦情であると考えられることから、既存の消費生活センター、市民相談窓口及び個人情報保護委員会相談窓口との連携を図るものとする。
- 3 事業者の個人情報の取扱いについて、苦情相談があった場合で、当該事業者又は関係人から事情を聞くなどの調査をした結果、個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるようなときは、条例第24条が定める説明及び資料提出の求めを行うことになる。
- 4 「説明又は資料の提出を求めることができる」（条例第24条）とは、市長は事業者に対して、説明や資料の提出に関する任意の協力を求めることができるという趣旨である。

51 助言及び勧告

- 条例第25条 市長は、前条の規定による説明又は資料の提出の結果、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、必要な限度において、当該事業者に対し、個人情報の適正な取扱いについて助言することができる。
- 2 市長は、前項の規定による助言をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いに改善が見られないと認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正を勧告することができる。
- 3 市長は、必要に応じて前項の規定による勧告に係る事実に関する情報を市民に提供することができる。

【趣旨】

この条は、前条の説明又は資料の提出要求に基づく調査等により、事業者が不適正な個人情報の取扱いを行っていると思われる場合で、その改善を行うよう指導を行ったにもかかわらず改善されないときに、第1項の助言、第2項の是正勧告の順番に適用し、さらに、事業者が行う又は行った個人情報の不適正な取扱いの事実を明らかにすることによって被害の拡大を防止する必要がある場合に、第3項の市民への提供を適用することになる。

【解釈】

- 1 「不適正」とは、法に沿った措置がとられず、個人情報の取扱いが不正又は違法であることをいう。
- 2 「必要な限度」とは、個人情報の不適正な取扱いの改善に必要であると一般的に判断される範囲ということである。
- 3 「助言」とは、事業者による自主的な問題解決の手助けのための進言という趣旨である。
- 4 「勧告」とは、自主的な解決を図るための進言にとどまらず、市長の明確な意思として、事業者に対して個人情報の不適正な取扱いを是正するように勧め又は促すものである。
- 5 本条における「助言」、「勧告」及び「市民への提供」は、強制力を伴わない行為であり、これらに従わない場合に強制力を有する処分につながることはないため、必要性を慎重に判断する必要がある。実施の判断に当たっては、個人情報取扱事業者等向け「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）4 「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方」を十分に参照し、強制力を伴う考え方を許容することのないようにすること。

52 適用除外

条例第26条 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前2条の規定は、適用しない。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- (4) 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- (5) 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

【趣旨】

この条は、報道機関、著述を業とするもの、学術研究団体、宗教団体、政治団体がそれぞれの本来の活動の目的で行う個人情報の取扱いについては、条例第24条（説明及び資料提出）及び条例第25条（助言及び勧告）を適用しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 報道、著述、学術研究、宗教、政治の各分野においても、個人情報の適正な取扱いを確保することの必要性は一般の事業者と変わるものではないが、これらの分野については、憲法に保障する自由との関係から特に行政からの不当な干渉が排除されることが求められるため、適用除外を定めたものである。
- 2 適用除外に該当するのは、「次の各号に掲げる者」が「当該各号に規定する目的」で個人情報を取り扱う場合であり、「次の号に掲げる者」であっても、「当該各号に規定する目的」以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、適用除外とはならない。
- 3 第1号関係
 - (1) 「報道機関」とは、報道を業として行う者である。「放送機関、新聞社、通信社」は報道機関の例示であり、報道機関はこれに限らない。「報道を業として行う個人を含む。」は、フリージャーナリスト等を含むことを確認的に規定している。
 - (2) 「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
 - (3) 報道機関が行うものであっても、例えば、報道目的をまったく含まない

カルチャーセンター用の個人情報の取扱いについては、適用除外とはならない。

4 第2号関係

- (1) 「著述」とは、小説、詩、論文、評論等のジャンルを問わず、人の知的活動により、創作的な要素を含んだ内容を言語を用いて表現すること全てを含む。
- (2) 「著述の用に供する目的」とは、著述を業とする者における、著述を目的とした取材から、執筆、編集、校正、印刷・製本、制作、刊行・発表に至る一連の活動全体に用いられる個人情報の取扱いが含まれる。

5 第3号関係

- (1) 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、私立大学、民間研究所等の学術研究を目的として活動する期間や「学会」等の団体をいう。
- (2) 「学術研究」とは、学問分野であれば人文・社会科学であるか自然科学であるかを問わず、基礎研究であるか応用研究であるかも問わない。

6 第4号関係

- (1) 「宗教団体」とは、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条で定義されている宗教団体（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする、①礼拝の施設を備える団体（神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体）、又は②単位宗教団体を包括する団体（教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体）と同様である。ただし、同法に基づく認証を受けた者であるかどうかは問わない。
- (2) 「宗教活動（これに付随する活動を含む。）」とされているが、「宗教活動」の概念自体は、宗教法人法における「宗教団体」の定義に照らせば、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」を中心とする活動である。宗教団体が行う活動の中には、宗教団体としての中核に位置づけられる活動とまではいえないものの、その活動の副次的効果として教義を広める効果を期待して行われているものがある。これらの活動についても、宗教団体としての中核となる宗教活動から切り離して関与することは適当でないことから、本号では「宗教活動（これに付随する活動を含む。）」と規定した。

7 第5号関係

- (1) 本号でいう「政治団体」は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する「政治団体」と同様である。ただし、同法上の届出を行ったかどうかは問われない。具体的には、①政治上の主義若しくは政策を推進し、

支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体、②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体、③その他政治上の主義若しくは政策を推進し、支持し、若しくはこれに反対すること、又は特定の公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することをその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体をいう。

また、こうした団体の活動と密接な関連を有する、政治上の主義又は政策を研究する団体や政党のために資金上の援助をすることを目的とする団体も、同法の適用上は「政治団体」とみなされる（政治資金規正法第5条）

- (2) 「政治活動」とは、このような政治資金規制法上の定義等に照らせば、①から③までの活動が中心になると考えられる。しかし、政治団体が行う活動には、それ自体「政治活動」の中核として行われる活動ではないが、副次的に政治上の主張等を推進・支援する等の効果を期待して行われる活動がある。このため、宗教団体の場合と同様の考え方から、このような活動についても、政治目的を含む以上、適用外とすることが適当であることから、「政治活動（これに付随する活動を含む。）」と規定した。

53 審査会への諮問

法第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

条例第27条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報及び死者情報（以下この条において「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問（個人情報に係る諮問にあつては、法第129条に基づくものに限る。）することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項及び第16条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報等の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

【趣旨】

この条は、実施機関が、個人情報等の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合に限り、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問することができることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「第3章第3節の施策」（法）とは、次に掲げる事項をいう。
 - (1) 実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いを確保する措置（法第12条）
 - (2) 区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置（法第13条）
 - (3) 個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するための苦情の処理のあっせん等の措置（法第14条）
- 2 「特に必要であると認めるとき」（法及び条例）とは、個人情報保護委員会に対して必要な情報の提供又は技術的な助言の求めを行うことが可能である（法第166条）ことを考慮しても、なお諮問が必要な場合をいう。個人情報保護委員会は、法の規律と解釈を一元的に担うことから、本条により個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等を類型的に諮問することは、同委員

会による一元管理に反することとなり、認められない。

- 3 本条例を改正し、又は廃止する場合は、法第 167 条第 1 項に基づき、個人情報保護委員会が用意する「条例届出・公表システム」により、同委員会に届け出なければならない。
- 4 「運用上の細則」とは、法令、ガイドライン及び事務対応ガイドの内容を前提とした、法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールなどが考えられる。

54 施行の状況の公表

法第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

条例第28条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の施行の状況を公表するものとする。

【趣旨】

- 1 法は、委員会による監視権限の適時適切な行使及び透明性の向上のため、各行政機関等における本法の施行状況を報告させ、同報告の概要を公表することを定めたものである。
- 2 条例は、個人情報保護制度の健全な発展を推進するため、実施機関における保有個人情報の開示等の施行の状況を公表する市長の責務を定めたものである。

【解釈】

- 1 この条例の施行の状況として公表する事項は、次の事項をいう（規則第 27 条）。
 - (1) 保有個人情報の開示請求の件数
 - (2) 開示決定等の件数
 - (3) その他必要な事項
- 2 「公表」とは、広報春日井及び春日井市ホームページに掲載して行うものとする。

55 委任

条例第29条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

この条は、条例を施行するために必要な事項は、実施機関が定めることとしたものである。

【解釈】

- 1 「この条例の施行について必要な事項」とは、保有個人情報の開示請求書、開示決定等の通知書等の諸様式、開示の実施方法に関する事項等をいう。
- 2 「実施機関が定める」とは、規則、規程等の法規形式のほか、決裁、合議等により定めることも含まれる。

56 罰則

法第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

条例第 30 条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、第 16 条第 2 項に規定する受託業務若しくは管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、死者の秘密に属する事項が記録された保有死者情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有死者情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

【趣旨】

この条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人（死者）の秘密に属する事項が記録された保有個人情報（保有死者情報）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報（保有死者情報）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（以下「電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）」という。）を提供することを処罰するものである。

【解釈】

- 1 個人（死者）の秘密を含む個人情報（死者情報）の保有は、市政に対する信頼の確保にとって不可欠なものである。他方、近年、実施機関における個人情報（死者情報）の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報（死者情報）の漏えい等は、市民の実施機関における個人情報（死者情報）の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な行政

の遂行に重大な支障を生じさせることとなる。このため、本条は、個人（死者）の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）を提供した（電子計算機処理可能な形で個人（死者）の秘密を漏らした）者に対して、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第34条等）に加重して罰則を科すものである。

2 構成要件

- (1) 「行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者」については、「9 従事者の義務（法第67条（条例第17条））【解釈】参照のこと。

過去に「職員であった者」、「従事していた者」又は「従事していた派遣労働者」をも処罰の対象とするのは、在職又は従事中に取得した個人（死者）の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）の要保護性は、職を辞め、あるいは業務に従事しなくなった場合においても変わらないからである。

- (2) 本条の罪は、「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。

「正当な理由がある場合」としては、例えば、次のものが考えられる。

ア 利用目的の達成に必要な範囲内で提供する場合

イ 法令に基づき提供する場合

ウ 法第69条第2項（条例第18条第2項）に該当する場合

- (3) 「個人（死者）の秘密」とは、個人（死者）に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の2つの要素を具備しているものをいう。

- (4) 「電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（条例）とは、電子計算機を用いて検索することができるように、一定の基準に基づいて死者情報が集められたものをいう。マニュアル（手作業）処理に係る死者情報は、本条の罪の対象ではない（地方公務員法第34条の秘密漏洩罪等の対象となる。）。電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）に限定したのは、電子計算機処理の大量、高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

- (5) 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」と規定することにより、個人情報ファイル（死者情報ファイル）の記録媒体が複製又は加工されたものが本条の罪の対象となることを明確にしている。

電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）を職員等が勝手に複製又は加工したものは、実施機関が組織的に保有しているものではないことから、法（条例）で定義する保有個人情報（保有死者情報）に該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、この旨規定したものである。

「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複写することなどが想定される。また、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ替えることや、選択的に抽出することなどが想定される。なお、加工したものも、特定の保有個人上情報（保有死者情報）を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

- (6) 「提供」とは、電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）を第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人情報ファイル（死者情報ファイル）を管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態であれば、不作為によることもあり得る。

3 法定刑

本条の罪を犯した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとしている。

4 具体例

本条の罪の典型例としては、職員（又は法第66条第2項（条例第16条第2項）に規定する受託業務若しくは管理業務の従事者）が個人（死者）の秘密が記録されているデータベースを光ディスク等の記録媒体に複写して、不正に譲渡した場合が考えられる。

5 他罪との関係

本条の罪と他罪との関係は、次のとおりである。

- (1) 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員である場合、地方公務員法の秘密漏洩罪（第34条）と本条の罪は、講学上の法条競合（特別関係）の関係と考えられ、本条の罪が成立するときは地方公務員法の秘密漏洩罪は成立しない。

- (2) 個人（死者）の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）は、通例では、業務に関して知り得た保有個人情報（保有死者情報）を含むため、そのような個人情報ファイル（死者情報ファイル）を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、法第 180 条（条例第 31 条）との観念的競合となる。
- (3) 法第 181 条（条例第 32 条）の罪を犯して実施機関の外部から収集したファイルは、本条の個人情報ファイル（死者情報ファイル）には該当しないことから、これを他に提供しても本条の罪とはならない。

一方、法第 181 条（条例第 32 条）の罪を犯して実施機関の内部にある電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）を収集し、当該個人情報ファイル（死者情報ファイル）を他に提供した場合は、本条の罪も成立し、両罪は併合罪となる。

法第 180 条（条例第 31 条） 第 176 条に規定する者（前条に規定する者）が、その業務に関して知り得た保有個人情報（保有死者情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

【趣旨】

この条は、実施機関の職員等が、保有個人情報（保有死者情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰するものである。

【解釈】

1 実施機関において保有されている個人情報（死者情報）は、行政の遂行に用いるためのものであり、また、適正な管理の下で保有されることとされている。このような保有個人情報（保有死者情報）を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報（死者情報）が転々流通し、場合によっては悪用され、市政に対する信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、保有個人情報（保有死者情報）を自己又は第三者の不正な利益のために用いた職員等を処罰するものである。

2 構成要件

(1) 「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。また、「業務に関して知り得た保有個人情報（保有死者情報）」の中には、個人（死者）の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問うていない。

(2) 「保有個人情報（保有死者情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」とは、本条の罪の対象は、個人（死者）の秘密に限られず保有個人情報（保有死者情報）と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われるものに限定した趣旨のものである。

「提供」については、法第 176 条（条例第 30 条）の【解釈】を参照のこと。

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、保有個人情報（保有死者情報）の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

3 法定刑

本条の罪を犯したものは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとしている。

4 具体例

本条の罪の典型例としては、実施機関の職員が、許認可等に係る個人（死者）の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

5 他罪との関係

本条の罪と他罪との関係は、次のとおりである。

- (1) 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員である場合、保有個人情報（保有死者情報）のうち個人（死者）の秘密に該当するものを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合は、地方公務員法の秘密漏洩罪（第34条）との観念的競合となる。
- (2) 法第181条（条例第32条）の罪を犯して保有個人情報（保有死者情報）に該当する個人（死者）の秘密を収集して、その秘密（個人情報（死者情報））を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、両罪は併合罪となる。

【参考】 法第67条（条例第17条）（従事者の義務）との関係

本条の罪の対象となる行為は、特に当罰性の高い行為である自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為とされており、不正な利益を図る等の意図が存在することを要件としている。一方、法第67条（条例第17条）はこのような意図が積極的に存在することを求めている。したがって、法第67条（条例第17条）に違反する行為であっても、本条が適用されない場合もあり得る。この場合であっても、法第67条（条例第17条）違反を理由として懲戒処分がなされ得ることから、公務の適正な執行の確保と保有個人情報（保有死者情報）の保護は可能である。

法第 181 条（条例第 32 条） 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人（死者）の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

【趣旨】

この条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人（死者）の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。

【解釈】

1 実施機関による個人情報（死者情報）の収集は、個人情報（死者情報）が行政の遂行に利用されることに対する市民からの信頼が必要である。特に、個人（死者）の秘密に係る個人情報（死者情報）の収集については、とりわけ市民からの信頼が前提となっている。しかるに、実施機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人（死者）の秘密を含む個人情報（死者情報）を収集する行為は、個人（死者）の秘密を侵すものであるのみならず、市民の信頼を損ない、ひいては行政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。このため、本条は、このような職権を濫用して個人（死者）の秘密を収集する職員を処罰するものである。

2 構成要件

(1) 「実施機関の職員がその職権を濫用して」とは、本条は、職権の濫用を要件としていることから、実施機関の職員を対象とした規定であり、受託業務の従事者等を対象としていないという趣旨である。

「実施機関の職員」については、「9 従事者の義務（法第67条（条例第17条））」【解釈】参照のこと。

「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して、収集」するとは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。

「収集」とは、文書、図画、又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。既に職員が適法に収集して手元にある文書等を複写して持ち帰るといった行為は、既に自己の所持

に移した文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」に当たらない（その後、不正な目的での提供等があれば、法第176条（条例第30条）、法第180条（第31条）の罪が成立し得る。）

しかし、複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。

- (2) 「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

本条の罪の対象となるには、このような目的をもって収集することが必要であり、例えば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、公文書を閲覧して知った個人（死者）の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。

- (3) 「個人（死者）の秘密」については、法第176条（条例第30条）の【解釈】2(3)参照のこと。

3 法定刑

本条の罪を犯した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとしている。

4 具体例

本条の罪の典型例としては、職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

5 他罪との関係

公務員職権濫用罪（刑法第193条）との関係については、同罪は、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害することを構成要件としているため、公務員がその職権を濫用して、人を介しないで収集する場合は、同罪の対象とならない。人を介して収集する場合は、同罪の対象となり得る。後者の場合、同罪と本条の罪は観念的競合となる。

Ⅲ 関 係 例 規

○春日井市個人情報等保護条例

令和4年12月22日

条例第32号

春日井市個人情報保護条例(平成14年春日井市条例第41号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 個人情報の取扱い(第3条—第11条)

第3章 死者情報の取扱い(第12条—第21条)

第4章 雑則(第22条—第29条)

第5章 罰則(第30条—第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び死者に関する情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するとともに、市政に対する信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(2) 死者情報 死者に関する情報（当該情報が同時に生存する個人に関する情報である場合を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（死者識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）

イ 死者識別符号が含まれるもの

(3) 死者識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が規則その他の規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。

ア 特定の死者の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の死者を識別することができるもの

イ 死者にその生前提供された役務の利用若しくは死者にその生前販売された商品の購入に関し割り当てられ、又は死者にその生前発行されたカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受けた者を識別することができるもの

(4) 要配慮死者情報 本人（死者情報によって識別される特定の死者をいう。以下同じ。）の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が規則等で定め

る記述等が含まれる死者情報をいう。

- (5) 保有死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(春日井市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下この条において同じ。)に記録されているものに限る。
- (6) 特定死者情報 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この条において「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む死者情報をいう。
- (7) 保有特定死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (8) 死者の情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定死者情報をいう。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 法第74条の規定は、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「実施機関」と、「当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会」とあるのは「実施機関は、あらかじめ、市長」と、同条第3項中「行政機関の長」とあるのは「実施機関」と、「当該行政機関」とあるのは「当該実施機関」と、「個人情報保護委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(個人情報取扱事務の事前通知)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（法第75条に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象となる個人情報ファイル以外の保有個人情報を含む情報を保有する事務をいう。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が規則等で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により通知した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による通知に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第5条 実施機関は、開示請求書に、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、当該実施機関が規則等で定める事項を記載させることができる。

(開示情報)

第6条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、春日井市情報公開条例第7条第2号エに掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

(開示決定等の期限)

第7条 実施機関が行う法第82条各項の規定による開示決定等についての法第83

条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは、「14日以内」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 実施機関が行う法第82条各項の規定による開示決定等についての法第84条の規定の適用については、同条中「60日以内」とあるのは、「44日以内」とする。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第9条 法第89条第2項に規定する手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定に基づき写しの交付又は実施機関の定める方法により開示を受ける者は、当該写しの作成等及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求書の記載事項)

第10条 実施機関は、訂正請求書に、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、当該実施機関が規則等で定める事項を記載させることができる。

(利用停止請求書の記載事項)

第11条 実施機関は、利用停止請求書に、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、当該実施機関が規則等で定める事項を記載させることができる。

第3章 死者情報の取扱い

(保有の制限等)

第12条 実施機関は、死者情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第18条第2項及び第3項において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、死者情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第13条 実施機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により死者情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第14条 実施機関は、偽りその他不正の手段により死者情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第15条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有死者情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第16条 実施機関は、保有死者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有死者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める業務を行う場合における死者情報の取扱いについて準用する。

- (1) 実施機関から死者情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 前2号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第17条 死者情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、前条第2項に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第30条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た死者情

報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第18条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有死者情報（保有特定死者情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の生前の同意があるとき。

(2) 実施機関が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有死者情報を内部で利用する場合であって、当該保有死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の実施機関、議会、行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有死者情報を提供する場合において、保有死者情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る死者情報を利用し、かつ、当該死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有死者情報を提供するときその他保有死者情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有死者情報の利用又は提供を制限する法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、市政に対する信頼の確保のため特に必要があると認めるときは、保有死者情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部等に限るものとする。

(保有特定死者情報の利用の制限)

第19条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定死者情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の生前の同意があるときは、利用目的以外の目的のために保有特定死者情報(死者の情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有死者情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第20条 実施機関は、利用目的のために又は第18条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有死者情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有死者情報の提供を受ける者に対し、提供に係る死者情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の死者情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(死者情報取扱事務の事前通知)

第21条 第4条の規定は、死者情報を取り扱う事務を開始し、若しくは変更しようとする場合又は廃止した場合について準用する。この場合において、同条第1項中「個人情報を取り扱う事務(法第75条に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象となる個人情報ファイル以外の保有個人情報を含む情報を保有する事務をいう。以下「個人情報取扱事務」という。)」とあるのは「死者情報を取り扱う事務(以下「死者情報取扱事務」という。)」と、同項第1号及び第2号中「個人情報取扱事務」とあるのは「死者情報取扱事務」と、同項第3号から第5号までの規定中「個人情報」とあるのは「死者情報」と、同項第6号中「個人情報に要配慮個人情報」とあるのは「死者情報に要配慮死者情報」と、同条第2項中「個人情報取扱事務」とあるのは「死者情報取扱事務」

と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(苦情処理)

第22条 実施機関は、実施機関における死者情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(市内の事業者等への支援)

第23条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(説明及び資料提出)

第24条 市長は、法第14条の処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(助言及び勧告)

第25条 市長は、前条の規定による説明又は資料の提出の結果、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、必要な限度において、当該事業者に対し、個人情報の適正な取扱いについて助言することができる。

2 市長は、前項の規定による助言をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いに改善が見られないと認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正を勧告することができる。

3 市長は、必要に応じて前項の規定による勧告に係る事実に関する情報を市民に提供することができる。

(適用除外)

第26条 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前2条の規定は、適用しない。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的

(2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

- (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- (4) 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- (5) 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
（審査会への諮問）

第27条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報及び死者情報（以下この条において「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問（個人情報に係る諮問にあつては、法第129条に基づくものに限る。）することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項及び第16条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報等の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
（施行の状況の公表）

第28条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の施行の状況を公表するものとする。

（委任）

第29条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

第30条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、第16条第2項に規定する受託業務若しくは管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、死者の秘密に属する事項が記録された保有死者情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有死者情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的

に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第31条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有死者情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第32条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で死者の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる者に係る改正前の春日井市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後も、なお従前の例による。
 - (1) 施行日において現に旧条例第２条第４号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 施行日において現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者又は施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
 - (3) 施行日において現に旧実施機関が指定管理者に公の施設の管理を行わせている場合において、当該管理の業務における旧個人情報の取扱いに従事している者又は施行日前において旧実施機関が指定管理者に公の施設の管理を行

わせていた場合において、当該管理の業務における旧個人情報の取扱いに従事していた者

- 3 施行日前に旧条例の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にされた旧条例に基づく決定又は旧保有個人情報の開示の請求その他の旧条例の規定に基づく請求に係る実施機関の不作为に係る審査請求については、なお従前の例による。
- 5 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 6 附則第2項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 7 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則及び過料の適用については、なお従前の例による。

○春日井市個人情報の保護に関する法律等施行規則

令和4年12月22日

規則第61号

改正 令和5年10月5日規則第27号

令和6年11月14日規則第56号

令和7年3月31日規則第35号

令和8年3月30日規則第39号

春日井市個人情報保護条例施行規則（平成14年春日井市規則第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び春日井市個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第32号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が保有する個人情報等の保護等について必要な事項を定めるものとする。

（死者識別符号）

第2条 条例第2条第2項第3号の市長が規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の死者を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換できるもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (9) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (10) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (11) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (12) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (13) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

- (14) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
 - (15) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
 - (16) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
 - (17) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - (18) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- （要配慮死者情報）

第3条 条例第2条第2項第4号の市長が規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康

診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第4条 条例第3条において準用する法第74条第1項の規定により個人情報ファイルを保有しようとするときの通知は、個人情報ファイル保有開始通知書（第1号様式）により行うものとする。

- 2 条例第3条において準用する法第74条第1項の規定により通知した事項を変更しようとするときの通知及び同条第3項の規定による個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが同条第2項第9号に該当するに至ったときの通知は、個人情報ファイル変更・保有終了等通知書（第2号様式）により行うものとする。

（個人情報取扱事務の事前通知等）

第5条 条例第4条第1項第7号の市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定個人情報の取扱いの有無
- (2) 個人情報の取得先
- (3) 個人情報の経常的な利用目的以外の利用及び提供先
- (4) 個人情報の処理形態
- (5) 個人情報を取り扱う業務の委託の有無
- (6) 主な公文書の名称

2 条例第4条第1項の規定による個人情報取扱事務を開始しようとするときの通知は、個人情報等取扱事務開始通知書（第3号様式）により行うものとする。

3 条例第4条第1項の規定による通知した事項を変更しようとするときの通知及び同条第2項の規定による個人情報取扱事務を廃止したときの通知は、個人情報等取扱事務変更・廃止通知書（第4号様式）により行うものとする。

（開示請求書）

第6条 条例第5条の市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第76条第2項の代理人及び遺族等（死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、死者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、死者の財産を相続した者、死者の損害賠償請求権、慰謝料請求権等を相続した者並びに死者の死に起因して、相続以外の原因により権利義務関係を取得した者をいう。以下同じ。）が開示請求をする場合にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

(2) 遺族等が開示請求をする場合にあっては、死者を本人とする保有個人情報の開示請求に係る事由

2 法第77条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（第5号様式）とする。
（開示決定等の通知）

第7条 法第82条第1項の規定による通知は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合にあっては個人情報開示決定通知書（第6号様式）により、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合にあっては個人情報一部開示決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期間の延長の通知）

第8条 法第83条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知

書（第9号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例の通知）

第9条 法第84条の規定による通知は、個人情報開示決定等期限特例通知書（第10号様式）により行うものとする。

（開示決定等に係る事案の移送）

第10条 法第85条第1項の規定による通知は、個人情報開示請求に係る事案移送通知書（第11号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の通知等）

第11条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行う場合は、意見照会書（第12号様式）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、意見照会書により行うものとする。

3 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、開示決定に係る通知書（第13号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

第12条 法第87条第1項に基づき、市長が定める方法は、次の表の左欄に掲げる記録の区分に応じ、同表の右欄に定める方法とする。

区分	開示の方法
1 録音テープ又は録音ディスクに収録された記録	専用機器により再生したものの聴取又は録音テープに複写したものの交付
2 ビデオテープ又はビデオディスクに収録された記録	専用機器により再生したものの視聴又はビデオテープに複写したものの交付
3 電磁的記録（前2項に掲げるものを除く。）	(1) 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付 (2) 専用機器により再生したものの聴取又は視聴 (3) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの再生装置で再生することが可能なものに限る。）

(開示の実施方法等の申出)

第13条 法第87条第3項の規定による申出は、個人情報の開示の実施方法等申出書(第14号様式)によるものとする。

(写しの作成等及び送付に要する費用の納付の方法)

第14条 条例第9条第2項に基づき写しの作成等及び送付に要する費用を負担する者は、春日井市会計規則(平成9年春日井市規則第11号)第31条第1項に定める納入通知書その他市長が定める方法により当該費用を納付しなければならない。

(訂正請求書)

第15条 条例第10条の市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正を求める内容
 - (2) 法第90条第2項の代理人及び遺族等が訂正請求をする場合にあっては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係
 - (3) 遺族等が訂正請求をする場合にあっては、死者を本人とする保有個人情報の訂正請求に係る事由
- 2 法第91条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書(第15号様式)とする。
- 3 訂正請求をする者は、当該訂正請求について参考となる資料を市長に提出することができる。

(訂正決定等の通知)

第16条 法第93条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報訂正決定通知書(第16号様式)
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報一部訂正決定通知書(第17号様式)

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定をした場合 個人情報不訂正決定通知書（第18号様式）

（訂正決定等の期間の延長の通知）

第17条 法第94条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（第19号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の特例の通知）

第18条 法第95条の規定による通知は、個人情報訂正決定等期限特例通知書（第20号様式）により行うものとする。

（訂正決定等に係る事案の移送）

第19条 法第96条第1項の規定による通知は、個人情報訂正請求に係る事案移送通知書（第21号様式）により行うものとする。

（訂正決定に係る提供先への通知）

第20条 法第97条の規定による通知は、個人情報訂正決定に係る通知書（第22号様式）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第21条 条例第11条の市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止を求める内容

(2) 法第98条第2項の代理人及び遺族等が利用停止請求をする場合にあっては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

(3) 遺族等が利用停止請求をする場合にあっては、死者を本人とする保有個人情報の訂正請求に係る事由

2 法第99条第1項の利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（第23号様式）とする。

3 利用停止請求をする者は、当該利用停止請求について参考となる資料を市長に提出することができる。

（利用停止決定等の通知）

第22条 法第101条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定をした場合
個人情報利用停止決定通知書（第24号様式）
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定をした場合
個人情報一部利用停止決定通知書（第25号様式）
- (3) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をした場合
個人情報不利用停止決定通知書（第26号様式）

（利用停止決定等の期間の延長の通知）

第23条 法第102条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第27号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例の通知）

第24条 法第103条の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期限特例通知書（第28号様式）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第25条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第29号様式）により行うものとする。

（死者情報取扱事務の事前通知等）

第26条 第5条の規定は、条例第21条の規定により読み替えて適用する条例第4条の規定による死者情報取扱事務について準用する。この場合において、第5条第1項第1号中「特定個人情報」とあるのは「特定死者情報」と、同項第2号から第5号までの規定中「個人情報」とあるのは「死者情報」と、同条第2項中「条例第4条第1項」とあるのは「条例第21条の規定により読み替えて適用する条例第4条第1項」と、「個人情報取扱事務」とあるのは「死者情報取扱事務」と、同条第3項中「条例第4条第1項」とあるのは「条例第21条の規定により読み替えて適用する条例第4条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第21条の規定により読み替えて適用する条例第4条第2項」と、「個

個人情報取扱事務」とあるのは「死者情報取扱事務」と読み替えるものとする。

(施行の状況の公表)

第27条 条例第28条の規定による公表は、次に掲げる事項を市広報に掲載して行うものとする。

- (1) 開示請求の件数
- (2) 開示決定等の件数
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

(雑則)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の春日井市個人情報保護条例施行規則の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則 (令和5年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年規則第56号)

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

附 則 (令和7年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年規則第39号)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の春日井市情報公開条例施行規則及び春日井市

個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市情報公開条例施行規則及び春日井市個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第4条関係）

個人情報ファイル保有開始通知書

年 月 日

（宛先）春日井市長

春日井市個人情報等保護条例第3条において準用する個人情報の保護に関する法律第74条第1項の規定により、次のとおり通知します。

個人情報ファイルの名称				
実施機関及び組織の名称				
個人情報ファイルの利用目的				
記録範囲				
記録項目				
要配慮個人情報以外の記録情報			要配慮個人情報	
基本的事項	心身の状況	社会生活	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪により害を被った事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続	☐ 心身の機能の障害 ☐ 医師等により行われた健康診断等の結果 ☐ 医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤
☐ 識別番号（個人番号を除く。） ☐ 個人番号 ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ 国籍・本籍 ☐ 印影	☐ 健康状態 ☐ 身体の特徴 ☐ 性格・性質 ☐ 家庭状況 ☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ 居住状況	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 受賞歴・表彰歴 ☐ 成績・評価 ☐ 財産・収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ 趣味・嗜好		その他の項目
記録情報の収集方法	相手方： ☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内 ☐ 他の実施機関、議会 ☐ 国、独立行政法人等及び他の地方公共団体 ☐ 出資法人等 ☐ 民間団体・私人 手段： ☐ 申告、申請等 ☐ 調査 ☐ その他（ ）			
記録情報の経常的な目的外利用及び提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内 ☐ 他の実施機関、議会 ☐ 国、独立行政法人等及び他の地方公共団体 ☐ 出資法人等 ☐ 民間団体・私人			

個人情報ファイルを取り扱う業務の委託の有無		☐ 無 ☐ 有	
開示請求等を受 理する組織	名称		
	所在地		
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手續等			
個人情報ファイ ル簿に記載しな い事項	記録項目		
	記録情報の 収集方法		
	記録情報の経 常的提供先		
個人情報ファイル簿への掲載		☐ 掲載する ☐ 掲載しない	
保有開始の予定年月日			
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイ ル)
		個人情報の保護に関す る法律施行令第21条第 7項に該当するファイ ル ☐ 有 ☐ 無	
備考			

第2号様式（第4条関係）

個人情報ファイル変更・保有終了等通知書

年 月 日

（宛先）春日井市長

春日井市個人情報等保護条例第3条において準用する個人情報の保護に関する法律第74条第1項又は第3項の規定により、次のとおり通知します。

個人情報ファイルの名称		
実施機関及び組織の名称		
通 知 の 区 分	☐ 変 更 ☐ 保有終了 ☐ 本人の数が政令で定める数未満	
変更又は保有終了の理由		
変 更 す る 事 項	変更前	
	変更後	
変更、保有終了等年月日	年 月 日	
備 考		

第3号様式（第5条、第26条関係）

個人情報等取扱事務開始通知書

年 月 日

（宛先）春日井市長

春日井市個人情報等保護条例第4条第1項及び第21条において準用する同項の規定により、次のとおり通知します。

個人情報等取扱事務の名称			
実施機関及び組織の名称			
個人情報等の利用目的			
個人情報等の対象者の範囲			
特定個人情報等の取扱いの有無			
個人情報等の記録項目			
右記以外の個人情報等		要配慮個人情報及び要配慮死者情報	
基本的事項 ☐ 識別番号（個人番号を除く。） ☐ 個人番号 ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ 国籍・本籍 ☐ 印影	心身の状況 ☐ 健康状態 ☐ 身体の特徴 ☐ 性格・性質 家庭状況 ☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ 居住状況	社会生活 ☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 受賞歴・表彰歴 ☐ 成績・評価 ☐ 財産・収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ 趣味・嗜好	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪により害を被った事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 心身の機能の障害 ☐ 医師等により行われた健康診断等の結果 ☐ 医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 その他の項目
個人情報等の収集方法	相手方： ☐ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 実施機関内 ☐ 他の実施機関、議会 ☐ 国、独立行政法人等及び他の地方公共団体 ☐ 出資法人等 ☐ 民間団体・私人 手段： ☐ 申告、申請等 ☐ 調査 ☐ その他（ ）		
個人情報等の経常的な目的外利用及び提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内 ☐ 出資法人等 ☐ 他の実施機関、議会 ☐ 国、独立行政法人等及び他の地方公共団体 ☐ 出資法人等 ☐ 民間団体・私人		
個人情報等の処理形態	☐ 電子計算機処理を含まない。 ☐ 電子計算機処理を含む。		
個人情報等を取り扱う業務の委託の有無	☐ 無 ☐ 有		
開示請求等を受理する組織	名所		
	所在地		
主な公文書の名称			

第4号様式（第5条、第26条関係）

個人情報等取扱事務変更・廃止通知書

年 月 日

（宛先）春日井市長

春日井市個人情報等保護条例第4条第1項又は第2項及び第21条において準用する同項の規定により、次のとおり通知します。

個人情報等取扱事務の名称		
実施機関及び組織の名称		
通 知 の 区 分	☐ 変 更 ☐ 廃 止	
変 更 又 は 廃 止 の 理 由		
変 更 す る 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
事務の変更又は廃止年月日	年 月 日	
備 考		

第5号様式（第6条関係）

個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）春日井市長

氏 名
郵便番号
住所又は居所
電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項		
開示の実施の方法 〔1又は2を○で囲んでください。1を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。〕	1 来庁による開示の実施を希望する。 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他（ ） <実施の希望日> 年 月 日 2 写しの送付を希望する。	
※ 備 考	本人確認	
	公文書の名称	
	担当課等	

同法第76条第2項の規定により開示請求をする場合又は遺族等が死者を本人とする保有個人情報の開示請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号
本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人 4 死者の遺族等（続柄 ）	
死者を本人とする保有個人情報の開示請求に係る事由（上欄で4を選択した場合のみ記載）		

注1 請求の際には、保有個人情報の本人であることを示す書類（運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

2 法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等であることを示す書類（戸籍謄本等又は委任状）及び当該本人であることを示す書類（運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

3 ※印の欄は、記入する必要はありません。

第6号様式（第7条関係）

個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 公文書の名称				
保有個人情報の利用目的				
開示の実施の方法等				
開示の実 施の方法 等の申出 に係る参 考となる 情報	方 法			
	来庁による 開示の実施 ができる期 間、時間及 び場所	期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで 時間： 場所：		
	開示の実施 に要する費 用の額（見 込み）	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 円	写しの送付を 希望する場合 の準備日数	日
担 当 課 等		電話番号		

注 開示請求書において希望された開示の実施の方法等とは異なる方法等を希望することができます。その場合は「開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報」に記載した情報から選択し、本通知日から30日以内に、「個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出してください。

第 7 号様式（第 7 条関係）

個 人 情 報 一 部 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することとしたので、個人情報の保護に関する法律第82条第 1 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称				
保有個人情報の利用目的				
開 示 の 実 施 の 方 法 等				
開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報	方 法			
	来庁による開示の実施ができる期間、時間及び場所	期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで 時間： 場所：		
	開示の実施に要する費用の額（見込み）	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 円	写しの送付を希望する場合の準備日数	日
開示しないこととした部分				
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由				
担 当 課 等		電話番号		

注 開示請求書において希望された開示の実施の方法等とは異なる方法等を希望することができます。その場合は「開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報」に記載した情報から選択し、本通知日から30日以内に、「個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出してください。

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第7条関係）

個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないこととしましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担 当 課 等	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式（第8条関係）

個人情報開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
法第83条第1項及び春日井市個人情報等保護条例第7条の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号

第10号様式（第9条関係）

個人情報開示決定等期限特例通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条及び春日井市個人情報等保護条例第8条の規定により、開示決定等をする期間等を次のとおりとしましたので通知します。

保有個人情報が記録されている 公文書の名称その他の開示請求 に係る保有個人情報を特定する に足りる事項			
法第83条第 1 項及び春日井市個人 情報等保護条例第 7 条の規定 による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
開示請求に係る個人情報のうち の相当の部分につき開示決定等 をする期間及びその部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	部 分		
残りの保有個人情報について開 示決定等をする期限	年 月 日		
法第84条を適用する理由			
担 当 課 等	電話番号		

第11号様式（第10条関係）

個人情報開示請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

保有個人情報記録されている 公文書の名称その他の開示請求 に係る保有個人情報を特定する に足りる事項	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の行政機関の長等	
移送元の担当課等	電話番号

第12号様式（第11条関係）

意 見 照 会 書

第 年 月 日 号

様

春日井市長

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が記録されていますので、同法第86条第1項第2項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課等）	電話番号
同法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

別紙

意 見 書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

氏 名
〔法人その他の団体にあつて〕
は、名称及び代表者の氏名〕
郵便 番 号
住 所（居 所）又
は事務所（事業所）の所在
地
電 話 番 号

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の 名称	
開 示 に つ い て の 意 見 〔 該当する番号を○で囲んで ください。 〕	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する
開示に反対する場合の反対の 理由	

第13号様式（第11条関係）

開 示 決 定 に 係 る 通 知 書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで 開示に反対する意見書の提出
審 査 請 求 のありました保有個人情報について、
開示に反対する意思の表示

次のとおりその 全部 一部 を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律

第86条第3項
第107条第1項において準用する同法第86条第3項 の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に記録 されているあなたに関する情報の内容	
開 示 決 定 を し た 理 由	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第14号様式（第13条関係）

個人情報の開示の実施方法等申出書

第 年 月 日 号

（宛先）春日井市長

氏 名
郵便番号
住所又は居所
電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示の実施方法等を申し出ます。

個人情報開示等決定通知書の番号等			
開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称			
開 示 の 実 施 の 方 法	閲 覧	1 全部 2 一部 ()	
	写しの 交付	1 全部 2 一部 ()	
	その他	1 全部 2 一部 ()	
開示の実施を希望する日時	月 日 午前 午後 時 分から		
写しの送付の希望の有無	有 無		
担 当 課 等	電話番号		

第15号様式（第15条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

氏 名

郵便番号

住所又は居所

電話 番 号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正請求をします。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項		
訂正請求の趣旨及び理由		
訂正を求める内容	訂正前	
	訂正後	
※ 備 考	本人確認	
	公文書の名称	
	担当課等	

同法第91条第2項の規定により訂正請求をする場合又は遺族等が死者を本人とする保有個人情報情報の訂正請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の 氏名及び住所	氏名	
	住所	電話番号
本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人 4 死者の遺族等（続柄）	
死者を本人とする保有個人情報の訂正請求に係る事由（上欄で4を選択した場合のみ記載）		

注1 請求の際には、保有個人情報の本人であることを示す書類（運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

2 法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等であることを示す書類（戸籍謄本等又は委任状）及び当該本人であることを示す書類（運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

3 ※印の欄は、記入する必要はありません。

第16号様式（第16条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正することとしましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の名称		
訂 正 の 内 容	訂 正 前	
	訂 正 後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話番号	

第17号様式（第16条関係）

個 人 情 報 一 部 訂 正 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することとしましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の記録されている公文書の名称		
訂 正 の 内 容	訂 正 前	
	訂 正 後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
訂正しないこととした部分		
訂正しないこととした理由		
担 当 課 等	電話番号	

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第18号様式（第16条関係）

個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないこととしましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の記録されている公文書の名称	
訂正しないこととした理由	
担 当 課 等	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第19号様式（第17条関係）

個 人 情 報 訂 正 決 定 等 期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
同法第94条第1項の規定による 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
担 当 課 等	電話番号

第20号様式（第18条関係）

個人情報訂正決定等期限特例通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、訂正決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
法第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
法第95条を適用する理由	
担 当 課 等	電話番号

第21号様式（第19条関係）

個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の行政機関の長等	
移送元の担当課等	電話番号

第22号様式（第20条関係）

個人情報訂正決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

あなたに提供した個人情報について、次のとおり訂正することとしましたので、個人情報の保護に関する法律第97条の規定により通知します。

提供に係る個人情報の内容		
訂正した事項	訂正前	
	訂正後	
個人情報を訂正した年月日	年 月 日	
担当課等	電話番号	

第23号様式（第21条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）春日井市長

氏 名

郵便番号

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止請求をします。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 その他当該保有個人情報を 特定するに足る事項		
利用停止請求の趣旨及び理由		
利用停止を求める内容		
※ 備 考	本人確認	
	公文書の名称	
	担当課等	

同法第99条第2項の規定により利用停止請求をする場合又は遺族等が死者を本人とする保有個人情報の利用停止請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の 氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号
本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人 4 死者の遺族等（続柄 ）	
死者を本人とする保有個人情報の利用停止請求に係る事由（上欄で4を選択した場合のみ記載）		

注1 請求の際には、保有個人情報の本人であることを示す書類（運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

2 法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等であることを示す書類（戸籍謄本等又は委任状）及び当該本人であることを示す書類（運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

3 ※印の欄は、記入する必要はありません。

第24号様式（第22条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止することとしましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報記録されている 公文書の名称	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話番号

第25号様式（第22条関係）

個 人 情 報 一 部 利 用 停 止 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利 用 停 止 請 求 に 係 る 保 有 個人情報記録されている公文書 の名称	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利用停止しないこととした部分	
利用停止しないこととした理由	
担 当 課 等	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第26号様式（第22条関係）

個人情報不利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しないこととしましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の名称	
利用停止しないこととした理由	
担 当 課 等	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号様式（第23条関係）

個 人 情 報 利 用 停 止 決 定 等 期 間 延 長 通 知 書

第 年 月 日 号

様

春日井市長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号

第28号様式（第24条関係）

個人情報利用停止決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、利用停止決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
同法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
同法第103条を適用する理由	
担 当 課 等	電話番号

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 年 月 日 号

様

春日井市長

開 示 決 定 等・開 示 請 求 に 係 る 不 作 為
年 月 日 付 け 訂 正 決 定 等・訂 正 請 求 に 係 る 不 作 為 に対する審査請求については、
利用停止決定等・利用停止請求に係る不作為
次のとおり春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律
第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報を 特定するに足る事項	
審 査 請 求 の 内 容	
諮 問 し た 日	年 月 日
担 当 課 等	電話番号

春日井市個人情報等保護事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、春日井市個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第32号。以下「条例」という。）及び春日井市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年春日井市規則第61号。以下「規則」という。）に定める個人情報等の保護に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 保有個人情報の開示等に係る事務の窓口

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に係る事務は、市役所2階情報コーナー内の情報公開窓口（以下「公開窓口」という。）において行うものとする。

第3 事務分掌

総務課、開示等請求に係る個人情報を取り扱う事務を主管する課等（以下「開示等担当課」という。）及び開示等請求に係る審査請求に対する審査庁の事務を主管する課等（市長が実施機関の場合は総務課、その他の実施機関の場合は開示等担当課。以下「審査庁担当課」という。）が行う事務は、次のとおりとする。

1 総務課が行う事務

- (1) 保有個人情報の開示等に係る相談及び案内に関すること。
- (2) 開示等担当課への連絡調整及び助言又は指導に関すること。
- (3) 個人情報開示請求書（規則第5号様式。以下「開示請求書」という。）、個人情報訂正請求書（規則第15号様式。以下「訂正請求書」という。）又は個人情報利用停止請求書（規則第23号様式。以下「利用停止請求書」という。）の受付及び写しの交付に関すること。
- (4) 公文書の写しの交付及び電磁的方式による開示の方法（以下「写しの交付等」という。）及び提供に係る実費徴収金の収納に関すること。

- (5) 個人情報ファイル簿及び個人情報等取扱事務登録簿（第 1 号様式。以下「ファイル簿等」という。）の閲覧に関すること。
- (6) 施行の状況の公表に関すること。
- (7) 春日井市情報公開・個人情報等保護審査会（以下「審査会」という。）の庶務に関すること。

2 開示等担当課が行う事務

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書の收受及び補正に関すること。
- (2) 法第 83 条第 1 項、第 94 条第 1 項又は第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等及びその通知に関すること。
- (3) 事案の移送に関すること。
- (4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関すること。
- (5) 開示の実施に関すること。
- (6) 審査請求の受付に関すること。

3 審査庁担当課が行う事務

- (1) 審査請求書の收受及び補正に関すること。
- (2) 審査請求事案の審査会への諮問に関すること。
- (3) 審査請求に係る裁決に関すること。

第 4 個人情報ファイル及び個人情報等取扱事務の通知に関する事務

1 個人情報ファイルの保有開始

法第 60 条第 2 項に規定する個人情報ファイル（法第 74 条第 2 項に該当するものを除く。）の保有を開始しようとするときは、当該ファイルを所管する課等は、条例第 3 条において準用する法第 74 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ個人情報ファイル保有開始通知書（規則第 1 号様式）を総務課に提出しなければならない。

2 個人情報ファイルの変更又は保有の終了等

前項の規定により通知した事項を変更しようとするとき又は通知に係る個人情報ファイルの保有を終了したとき、又は本人の数が 1,000 人に満たなくなったときは、当該ファイルを所管する課等は、遅滞なく、個人情報ファイル変更・保有終了等通知

書（規則第2号様式）を総務課に提出しなければならない。

3 個人情報等取扱事務の開始

「法第75条に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象となる個人情報ファイル」以外の保有個人情報を含む情報を保有する事務（以下「個人情報等取扱事務」という。）を開始しようとするときは、当該事務を所管する課等は、条例第4条第1項の規定に基づき、あらかじめ個人情報等取扱事務開始通知書（規則第3号様式）を総務課に提出しなければならない。

4 個人情報取扱事務の変更又は廃止

前項の規定により届け出た事項を変更しようとするとき又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、当該事務を所管する課等は、遅滞なく、個人情報等取扱事務変更・廃止通知書（規則第4号様式）を総務課に提出しなければならない。

5 記入要領

個人情報ファイル及び個人情報取扱事務に係る通知書の記入については、別に定める記入要領によるものとする。

6 ファイル簿等の閲覧

総務課は、個人情報ファイル及び個人情報等取扱事務に係る通知書に基づき、ファイル簿等を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

第5 開示請求の受付に関する事務

1 相談及び案内

(1) 請求内容の確認

総務課は、保有個人情報の開示請求があった場合は、請求の趣旨、内容等を十分に聴取し、開示等担当課に連絡をとり、応対を求めるものとする。この場合において、総務課は立ち会うものとする。

(2) 開示等担当課は、ファイル簿等により保有個人情報の特定を行う。

(3) 開示等担当課における相談及び案内

開示等担当課は、個人情報の取扱い等に関する相談があった場合には、口頭説明、他の制度の利用等で対応できるときを除き、公開窓口への案内を行う等適切な

対応に努めなければならない。

2 開示請求の方法

- (1) 開示請求は、開示請求書を次の方法により総務課に提出することにより行うものとする。

ア 公開窓口への提出

イ 郵送

ウ 電子申請

- (2) 口頭及び電話による開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容が不明確となるため、認めないものとする。

- (3) ファクシミリによる開示請求は、本人確認を十分に行うことができない(法令に定める本人確認書類の添付ができない、電子証明書等による本人確認ができない)ため、認めないものとする。

3 本人等の確認

総務課は、法第 77 条第 2 項及び政令第 22 条の規定により、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる本人等の証明に必要な書類の提示又は提出を求め、本人等の確認を行うものとする。この場合において、本人確認を行ったことを記録として残すなどの目的のため必要な場合は、本人等の了承を得た上で、当該書類の写しを取り、本人等の確認資料として適切に保管するものとする。

- (1) 本人が請求する場合 次に掲げる書類のいずれか（開示請求をする日が当該書類の有効期限等内であるものに限る。）

ア 運転免許証、運転経歴証明書

イ 個人番号カード（氏名、住所等が記載された面）

ウ 旅券

エ 各医療保険者が発行する資格確認書（※）

オ その他官公庁の発行する書類であって本人であることを確認するに足りるもの（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド 196 頁の例に準じる）

※ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「保険者番号等」という。）について告知要求制限が規定されたことから、資格確認書の提示又は提出を求める場合は次の点に留意する。

- 保険者番号等を書き写さない。
- 資格確認書の写しをとる場合は、保険者番号等を復元できない程度にマスキングを施す。
- 資格確認書の写しの送付を受ける場合は、請求者に対し、保険者番号等にマスキングを施し送付するよう求める。

(2) 法定代理人が請求する場合 次に掲げる書類のいずれか（原本のみ。開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）及び法定代理人に係る前号に掲げる書類のいずれか

ア 戸籍謄本

イ 後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条に規定する登記事項証明書

ウ 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 47 条に規定する家庭裁判所の証明書

エ その他法定代理人の資格を確認できるもの

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合 委任状（※）その他その資格を証明する書類（原本のみ。開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）

及び本人の委任による代理人に係る第 1 号に掲げる書類のいずれか

※ 次の事項が記載されていることを確認する。また、なりすましによる請求等の防止のため、必要に応じ請求者本人に委任の事実を電話等で確認する。

- 代理人の住所、氏名
- 個人情報の開示請求に係る権限を委任する旨
- 委任者の住所、氏名、電話番号、委任をした日付

(4) 遺族等が請求する場合 死の事実及び遺族等の資格を証明する書類として次

に掲げる書類のいずれか及び遺族等に係る第1号に掲げる書類のいずれか

ア 戸籍謄本（原本かつ開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。

ただし、当該証明する事実に変動がないと認められるときは、この限りではない。）

イ 住民票の写し（原本かつ開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。ただし、当該証明する事実に変動がないと認められるときは、この限りではない。）

ウ 死者の財産を相続したことを証明する書類（遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたものに限る。以下同じ。）、遺産分割協議書、不動産登記簿、契約書等）

エ 死者が損害賠償請求権、慰謝料請求権等を取得していたことを証明する書類（示談書、和解書、裁判所の確定判決書等）及び請求者が死者の損害賠償請求権、慰謝料請求権等を相続したことを証明する書類（遺言書、遺産分割協議書、裁判所の確定判決書等）

オ 死者の死に起因して、請求者が相続以外の原因により権利義務関係を取得したことを証明する書類（示談書、和解書、裁判所の確定判決書等）

カ その他保有個人情報の本人の遺族等であることを確認できるもの

(5) 開示請求書を郵送して請求する場合 次に掲げる書類

ア 前各号の場合における当該各号に掲げる書類（ただし、第1号に掲げる書類にあつてはその写し）

イ 第1号に掲げる書類に記載された住所と開示請求書に記載された住所が異なる場合は、請求者の住民票の写し（原本かつ開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）又は請求者がアに掲げる書類に記載された本人であることを示すもの（開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された郵便物等）

(6) 電子申請で請求する場合 次に掲げる書類

第1号の場合における当該号に掲げる書類を撮影した画像データ

4 開示請求書の記載事項の確認

総務課は、開示請求書を受け付ける場合は、次の事項について確認する（第3号から第6号までは任意記載事項であり、記載がない場合も通常どおり受付し、記載された内容から請求者の保有個人情報を特定する。）。

(1) 開示請求者の氏名、住所又は居所等

ア 請求者の特定及び通知書の送付のために正確に記載されていること。

イ 請求者の押印は、要しないこと。

ウ 電話番号については、自宅、勤務先等連絡が容易な場所の連絡先が記載されていること。

(2) 「保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」欄

保有個人情報が記録されている公文書の名称を記載させることが望ましいが、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項の記載がなされていれば差し支えないこと。

(3) 「開示の実施の方法」欄

請求者の希望する方法（市役所における開示の実施又は写しの送付）に○印が付けられていること。市役所における開示の実施を選択した場合において、実施の方法のいずれかへのチェック及び実施の希望日が記載されていること（実施の希望日は、「●月●日～●月●日」、「●月●日以降」といった記載でも差し支えない。）。

(4) 「保有個人情報の本人の氏名及び住所」欄

法定代理人、本人による委任をうけた代理人又は遺族等が請求する場合は、保有個人情報の本人の氏名及び住所が記載されていること。

(5) 「本人との関係」欄

本人との関係のいずれかに○印が付けられていること。死者の遺族等の場合には具体的な続柄が記載されていること。

(6) 「死者を本人とする保有個人情報の開示請求に係る事由」欄

遺族等が請求する場合は、開示請求に係る保有個人情報、死者を本人とする保有個人情報であって、かつ、遺族等自身の個人情報でもあると認められるものであることを示す事由が記載されていること。

また、前項(4)ア及びイのただし書きに該当する場合は、その旨を宣言する内容が記載されていること。なお、前項(4)ア及びイのただし書きに該当する場合は、死亡時以降の開示請求における死者と遺族等との関係（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）を証明する場合は考えられる。

5 開示請求書の補正

- (1) 開示等担当課は、開示請求書の記載事項に記入漏れなど形式上の不備がある場合には、請求者に対し、当該箇所を訂正又は補筆するよう開示請求書の補正を求めるものとする。なお、補正は、開示請求書とは別の書面によることを原則とし、開示請求者が市役所内で補正を行う場合に限り、開示請求書に直接訂正等を行うことを可能とする。
- (2) 補正を求めた場合にあっては、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

6 開示請求書の写しの交付

- (1) 総務課は、開示請求書の受付後、記載事項を再度確認し、次の事項に留意して「備考」欄に記載した上で、受付印を押印し、その写しを請求者に交付する。
 - ア 「本人確認」欄は、本人等の確認を行った書類の名称及び提示又は提出の別を記載すること。
 - イ 保有個人情報が記録されている公文書が特定できた場合は、公文書の名称及び開示等担当課を記載すること。
 - ウ 当該公文書が特定できない場合は、開示等担当課のみ記載すること。
- (2) 該当する保有個人情報が複数の課等に存在する場合は、当該保有個人情報に係る事務若しくは事業の主体となっている課等又は当該保有個人情報を作成した課等が開示等担当課となる。

7 請求者に対する説明等

総務課は、開示請求書の受付後、請求者に対し、次の事項について説明を行う。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の開示決定等は、開示請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に行うが、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には延長することができるものであること。
- (2) 開示決定等は書面により通知し、開示する場合は開示を実施する日時、場所及び写しの交付等に要する費用等についても、同書面で通知すること。
- (3) 開示請求書に記載された「開示の実施方法」及び「開示の実施の希望日」で、開示を行うことができない場合は、個人情報の開示の実施方法等申出書（第14号様式。以下「実施方法等申出書」という。）を提出する必要があること。
- (4) 写しの交付等を受ける場合は、当該交付に必要な費用を請求者が負担しなければならないこと。この場合において、郵送を希望するときは、当該費用のほか、郵送に必要な費用を負担しなければならないこと。

8 受付後の開示請求書の取扱い

(1) 個人情報開示等受付整理簿の記載

総務課は、開示請求書の受付後、その請求内容等を個人情報開示等受付整理簿（第2号様式）に記載する。

(2) 開示請求書の送付等

総務課は、開示請求書の写しを保管の上、速やかに当該開示請求書を開示等担当課に送付する。

9 開示請求書の収受

開示等担当課は、春日井市文書取扱規程（平成13年春日井市訓令第4号）に従って、総務課から送付を受けた開示請求書进行处理しなければならない。

第6 開示決定等に関する事務

1 開示・不開示の判断等

開示等担当課は、開示・不開示の判断に当たって、次の事項に留意して検討、調整等を行わなければならない。この場合において、開示等担当課は、あらかじめ総務課と協議を行うものとし、総務課は、必要に応じて開示等担当課に適切な措置を講ずる

よう助言又は指導を行うものとする。

(1) 不開示情報の該当性

開示請求に係る保有個人情報、法第 78 条第 1 項各号に規定する情報（条例第 6 条に規定する情報を除く。以下「不開示情報」という。）に該当するかどうかの判断については、次の事項を踏まえ、当該保有個人情報の内容を十分に検討した上で、個別具体的に判断する。

ア 条例の目的、不開示情報の規定等条文の趣旨に則して判断すること。

イ 判例の動向に則して判断すること。特に、最高裁判決及び最新の判決に留意すること。

ウ 法及び条例の解釈運用基準その他の保有個人情報の開示に関する基準に則して判断すること。

エ 国及び他の自治体における運用状況等を参考とすること。特に、情報公開・個人情報等保護審査会の答申については、判例に準じて取り扱うこと。

(2) 一部開示の可能性の検討

前号の検討に当たっては、保有個人情報に不開示情報が存在すれば当該保有個人情報の全部が不開示となるのではないため、法第 79 条の規定による一部開示の可能性も併せて検討する。

(3) 保有個人情報の不存在

開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合は、法第 82 条第 2 項の規定により、保有個人情報の不存在として開示しない旨の決定を行い、個人情報不開示決定通知書（規則第 8 号様式）により、通知しなければならない。

(4) 開示請求の拒否

開示等担当課において補正を求めたにもかかわらず、なお請求者が補正に応じない場合等は、開示請求を拒否する（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条）旨の決定をし、個人情報不開示決定通知書により、請求者に通知するとともに、その写しを総務課へ送付する。

(5) 関係部課等との調整

開示請求に係る保有個人情報に他の部課等が所管する事務に係る情報が記録されている場合は、当該関係部課等と連絡をとり、調整を行わなければならない。

2 開示決定等の期限

(1) 開示決定等は、原則として、開示請求があった日の翌日から起算（民法（明治29年法律第89号）第140条）して14日以内に行わなければならない。

(2) 開示決定等の期限の延長

ア 開示等担当課は、事務処理上の困難その他正当な理由により開示決定等の期間を延長する場合は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に個人情報開示決定等期間延長通知書（規則第9号様式。以下「開示決定等期間延長通知書」という。）により、請求者に通知しなければならない。

イ 延長する場合の期限は、開示請求があった日の翌日から起算して44日を限度とする。

ウ 前号、ア又はイにある期間又は期限の末日が市の休日に当たる場合は、春日井市休日を定める条例（平成2年春日井市条例第18号）第2条の規定により、その翌日が当該期間又は期限の満了日となる。

エ 開示等担当課は、決定期間の延長を行った場合は、開示決定等期間延長通知書の写しを総務課に送付する。

(3) 開示決定等の期限の特例

ア 開示等担当課は、大量請求により開示請求があった日の翌日から起算して44日以内に開示決定等ができない場合は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に個人情報開示決定等期限特例通知書（規則第10号様式。以下「開示決定等期限特例通知書」という。）により、請求者に通知しなければならない。

イ 開示等担当課は、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内に相当の部分について開示決定等を行い、残りの部分については開示決定等期限特例通知書に記載した期限までに開示決定等を行わなければならない。

ウ ア又はイにある期間又は期限の末日が市の休日に当たる場合は、春日井市休日を定める条例第2条の規定により、その翌日が当該期間又は期限の満了日と

なる。

エ 開示等担当課は、開示決定等の期限の特例を適用した場合は、開示決定等期限特例通知書の写しを総務課に送付する。

3 開示請求事案の移送

(1) 事案の移送の判断

開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等（他の地方公共団体等）から提供されたものであるか、又は他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるかを確認する。

「他の行政機関の長等において開示決定等を行うことに係る正当な理由」は、次の事項を踏まえ、個別具体的に判断する。

ア 他の行政機関等により作成されたもの

イ 法第78条第1項第6号又は第7号に基づく不開示情報（当該他の行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等（横浜市情報公開・個人情報保護審査会 平成22年5月7日答申））に該当するもの

(2) 移送先との協議

協議に当たっては、次の事項に留意する。

ア 協議先において当該保有個人情報を保有しているか（保有していない場合は当市から写しの提供又は原本の貸与を行う。）、協議先において期限内に開示決定等を行うことができるか等を確認する。

イ 協議及び移送に要する日数は、移送先における開示決定等の期間に算入されることから、協議は速やかに行う。

ウ 協議が整わない場合、移送することはできないため、通常どおり当該開示請求書を受け付けた実施機関において開示決定等を行う。

(3) 移送をした旨の通知

他の行政機関等に移送をした場合は直ちに、個人情報開示請求に係る事案移送通知書（規則第11号様式）により、請求者に通知しなければならない。

(4) 当市の実施機関が移送先となった場合

開示決定等に当たっては次の事項に留意する。

ア 開示決定等の期限に係る起算日は、移送元である他の行政機関等が当該開示請求書を受け付けた日の翌日となる。

イ 実施機関において当該保有個人情報保有していない場合は、移送元である他の行政機関等から写しの提供又は原本の貸与を受ける。

ウ 開示決定等後は、移送元である他の行政機関等に、開示決定等の結果を連絡する。

4 第三者に関する情報の取扱い

(1) 意見書提出の機会の付与

開示等担当課は、開示請求に係る保有個人情報に第三者（国及び他の地方公共団体を除く。）に関する情報が含まれているときは、必要に応じ、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。ただし、次の場合は、第三者の所在が判明しない場合を除き、第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

ア 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が法第 78 条第 1 項第 2 号ロ又は同項第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

イ 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を法第 80 条の規定に基づき開示しようとするとき。

(2) 機会付与の方法

開示等担当課は、第三者に対して意見照会書（規則第 12 号様式）により意見書の提出について通知するものとする。

なお、開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行わなければならないことから、意見書の提出は提出期限を設けるものとする。提出期限は、当該第三者が自己の権利利益が侵害されないかについて判断するために必要な時間的余裕を確保できるよう配慮する必要がある、通常は1週間から2週間を目途に設定する。この際、意見書の提出を短期間に行うことができないことについて合理的な理由があり、そのために必要な提出期限を設定することにより、結果として14日

以内に開示決定等を行うことができないこととなる場合には、法第83条第2項の規定に基づき期限の延長を行う。

(3) 第三者が開示に反対する旨の意見書を提出した場合の取扱い

第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定を行ったときは、開示決定に係る通知書(規則第13号様式)により当該第三者に通知するとともに、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

(4) 国及び他の地方公共団体に関する情報

開示請求に係る保有個人情報に国及び他の地方公共団体に関する情報が含まれている場合で、開示決定等の判断を的確に行うために必要があるときは、前各号の手続に準じ、国及び他の地方公共団体の意見を求めるものとする。

5 開示決定等の決裁

(1) 開示決定等は、市長が実施機関の場合は、春日井市決裁規程(昭和36年春日井市訓令第8号)の規定により、開示請求に係る保有個人情報を所管する部等の長の専決とし、その他の実施機関の場合は、当該実施機関の定めによるものとする。

(2) 開示等担当課は、開示決定等に当たっては、次の書類を添付して回議するものとする。この場合において、総務部長(総務課)の合議を受けるものとする。

ア 決定通知書の案

イ 開示請求書の写し

ウ 開示決定等期間延長通知書又は開示決定等期限特例通知書の写し(法第83条第2項に規定する期間延長又は法第84条に規定する期限の特例を適用している場合に限る。公印が押印されていないものでも可。)

エ 第三者の意見書(第三者が意見書を提出した場合に限る。)

オ 開示請求に係る保有個人情報の写し(一部開示の場合においては、不開示情報に該当する部分を見え消し処理を行ったもの)

カ その他開示決定等をするために必要な書類

6 開示決定等の通知

(1) 全部開示決定

開示等担当課は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報に該当する情報が含まれていないときは、保有個人情報の全部を開示する旨の決定を行い、個人情報開示決定通知書（規則第6号様式）により、請求者に通知しなければならない。

(2) 一部開示決定

開示等担当課は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合で、その部分を容易に区分して除くことができるときは、保有個人情報の一部を開示する旨の決定を行い、個人情報一部開示決定通知書（規則第7号様式）により、請求者に通知しなければならない。

(3) 不開示決定

開示等担当課は、次の場合には、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定を行い、個人情報不開示決定通知書（規則第8号様式）により、請求者に通知しなければならない。

ア 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれており、かつ、一部開示も行うことができないとき。

イ 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき。

ウ 開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき。

エ 開示請求が不適法であり当該請求を拒否するとき。

(4) 存否応答拒否の取扱い

開示等担当課は、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するときは、当該情報の内容及び保有個人情報の存否を明らかにできない理由を必ず明示しなければならない。

7 決定通知書の記載事項

(1) 個人情報開示決定通知書

ア 「開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称」欄

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称は、公文書の件

名を記載する。

イ 「個人情報の利用目的」欄

個人情報の利用目的は、原則としてファイル簿等における個人情報の利用目的を記載する。

ウ 「開示の実施の方法等」欄

(ア) 開示請求書に記載された方法及び希望日で開示を実施できる場合

開示請求書に記載された方法及び希望日で開示を実施できる旨及び当該方法等以外の方法等も選択することができる旨を記載する。

【記載例】

＜実施の方法＞ 閲覧

＜実施の日時＞ ●月●日●時●分

＜実施の場所＞ 市役所２階情報コーナー

※ 「開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報」に記載されたものから開示の実施の方法等を選択することができます。選択を希望される場合は担当課等に御連絡ください。

(イ) 開示請求書に記載された方法及び希望日で開示を実施できない場合

開示請求書に記載された方法及び希望日で開示を実施できない旨及び当該方法等以外の方法等を選択する旨を記載する。

【記載例】

＜実施の方法＞ 閲覧

＜実施の場所＞ 市役所２階情報コーナー

＜実施できない日時＞ ●月●日

＜実施できない理由＞ 今後、開示の実施の方法等に係る申出等の手続が必要であり、●月●日には間に合わないため

「開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報」に記載された日時から選択いただく必要があります。選択した日時を、同封しました「個人情報の開示の実施方法等申出書」に記載し、提出してください。

※ 実施の方法についても、「開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報」に記載された方法か

ら、同申出書により選択することができます。

エ 「開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報」欄

(ア) 方法

開示請求書に記載された開示の実施の方法以外の方法で、開示等担当課において対応可能なものを列記する（閲覧又は写しの交付等若しくは送付）。

(イ) 来庁による開示の実施ができる期間、時間及び場所

開示の実施ができる期間及び時間は、開示等担当課において対応可能なものを記載する。なお、特定の期間等を指定する必要はなく、「●月●日以降、午前8時30分から午後5時まで」といった記載も可能とする。

開示を実施する場所については、原則として、公開窓口とする。ただし、公開窓口以外の場所で開示を実施する場合は、総務課と協議の上、開示することができる。

(ウ) 開示の実施に要する費用の額（見込み）

写しの交付等及び送付（郵送）の場合における請求者に負担を求める額を記載する。この際、「●円（紙の作成の場合）」といった記載とすることで、請求者が開示の実施の方法等の申出を行う上で有為な情報となるよう配慮する。

(エ) 写しの送付を希望する場合の準備日数

開示請求者において、保有個人情報が送付される時期の目途が分かるよう、「開示の実施に要する費用の納付を確認した日から●日」といった記載とする。

オ 「担当課等」欄

課名、担当名及び電話番号を記載する。

(2) 個人情報一部開示決定通知書

ア 「開示しないこととした部分」欄

開示をしない情報の概要を記載する。この場合において、開示しない情報が判明することのないよう配慮しなければならない。

イ 「開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由」欄

(7) 法第 78 条第 1 項各号の不開示情報（条例第 6 条に規定する情報を除く。）に該当する場合は、その該当する号及び理由を具体的に記載する。この場合において、法第 78 条第 1 項の複数の号に該当するときは、各号ごとにその理由を記載する。

(イ) 理由の付記に当たっては、単に法所定の不開示事由の条文を書き写すのみでは不十分であり、いかなる情報がいかなる理由によって開示すると支障が生じるかを個別具体的に記載する。

ウ その他の欄については、前号に準じて取り扱うものとする。

(3) 個人情報不開示決定通知書

ア 「保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」欄

公文書の件名又は開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載する。

イ 「開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由」欄

前号に準じて取り扱うものとする。この場合において、前項第 3 号イからエまでに該当するものについても、この通知書により行われるので、その旨及び理由を記載する。

ウ その他の欄については、第 1 号に準じて取り扱うものとする。

第 7 開示の実施に関する事務

1 開示を実施する日時及び場所

(1) 保有個人情報の開示は、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）に記載し、又は実施方法等申出書により請求者が選択した日時及び場所で実施する。

(2) 指定日時以外の開示

開示等担当課は、請求者が前号の日時及び場所から変更の申出があった場合又は来庁できなかった場合は、あらためて実施方法等申出書を提出するよう請求者

に案内する。この場合、請求者が開示決定通知書を受け取った日の翌日から 30 日以内に実施方法等申出書の投かん等を行う必要がある旨説明する。

2 開示の実施

(1) 保有個人情報記録されている公文書の搬入等

開示等担当課は、開示を実施する日時までに、当該決定に係る保有個人情報が記録されている公文書を公開窓口若しくは指定された開示場所へ搬入し、又は課内に保管しておく。

(2) 公開窓口における確認等

総務課は、来庁した請求者に対し、開示決定通知書の提示又は第 5 第 3 項に定める手続により、本人等であることを確認する。

(3) 開示の実施

ア 開示の実施は、原則として開示等担当課の職員が行い、必要に応じて請求者に保有個人情報の内容について説明する。

イ 保有個人情報の内容の説明については、行政の説明責任を果たすために必要なものであり、不開示情報に関しない内容であって、業務に支障が生じないような範囲の質問には答えるものとする。

(4) 閲覧の中止

閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、閲覧をしようとする者が当該保有個人情報記録されている公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を中止するものとする。

3 保有個人情報記録されている公文書の閲覧

原則として、原本を閲覧に供するものとする。ただし、次に掲げる場合は、保有個人情報が記録されている公文書の写しを閲覧に供するものとする。

(1) 原本を閲覧に供することにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがある場合

(2) 日常業務に使用している台帳等を閲覧に供することにより、業務に支障が生じる場合

- (3) 保有個人情報の一部開示を行う場合において、必要と認められる場合
- (4) その他原本を閲覧に供することができない正当な理由がある場合

4 写しの作成

- (1) 写しの作成は、開示等担当課が行う。
- (2) 写しの交付等部数は、開示請求に係る保有個人情報1件につき1部とする。
- (3) 複写は、原則として両面とし、縮小、拡大等の編集は行わない。
- (4) 実施機関が法で定められた方法により著作物の写し（複製物）の交付等を必要と認められる限度において行う場合には、複製権等の著作権を害することとはならない。

5 一部開示

一部開示を行う場合における不開示とする部分の分離は、おおむね次の方法によるものとする。

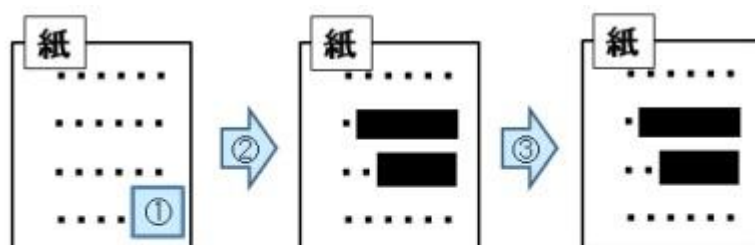
- (1) 文書及び図画（以下「文書等」という。）に記録された保有個人情報を紙で開示する場合

ア 開示部分と不開示部分とが頁単位で区分できるとき

不開示部分を取り外して、開示部分のみを開示する。ただし、契印を押印したもの等取外しができない場合は、開示部分のみを複写したもの、不開示部分を紙等で覆ったものにより開示する。

イ 開示部分と不開示部分とが同一の頁に記録されているとき

不開示部分を覆って複写したもの又は該当頁を複写した上で不開示部分をマジック等で塗りつぶして複写したものを開示する。



- ① 行政文書のコピー（写し）を用意
- ② 不開示にしようとする部分を墨塗り（例：マジックペン等で塗り潰し）
- ③ ②をコピーしたものを開示

ウ 保有個人情報ではない情報が含まれているとき

当該保有個人情報ではない情報（別人の保有個人情報等）は、上記ア及びイの方法に準じて取り扱うものとする。

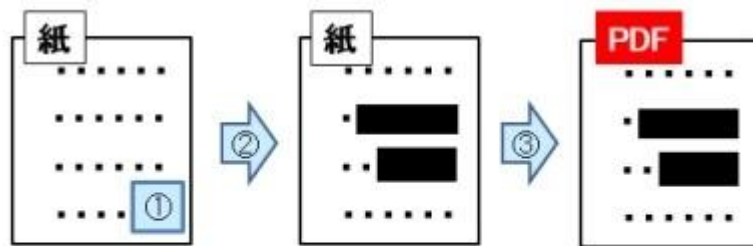
エ 不開示とする部分の分離作業後の確認

開示の実施を行う対象文書について、上記アからウの作業を行った職員とは別の開示等担当課の職員が、開示部分と不開示部分の分離が適正に行われているか確認を行う。確認後、上記アからウの作業を行った職員及び確認を行った職員は、確認を行った旨を文書取扱主任者に報告する。

なお、上記事務は、公文書等の開示実施までに行うものとする。

(2) 文書等に記録された保有個人情報を電磁的方式で開示する場合

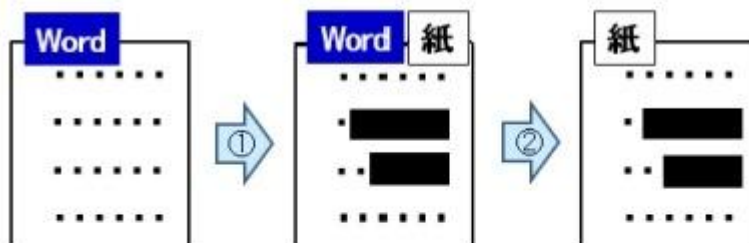
(1) アからエの作業を行った後、スキャナ等で読み取って電磁的記録（PDFファイル）としたものを開示する。



- ① 行政文書のコピー（写し）を用意
- ② 不開示にしようとする部分を墨塗り（例：マジックペン等で塗り潰し）
- ③ スキャナで読み取って電磁的記録化（PDFファイル）

(3) 電磁的記録に記録された保有個人情報を紙で開示する場合

当該電磁的記録を複写したもの（紙又は電磁的記録）に、(1) アからエの作業を行った後、開示する。



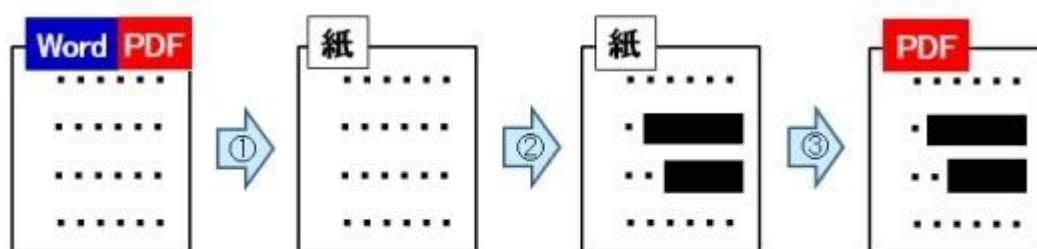
- ① 不開示にしようとする部分の上に黒く塗り潰したテキストボックスを置く（Excelファイルでは、セルを黒く塗り潰す）
または、紙に印刷して墨塗りする
- ② 紙に印刷またはコピーしたものを開示する

(4) 電磁的記録に記録された保有個人情報を電磁的方式で開示する場合

当該電磁的記録を複写したもの（紙又は電磁的記録）に、(1)アからエの作業を行った後、電磁的記録で開示する。

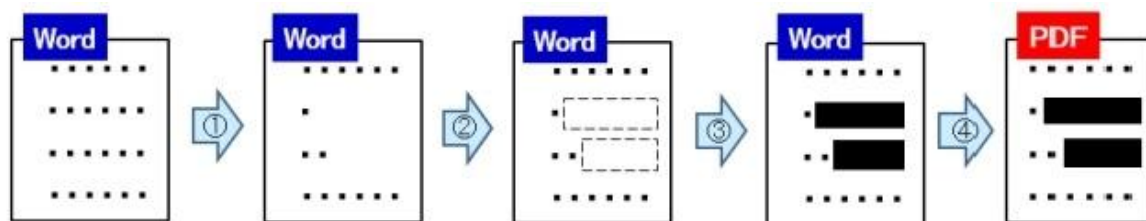
なお、電磁的記録のまま不開示部分の処理をする場合は、不開示とする情報（文字等）を削除した上でテキストボックスを配置しないと、見た目上は判読できなくても情報が残っており、文字列をコピーした場合等に読み取られることがあるため注意すること。

<紙で処理する場合>



- ① 行政文書をプリントアウトして紙媒体を用意
- ② 不開示にしようとする部分を墨塗り(例:マシックペン等で塗り潰し)
- ③ スキャナで読み取って電磁的記録化(PDFファイル)

<電磁的記録で処理する場合>



- ① 不開示にしようとする部分の情報(文字等)を削除
- ② 不開示にしようとする部分がどこか目視で把握可能にするため、削除した文字数分空白を入力
- ③ 当該空白の上に黒く塗り潰したテキストボックスを置く
(Excelファイルでは、セルを黒く塗り潰す)
- ④ 行政文書をPDFファイルに変換

6 写しの交付等に要する費用の徴収等

(1) 写しの交付等に要する費用

写しの作成に要する費用にあっては別に定めるものとし、写しの送付に要する費用にあっては写しの送付に要する郵送料とする。

(2) 費用の徴収方法

費用の徴収は、総務課が次の方法により行う。

- ア 写しの作成に要する費用は、写しの交付等の際に現金で徴収する。ただし、郵送の場合は、事前に納入通知書で徴収する。また、開示請求を電子申請で行う際に、請求者が電子決済を希望した場合は、電子決済で徴収する。
- イ 写しの作成に要する費用を徴収した場合は、領収書を交付する。ただし、納入通知書又は電子決済で徴収した場合は不要とする。
- ウ 写しの送付に要する費用は、事前に納入通知書で徴収する。また、開示請求を電子申請で行う際に、請求者が電子決済を希望した場合は、電子決済で徴収する。

(3) 郵送による写しの送付

開示等担当課は、郵送により写しを送付する場合は、写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用を受領した後、開示請求に係る個人情報記録されている公文書の写しを請求者へ送付する。

第8 訂正請求の受付に関する事務

1 相談及び案内

(1) 請求内容の確認

総務課は、保有個人情報の訂正請求があった場合は、請求の趣旨、内容等を十分に聴取し、開示等担当課に連絡を取り、原則として文書取扱主任者に応対を求めるものとする。この場合において、総務課は立ち会うものとする。

(2) 開示等担当課は、訂正請求として対応すべきものであるかどうかを確認するものとする。

(3) 開示決定に基づき開示を受けたこと等の確認

訂正請求に係る個人情報は、法第90条第1項に掲げる保有個人情報である必要があるため、総務課は、その確認を行うものとする。この場合において、訂正請求に係る個人情報が法第90条第1項に掲げる保有個人情報でないときは、開示請求をして開示決定を受ける必要があること等を説明するものとする。

2 訂正請求の方法

第5第2項に定める方法により行うものとする。

3 本人等の確認

総務課は、訂正請求をしようとする者に対し、第5第3項に定める手続により、本人等の確認を行うものとする。

4 訂正請求書の記載事項の確認

総務課は、訂正請求書を受け付ける場合は、次の事項について確認する（第4号から第7号までは任意記載事項であり、記載がない場合も通常どおり受付する。）。

(1) 訂正請求者の氏名、住所又は居所等

ア 請求者の特定及び通知書の送付のために正確に記載されていること。

イ 請求者の押印は、要しないこと。

ウ 電話番号については、自宅、勤務先等連絡が容易な場所の連絡先が記載されていること。

(2) 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項」欄

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日、決定通知書の文書番号その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されていること。

(3) 「訂正請求の趣旨及び理由」欄

訂正に必要な調査を行うに当たって、よりの確かつ迅速な対応を促すため、訂正請求の趣旨及び理由が記載されていること。

(4) 「訂正を求める内容」

保有個人情報をどのように訂正すべきかが分かるよう訂正を求める内容が記載されていること。

(5) 「保有個人情報の本人の氏名及び住所」欄

法定代理人、本人の委任を受けた代理人又は遺族等が訂正請求する場合は、保有個人情報の本人の氏名及び住所が記載されていること。

(6) 「本人との関係」欄

本人との関係のいずれかに○印が付けられていること。死者の遺族等の場合には具体的な続柄が記載されていること。

(7) 「死者を本人とする保有個人情報の訂正請求に係る事由」欄

遺族等が請求する場合は、死者を本人とする保有個人情報の訂正請求に係る事由が記載されていること。

また、第5第3項(4)ア及びイのただし書きに該当する場合は、その旨を宣言する内容が記載されていること。なお、第5第3項(4)ア及びイのただし書きに該当する場合とは、死亡時以降の訂正請求における死者と遺族等との関係（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）を証明する場合が考えられる。

5 訂正請求書の補正

(1) 総務課は、訂正請求書の記載事項に記入漏れなど形式上の不備がある場合には、請求者に対し、当該箇所を訂正又は補筆するよう訂正請求書の補正を求めるものとする。なお、補正は、訂正請求書とは別の書面によることを原則とし、訂正請求者が市役所内で補正を行う場合に限り、訂正請求書に直接訂正等を行うことを可能とする。

(2) 補正を求めた場合にあつては、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

6 訂正請求書の写しの交付

総務課は、訂正請求書を受領後、記載事項を再度確認し、次の事項に留意して「備考」欄に記載した上で、受付印を押印し、その写しを請求者に交付する。

(1) 「本人確認」欄は、本人等の確認を行った書類の名称及び提示又は提出の別を記載すること。

(2) 保有個人情報が記録されている公文書が特定できた場合は、公文書の名称及び開示等担当課等を記載すること。

(3) 当該公文書が特定できない場合は、開示等担当課等のみ記載すること。

7 訂正請求について参考となる資料の提出

開示等担当課は、訂正請求をする者が規則第15条第3項の規定により当該訂正請求について参考となる資料を提出する場合は、これを受け付けるものとする。

8 請求者に対する説明等

総務課は、訂正請求書の受付後、請求者に対し、次の事項について説明を行う。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正決定等は、訂正請求書を受け付けた日の翌日から起算して 30 日以内に行うが、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には延長することができるものであること。
- (2) 訂正決定等の通知は、書面により行うこと。

9 受付後の訂正請求書の取扱い

(1) 個人情報開示等受付整理簿の記載

総務課は、訂正請求書の受付後、その請求内容等を個人情報開示等受付整理簿に記載する。

(2) 訂正請求書の送付等

総務課は、訂正請求書の写しを保管の上、速やかに当該訂正請求書を開示等担当課に送付する。

10 訂正請求書の収受

開示等担当課は、春日井市文書取扱規程に従って、総務課から送付を受けた訂正請求書を処理しなければならない。

第9 訂正決定等に関する事務

1 訂正決定等の判断等

(1) 訂正請求に係る保有個人情報に関する調査

開示等担当課は、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないかどうか、訂正請求書、参考資料及び関係書類の確認、第三者への照会等の方法により必要な調査を行うものとする。

(2) 訂正・不訂正の判断

開示等担当課は、訂正・不訂正の判断に当たっては、あらかじめ総務課と協議を行うものとし、総務課は、必要に応じて開示等担当課に適切な措置を講ずるよう助言又は指導を行うものとする。

(3) 関係部課等との調整

開示等担当課は、訂正請求に係る保有個人情報に他の部課等が所管する事務に

係る情報が含まれている場合は、当該関係部課等と連絡をとり、調整を行わなければならない。

2 訂正決定等の期限

(1) 訂正決定等は、原則として、訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に行わなければならない。

(2) 訂正決定等の期限の延長

ア 開示等担当課は、事務処理上の困難その他正当な理由により訂正決定等の期間を延長する場合は、訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に個人情報訂正決定等期間延長通知書（規則第 19 号様式。以下「訂正決定等期間延長通知書」という。）により、請求者に通知しなければならない。

イ 延長する場合の期限は、訂正請求があった日の翌日から起算して 60 日を限度とする。

ウ ア又はイにある期間又は期限の末日が市の休日に当たる場合は、春日井市休日を定める条例第 2 条の規定により、その翌日が当該期間又は期限の満了日となる。

エ 開示等担当課は、決定期間の延長を行った場合は、訂正決定等期間延長通知書の写しを総務課に送付する。

(3) 訂正決定等の期限の特例

ア 開示等担当課は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に個人情報訂正決定等期限特例通知書（規則第 20 号様式。以下「訂正決定等期限特例通知書」という。）により、請求者に通知しなければならない。この場合において、相当の期間内に訂正決定等をするものとする。

イ アにある期間又は期限の末日が市の休日に当たる場合は、春日井市休日を定める条例第 2 条の規定により、その翌日が当該期間又は期限の満了日となる。

ウ 開示等担当課は、訂正決定等の期限の特例を適用した場合は、訂正決定等期限特例通知書の写しを総務課に送付する。

4 訂正決定等の決裁

- (1) 訂正決定等は、市長が実施機関の場合は、訂正請求に係る保有個人情報をも管する部等の長の専決とし、その他の実施機関の場合は、当該実施機関の定めによるものとする。
- (2) 開示等担当課は、訂正決定等に当たっては、次の書類を添付して回議するものとする。この場合において、総務部長（総務課）の合議を受けるものとする。

ア 決定通知書の案

イ 訂正請求書の写し

ウ 訂正決定等期間延長通知書又は訂正決定等期限特例通知書の写し（法第94条第2項に規定する期間延長又は法第95条に規定する期限の特例を適用している場合に限る。公印が押印されていないものでも可。）

エ 訂正請求に係る保有個人情報の写し

オ 請求者から提出された訂正請求について参考となる資料

カ その他訂正決定等をするために必要な書類

5 訂正決定等の通知

開示等担当課は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により訂正決定等の通知を行うものとする。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報訂正決定通知書(第16号様式)
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報一部訂正決定通知書(第17号様式)
- (3) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定をした場合 個人情報不訂正決定通知書(第18号様式)

6 決定通知書の記載事項

- (1) 個人情報訂正決定通知書

ア 「訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称」欄

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称は、公文書の件

名を記載する。

イ 「訂正の内容」欄

訂正の内容は、保有個人情報の訂正前と訂正後の内容について記載する。

ウ 「訂正年月日」欄

訂正請求に係る保有個人情報について実際に訂正を行った日を記載する。

エ 「担当課等」欄

課名、担当名及び電話番号を記載する。

(2) 個人情報一部訂正決定通知書

ア 「訂正しないこととした部分」欄

訂正請求に係る保有個人情報のうち、訂正しない部分がわかるように記載する。

イ 「訂正しないこととした理由」欄

訂正しないこととした理由は、訂正請求者に対し、必要にして十分な理由を記載すること。

ウ その他の欄については、前号に準じて取り扱うものとする。

(3) 個人情報不訂正決定通知書

ア 「訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称」欄

公文書の件名又は訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載する。

イ その他の欄については、前号に準じて取り扱うものとする。

7 保有個人情報の訂正の方法

開示等担当課は、次に掲げる方法その他保有個人情報の内容並びに記録媒体の種類及び性質に応じた適正な方法により、保有個人情報の訂正を行うものとする。

(1) 事実の誤りのある個人情報を消去し、事実と合致した個人情報を新たに記録する。

(2) 事実の誤りのある個人情報が記録された部分を二重線で抹消し、余白部分に事実と合致した個人情報を朱書等で記載する。

- (3) 当該個人情報事実でない旨及び事実と合致した個人情報を別紙に記載し、添付する。

8 保有個人情報の訂正の実施等

- (1) 開示等担当課は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、訂正決定通知書を送付する前に保有個人情報の訂正を行うものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- (2) 開示等担当課は、保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を個人情報訂正決定に係る通知書（規則第 22 号様式）により通知するものとする。
- (3) 開示等担当課は、訂正請求に係る保有個人情報に他の部課等が所管する事務に係る情報が含まれている場合は、当該関係部課等に訂正した旨を連絡するものとする。

第 10 利用停止請求の受付に関する事務

1 相談及び案内

(1) 請求内容の確認

総務課は、保有個人情報の利用停止請求があった場合は、請求の趣旨、内容等を十分に聴取し、開示等担当課に連絡をとり、原則として文書取扱主任者に応対を求めるものとする。この場合において、総務課は立ち会うものとする。

- (2) 開示等担当課は、利用停止請求として対応すべきものであるかどうかを確認するものとする。

(3) 開示決定に基づき開示を受けたこと等の確認

利用停止請求に係る個人情報は、法第 90 条第 1 項に掲げる保有個人情報である必要があるため、総務課は、その確認を行うものとする。この場合において、利用停止請求に係る個人情報が法第 90 条第 1 項に掲げる保有個人情報でないときは、開示請求をして開示決定を受ける必要があること等を説明するものとする。

2 利用停止請求の方法

第 5 第 2 項に定める方法により行うものとする。

3 本人等の確認

総務課は、利用停止請求をしようとする者に対し、第5第3項に定める手続により、本人等の確認を行うものとする。

4 利用停止請求書の記載事項の確認

総務課は、利用停止請求書を受け付ける場合は、次の事項について確認する（第4号から第7号までは任意記載事項であり、記載がない場合も通常どおり受付する。）。

(1) 利用停止請求者の氏名、住所又は居所等

ア 請求者の特定及び通知書の送付のために正確に記載されていること。

イ 請求者の押印は、要しないこと。

ウ 電話番号については、自宅、勤務先等連絡が容易な場所の連絡先が記載されていること。

(2) 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項」欄

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日、決定通知書の文書番号その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されていること。

(3) 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄

利用停止に必要な調査を行うに当たって、よりの確かつ迅速な対応を促すため、利用停止請求の趣旨及び理由が記載されていること。

(4) 「利用停止を求める内容」

保有個人情報をどのように利用停止すべきかが分かるよう利用停止を求める内容が記載されていること。

(5) 「保有個人情報の本人の氏名及び住所」欄

法定代理人、本人の委任による代理人又は遺族等が利用停止請求する場合は、保有個人情報の本人の氏名及び住所が記載されていること。

(6) 「本人との関係」欄

本人との関係のいずれかに○印が付けられていること。死者の遺族等の場合には具体的な続柄が記載されていること。

(7) 「死者を本人とする保有個人情報の利用停止請求に係る事由」欄

遺族等が請求する場合は、死者を本人とする保有個人情報の利用停止請求に係る事由が記載されていること。

また、第5第3項(4)ア及びイのただし書きに該当する場合は、その旨を宣言する内容が記載されていること。なお、第5第3項(4)ア及びイのただし書きに該当する場合とは、死亡時以降の利用停止請求における死者と遺族等との関係（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）を証明する場合が考えられる。

5 利用停止請求書の補正

(1) 開示等担当課は、利用停止請求書の記載事項に記入漏れなど形式上の不備がある場合には、請求者に対し、当該箇所を訂正又は補筆するよう利用停止請求書の補正を求めるものとする。なお、補正は、利用停止請求書とは別の書面によることを原則とし、利用停止請求者が市役所内で補正を行う場合に限り、利用停止請求書に直接訂正等を行うことを可能とする。

(2) 補正を求めた場合にあつては、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

6 利用停止請求書の写しの交付

総務課は、利用停止請求書を受領後、記載事項を再度確認し、次の事項に留意して「備考」欄に記載した上で、受付印を押印し、その写しを請求者に交付する。

(1) 「本人確認」欄は、本人等の確認を行った書類の名称及び提示又は提出の別を記載すること。

(2) 保有個人情報が記録されている公文書が特定できた場合は、公文書の名称及び開示等担当課等を記載すること。

(3) 当該公文書が特定できない場合は、開示等担当課等のみ記載すること。

7 利用停止請求について参考となる資料の提出

開示等担当課は、利用停止請求をする者が規則第21条第3項の規定により当該利用停止請求について参考となる資料を提出する場合は、これを受け付けるものとする。

8 請求者に対する説明等

総務課は、利用停止請求書の受付後、請求者に対し、次の事項について説明を行う。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止決定等は、利用停止請求書を受け付けた日の翌日から起算して 30 日以内に行うが、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には延長することができるものであること。
- (2) 利用停止決定等の通知は、書面により行うこと。

9 受付後の利用停止請求書の取扱い

(1) 個人情報開示等受付整理簿の記載

総務課は、利用停止請求書の受付後、その請求内容等を個人情報開示等受付整理簿に記載する。

(2) 利用停止請求書の送付等

公開窓口は、利用停止請求書の写しを保管の上、速やかに当該利用停止請求書を開示等担当課に送付する。

10 利用停止請求書の収受

開示等担当課は、春日井市文書取扱規程に従って、総務課から送付を受けた利用停止請求書进行处理しなければならない。

第 11 利用停止決定等に関する事務

1 利用停止決定等の判断等

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報に関する調査

開示等担当課は、利用停止請求に理由があるかどうか、利用停止請求書、参考資料及び関係書類の確認、第三者への照会等の方法により必要な調査を行うものとする。

(2) 利用停止・不利用停止の判断

開示等担当課は、利用停止・不利用停止の判断に当たっては、あらかじめ総務課と協議を行うものとし、総務課は、必要に応じて開示等担当課に適切な措置を講ずるよう助言又は指導を行うものとする。

(3) 関係部課等との調整

開示等担当課は、利用停止請求に係る保有個人情報に他の部課等が所管する事務に係る情報が含まれている場合は、当該関係部課等と連絡をとり、調整を行わなければならない。

2 利用停止決定等の期限

(1) 利用停止決定等は、原則として、利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に行わなければならない。

(2) 利用停止決定等の期限の延長

ア 開示等担当課は、事務処理上の困難その他正当な理由により利用停止決定等の期間を延長する場合は、利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に個人情報利用停止決定等期間延長通知書（規則第 27 号様式。以下「利用停止決定等期間延長通知書」という。）により、請求者に通知しなければならない。

イ 延長する場合の期限は、利用停止請求があった日の翌日から起算して 60 日を限度とする。

ウ ア又はイにある期間又は期限の末日が市の休日に当たる場合は、春日井市休日を定める条例第 2 条の規定により、その翌日が当該期間又は期限の満了日となる。

エ 開示等担当課は、決定期間の延長を行った場合は、利用停止決定等期間延長通知書の写しを総務課に送付する。

(3) 利用停止決定等の期限の特例

ア 開示等担当課は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に個人情報利用停止決定等期限特例通知書（規則第 28 号様式。以下「利用停止決定等期限特例通知書」という。）により、請求者に通知しなければならない。この場合において、相当の期間内に利用停止決定等をするものとする。

イ アにある期間又は期限の末日が市の休日に当たる場合は、春日井市休日を定める条例第 2 条の規定により、その翌日が当該期間又は期限の満了日となる。

ウ 開示等担当課は、利用停止決定等の期限の特例を適用した場合は、利用停止決

定等期限特例通知書の写しを総務課に送付する。

3 利用停止決定等の決裁

- (1) 利用停止決定等は、実施機関が市長の場合は、利用停止請求に係る保有個人情報
を所管する部等の長の専決とし、その他の実施機関の場合は、当該実施機関の定
めによるものとする。
- (2) 開示等担当課は、利用停止決定等に当たっては、次の書類を添付して回議する
ものとする。この場合において、総務部長（総務課）の合議を受けるものとする。

ア 決定通知書の案

イ 利用停止請求書の写し

ウ 利用停止決定等期間延長通知書又は利用停止決定等期限特例通知書の写し
(法第 102 条第 2 項に規定する期間延長又は法第 103 条に規定する期限の特例
を適用している場合に限る。公印が押印されていないものでも可。)

エ 利用停止請求に係る保有個人情報の写し

オ 請求者から提出された利用停止請求について参考となる資料

カ その他利用停止決定等をするために必要な書類

4 利用停止決定等の通知

開示等担当課は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に
より利用停止決定等の通知を行うものとする。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定をした場合
個人情報利用停止決定通知書(第 24 号様式)
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定をした場合
個人情報一部利用停止決定通知書(第 25 号様式)
- (3) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をした場合
個人情報不利用停止決定通知書(第 26 号様式)

5 決定通知書の記載事項

- (1) 個人情報利用停止決定通知書

ア 「利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称」欄

利用停止請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称は、公文書の件名を記載する。

イ 「利用停止の内容」欄

利用停止の内容は、保有個人情報の利用停止前と利用停止後の内容について記載する。

ウ 「利用停止年月日」欄

利用停止請求に係る保有個人情報について実際に利用停止を行った日を記載する。

エ 「担当課等」欄

課名、担当名及び電話番号を記載する。

(2) 個人情報一部利用停止決定通知書

ア 「利用停止しないこととした部分」欄

利用停止請求に係る保有個人情報のうち、利用停止しない部分があるように記載する。

イ 「利用停止しないこととした理由」欄

利用停止しないこととした理由は、利用停止請求者に対し、必要にして充分な理由を記載すること。

ウ その他の欄については、前号に準じて取り扱うものとする。

(3) 個人情報不利用停止決定通知書

ア 「利用停止請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称」欄

公文書の件名又は利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載する。

イ その他の欄については、前号に準じて取り扱うものとする。

6 保有個人情報の利用停止の方法

開示等担当課は、次に掲げる方法その他保有個人情報の内容並びに記録媒体の種類及び性質に応じた適正な方法により、保有個人情報の利用停止を行うものとする。

(1) 保有個人情報の内部での使用を中止すること。

- (2) 個人情報記録されているデータを消去すること。
- (3) 保有個人情報の外部提供を中止すること。

7 保有個人情報の利用停止の実施等

- (1) 開示等担当課は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止決定通知書を送付する前に保有個人情報の利用停止を行うものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- (2) 開示等担当課は、利用停止請求に係る保有個人情報に他の部課等が所管する事務に係る情報が含まれている場合は、当該関係部課等に利用停止した旨を連絡するものとする。

第 12 審査請求に関する事務

1 審査請求書の受付

(1) 審査請求書の受付窓口

法第 83 条第 1 項、第 94 条第 1 項又は第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（以下本項及び第 4 項において「開示決定等」という。）に係る審査請求書の受付は、開示等担当課が行う。

(2) 審査請求の方法

審査請求は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条の規定により、書面によることを要するため、口頭で審査請求があったときは、書面で行うよう指導する。

(3) 審査請求書の形式審査

ア 開示等担当課は、形式審査を行った上で、審査請求書の受付を行う。この場合において、開示等担当課は、当該受付日中に、当該審査請求書の原本を審査庁担当課に送付する。

イ 開示等担当課は、審査請求書が郵送により送付された場合は、直ちにその旨を審査庁担当課に連絡するとともに、その原本を送付する。

2 審査請求書の要件審査

(1) 審査請求書の収受

審査庁担当課は、春日井市文書取扱規程に従って、審査請求書进行处理しなければならない。

(2) 記載事項の確認

審査庁担当課は、審査請求書が次の要件を満たしているかを確認する。

ア 審査請求の記載事項の確認

(ア) 処分についての審査請求の場合

- a 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- b 審査請求に係る処分の内容
- c 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- d 審査請求の趣旨及び理由
- e 処分庁の教示の有無及び内容
- f 審査請求の年月日

(イ) 不作為についての審査請求の場合

- a 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- b 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
- c 審査請求の年月日

(3) 審査請求書の補正

審査庁担当課は、審査請求書における前号の事項の記載が不十分であり、不適法であっても補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

3 弁明書の作成

開示等担当課は、相当の期間内に弁明書を作成し、審査庁担当課へ提出する。

4 審査請求の却下及び認容についての検討

(1) 審査請求の却下

ア 審査庁担当課は、審査請求人が審査請求をする資格を有するかどうか、当該審査請求が審査請求期間内に行われたものであるかどうか等を審査し、審査請求

が不適法であると認められるときは、当該審査請求を却下するものとする。

イ 審査請求を却下する場合は、却下の裁決を行い、原本証明を付した裁決書の謄本を審査請求人に送達（配達記録により行う。）する。審査庁担当課が総務課の場合は、当該裁決書の写しを開示等担当課へ送付し、審査庁担当課が総務課以外の場合は、当該裁決書の写しを総務課へ送付する。

(2) 審査請求の認容

ア 審査庁担当課は、原処分について再検討した結果、審査請求を認容し、原処分を取り消し、又は変更する場合は、その旨の裁決をする。ただし、意見書を提出する機会を与えた第三者から、開示に反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。

イ 審査庁担当課は、審査請求を認容する場合は、原本証明を付した裁決書の謄本を審査請求人に送達（配達証明により行う。）する。審査庁担当課が総務課の場合は、その写しを開示等担当課へ送付し、審査庁担当課が総務課以外の場合は、その写しを総務課に送付する。

5 審査会への諮問

(1) 審査会への諮問

審査庁担当課は、法第 105 条に基づき、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

ア 審査請求が不適法であり、却下する場合

イ 審査請求の全部を認容し、全部を開示、訂正又は利用停止することとする場合（当該開示に関して第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

(2) 諮問書の作成

審査庁担当課は、次に掲げる事項を記載した諮問書を作成する。

ア 処分についての審査請求の場合

(ア) 審査請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称

(イ) 開示決定等の内容

(ウ) 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由、訂正しない

こととした理由又は利用停止しないこととした理由

(エ) その他必要な事項

イ 不作為についての審査請求の場合

(ア) 審査請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称

(イ) 開示等を請求した日

(ウ) 不作為の理由

(エ) その他必要な事項

(3) 諮問書の提出

審査庁担当課は、諮問書に次の書類を添付して、審査会の庶務を行う総務課へ提出する。

ア 審査請求書の写し

イ 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書の写し

ウ 決定通知書の写し（処分についての審査請求の場合に限る。）

エ 弁明書の写し

オ その他必要な書類

(4) 諮問した旨の通知

審査庁担当課は、審査会に諮問した場合は、法第 105 条第 2 項に定める次に掲げる者に審査会諮問通知書（規則第 29 号様式）により、通知しなければならない。

ア 審査請求人及び参加人

イ 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

ウ 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(5) 審査会が行う調査への対応

開示等担当課は、審査会から次の事項について求めがあった場合は、これに応じなければならない。

ア 開示請求等に係る公文書の提示

- イ 開示請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により、分類し、又は整理した資料の作成及び提出
- ウ ア及びイに定めるもののほか、当該審査請求に係る意見書又は資料の提出
- エ 実施機関の職員に対する審査会への出席
- オ 開示請求等に係る説明又は意見の聴取

6 意見の陳述等

- (1) 開示等担当課は、必要があると認める場合は、審査会に対し、意見の陳述の機会を求め、意見書若しくは資料を提出し、又は審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧を求めることができる。
- (2) 審査会は、必要があると認める場合は、審査請求人及び参加人からの申し立てに基づき、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。この場合、次のとおり取り扱うものとする。

ア 録音の可否

録音は、データ流出の恐れがあることから不可とする。

イ PC等持ち込みの可否

PC、タブレット等の機器は、録音、録画の可能性が否定できないため、使用目的が資料提示であれば、紙で持参するよう依頼する。紙での提示が難しい場合は、利用方法等を限定（必要なときのみ立ち上げるなど）した上で使用させるかどうかを、総務課から審査会に事前にメール等で諮ることとする。

- (3) 審査請求人及び参加人から、補佐人とともに出頭する旨の申請があった場合は、審査会は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 許可等の決定時期

1回の審査会において、事件の概要説明、補佐人の許可判断、口頭意見陳述、実施機関の説明を行う。

イ 事前調整

補佐人出頭の許可が口頭意見陳述と同日となるため、総務課から審査会に事前に情報提供を行い、許可についての判断を仰ぎ、審査請求人及び参加人にも結

果を伝える。その上で、審査会当日に、改めて判断の確認を行い、審査請求人及び参加人に通知する。

7 審査会の答申

総務課は、審査会から答申があった場合は、答申書の写しを保管した上、速やかに当該答申書を審査庁担当課へ送付する。また、審査会は、当該答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申書の内容を公表するものとする。

8 審査請求に対する裁決

(1) 答申の尊重義務

審査庁担当課は、答申書の送付があった場合は、これを尊重して、当該審査請求を棄却又は認容（原処分の全部若しくは一部の取消し又は不作為が違法若しくは不当である旨の宣言）する裁決を行わなければならない。

(2) 裁決書の決裁

審査庁担当課は、審査請求に対する裁決に当たっては、起案用紙に次の書類を添付して回議するものとする。

ア 裁決書謄本送付書

イ 裁決書の案

(3) 裁決書の送付等

審査庁担当課が、審査請求に対する裁決を行った場合は、原本証明を付した裁決書の謄本を審査請求人及び参加人に送達（配達証明により行う。）する。審査庁担当課が総務課の場合は、その写しを開示等担当課へ送付し、審査庁担当課が総務課以外の場合は、その写しを総務課に送付する。

(4) 開示する決定等の通知

ア 開示等担当課は、審査請求を認容する裁決が行われた場合は、当該裁決に基づき、速やかに、審査請求に係る公文書の開示決定等を行い、決定通知書により審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

イ 第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合で、開示決定を行うときは、当該参加人に対し、開示決定をした旨及びその理由並び

に開示を実施する日を書面により通知すること、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

ウ 開示等担当課は、ア及びイの通知を行ったときは、当該通知書の写しを総務課に送付する。

9 第三者から審査請求があった場合の取扱い

(1) 開示等担当課は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に係る開示決定に対して当該第三者から審査請求があった場合には、審査請求が提起されただけでは開示の実施は停止されないため、審査請求と併せて執行停止の申立てをする必要がある旨を審査請求人に説明する。

(2) 第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決を行った場合は、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するため、当該審査請求に係る裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

第13 施行の状況の公表に関する事務

1 施行の状況の取りまとめ

総務課は、各実施機関における毎年度の保有個人情報の開示についての施行の状況を遅滞なく取りまとめる。

2 公表の方法

総務課は、次の事項を市広報及び市ホームページに掲載することにより、前年度の施行の状況を公表するものとする。

- (1) 開示請求の件数
- (2) 開示決定等の件数
- (3) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、第 5 第 3 項の改正規定は、平成 27 年 10 月 5 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

第1号様式

個人情報ファイル簿

所属コード

文書分類コード

整理番号

個人情報ファイルの名称				
実施機関及び組織の名称				
個人情報ファイルの利用目的				
記録範囲				
記録項目				
要配慮個人情報以外の記録情報			要配慮個人情報	
基本的事項	心身の状況	社会生活		
	家庭状況			
	その他の項目			
記録情報の収集方法	相手方： 手段： ☐ その他（ ）			
記録情報の経常的な目的外利用及び提供先	経常的な目的外利用及び提供の有無：			
個人情報ファイルを取り扱う業務の委託の有無				
開示請求等を受理する組織	名称			
	所在地			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等				
保有開始の予定年月日				
個人情報ファイルの種別		政令第21条第7項に該当するファイルの有無：		
備考				

個人情報等取扱事務登録簿

所属コード		文書分類コード		整理番号	
-------	----------------------	---------	----------------------	------	----------------------

個人情報等取扱事務の名称				
実施機関及び組織の名称				
個人情報等の利用目的				
個人情報等の対象者の範囲				
特定個人情報等の取扱いの有無				
記録項目				
要配慮個人情報以外の記録情報			要配慮個人情報	
基本的事項	心身の状況	社会生活		その他の項目
	家庭状況			
記録情報の収集方法	相手方： 手段： ☐ その他（ ）			
記録情報の経常的な目的外利用及び提供先	経常的な目的外利用及び提供の有無：			
個人情報等の処理形態				
個人情報等を取り扱う業務の委託の有無				
開示請求等を受理する組織	名称			
	所在地			
主な公文書の名称				

第2号様式

整理番号	受付日	開示請求等に 係る保有 個人情報 が記録さ れている 公文書の 名称その 他保有個 人情報を 特定する に足りる 事項	開示請求等 に係る保有 個人情報 が記録さ れている 公文書の 件名	開示決定等 の通知をし た日	開示決定等 の内容	開示等しな いこととし た部分	開示等しな いこととし た根拠規定	当該規定を 適用する理 由

春日井市における個人情報等の取扱いに関する指針

第1章 個人情報等の安全管理に関する基本方針

(目的)

第1条 この指針は、本市の保有する個人情報及び死者情報（以下「個人情報等」という。）の適切な管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報等の保護方針)

第2条 個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 個人情報等の適正な取扱いに関する次の法令等を遵守する。

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）

ウ 春日井市個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第32号。以下「個人情報等保護条例」という。）

エ 春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号。以下「番号利用等条例」という。）

オ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（個人情報保護委員会事務局）

カ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

キ 春日井市情報セキュリティポリシー

(2) 法第66条及び個人情報等保護条例第16条の規定に基づき、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

(3) 個人情報等は、個人情報等を必要とする手続の利用目的の達成に必

要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するために必要な措置を講ずる。

- (4) 個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合及び指定管理者が公の施設を管理する業務を行う場合、委託先（再委託先を含む。）及び指定管理者において、本市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

- (5) この指針は、継続的に見直し、その改善に努める。

第2章 個人情報等の取扱いに関する安全管理措置

第1節 定義

（定義）

第3条 この指針における用語の意義は、個人情報等保護条例の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 特定個人情報等ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報等ファイルをいう。
- (2) 情報提供ネットワークシステム 行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる同条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、同法第21条第1項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。
- (3) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用し

て処理する事務をいう。

- (4) 個人番号関係事務 番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (5) 情報システム 電子計算機又はネットワークで構成され、事務処理を行う仕組みすべてをいう。
- (6) 基幹系情報システム 住民記録情報を扱う基幹系業務及び内部事務支援業務を扱う内部情報系の情報システムをいう。
- (7) 個人情報等の漏えい 本人以外の者が知るべきでない個人情報等について、具体的に本人以外の者が知り得る状態（実際にその情報を本人以外の者が知ったかどうかは問わない。）になることをいう。
- (8) 特定個人情報等 個人番号をその内容に含む個人情報等をいう。
- (9) 特定個人情報等の使用 当該実施機関内において、本来の利用目的のために特定個人情報等を用いて事務を行うことをいう。
- (10) 特定個人情報等の移転 当該実施機関内において、本来の利用目的以外の目的のために特定個人情報等を供与することをいう。
- (11) 特定個人情報等の提供 当該実施機関以外の者に特定個人情報等を供与することをいう。

第2節 管理体制

（総括保護管理者）

第4条 本市に、総括保護管理者を置くこととし、総務部を担任する副市長をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、各課等における個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（保護管理者及び特定個人情報等取扱従事職員の指定等）

第5条 個人情報等を取り扱う課等に、保護管理者を置くこととし、当該課等の長をもって充てる。

- 2 保護管理者は、課等における個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当

該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

- 3 保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下「特定個人情報等取扱従事職員」という。）及びその役割を指定する。
- 4 保護管理者は、特定個人情報等取扱従事職員が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。
- 5 保護管理者は、特定個人情報等を複数の課等で取り扱う場合における責任の明確化のために、自らが所属する課等の役割を指定する。
- 6 保護管理者は、前3項の指定を行った場合、指定の内容等について第1号様式により総務課に報告するものとする。

（監査責任者）

第6条 本市に、監査責任者を置くこととし、総務部長をもって充てる。

- 2 監査責任者は、個人情報等の管理の状況等について定期的に、及び必要に応じ随時に監査する任に当たる。

第3節 教育研修

（教育研修）

第7条 総括保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下「個人情報等取扱従事職員」という。）に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、個人情報等取扱従事職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者に対し、各課等における個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 保護管理者は、当該課等の個人情報等取扱従事職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4節 職員及び個人情報等取扱従事職員の責務

(職員及び個人情報等取扱従事職員の責務)

第8条 個人情報等取扱従事職員は、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならない。

2 職員は、個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「個人情報等の漏えい等」という。）又は個人情報等の漏えいのおそれを把握した場合及び職員が本指針等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

3 総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報等が適正に取り扱われるよう、職員に対して必要かつ適切な監督を行う。

第5節 個人情報等の取扱い

(取扱いの制限)

第9条 個人情報等取扱従事職員の範囲及び権限の内容は、個人情報等の利用目的を達成するために必要最小限の範囲に限る。

2 個人情報等取扱従事職員は、当該担当事務で取り扱うべき個人情報等以外の個人情報等を取り扱ってはならない。

3 個人情報等取扱従事職員は、取扱いの権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等を取り扱ってはならず、取扱いは必要最小限としなければならない。

(誤りの訂正等)

第10条 個人情報等取扱従事職員は、個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等必要な対応を行うものとする。

(媒体の管理等)

第11条 個人情報等取扱従事職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(廃棄等)

第12条 個人情報等取扱従事職員は、個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

第6節 特定個人情報等の取扱い

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第13条 保護管理者は、特定個人情報等ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報等の使用の状況について必要に応じ記録する。

(個人番号の利用の制限)

第14条 保護管理者は、個人番号の利用について、番号法及び番号利用等条例が定めた事務に限定するものとする。

(個人番号の提供の求めの制限)

第15条 特定個人情報等取扱従事職員は、個人番号利用事務及び個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法及び番号利用等条例で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報等ファイルの作成の制限)

第16条 特定個人情報等取扱従事職員は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法及び番号利用等条例で定める場合を除き、特定個人情報等ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集及び保管の制限)

第17条 特定個人情報等取扱従事職員は、番号法第19条各号のいずれか及び番号利用等条例に該当する場合を除き、他人の特定個人情報等を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報等の複製等の制限)

第18条 特定個人情報等取扱従事職員は、業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 特定個人情報等の複製
- (2) 特定個人情報等の送信
- (3) 特定個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下同じ。）の外部への送付又は持出し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
（管理区域等）

第19条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域（以下この項において「管理区域」という。）を明確にし、入退室管理、管理区域へ持ち込む機器等の制限その他の物理的な安全管理措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について、特定個人情報等取扱従事職員以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する。

第7節 情報システムにおける安全の確保等 （情報システムにおける安全管理措置）

第20条 保護管理者及び個人情報等取扱従事職員は、情報システムを使用して個人情報等を取り扱う場合、春日井市情報セキュリティポリシーに規定する物理的セキュリティ、人的セキュリティ及び技術的セキュリティに基づく安全管理措置を講じなければならない。

（管理者権限の設定）

第21条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限のID及びパスワードを不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該権限を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（端末の限定）

第22条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

第8節 特定個人情報等の移転又は特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の移転又は特定個人情報等の提供)

第23条 保護管理者は、番号法及び番号利用等条例で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等の移転又は特定個人情報等の提供(以下「特定個人情報等の移転等」という。)をしてはならない。

2 保護管理者は、番号法及び番号利用等条例の規定により特定個人情報等の移転等を行う場合には、通信経路における個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずる。

3 保護管理者は、情報提供ネットワークシステム及び基幹系情報システム以外の手段で、他課等に対して個人番号利用事務等における特定個人情報等の移転等の求め又は特定個人情報等の移転等があったときは、次に掲げる事項を第2号様式により記録し、当該記録を必要な期間保存する。

(1) 照会者、移転者及び提供者の名称

(2) 特定個人情報等の移転等の求めの日時及び特定個人情報等の移転等があったときはその日時

(3) 特定個人情報等の項目

(4) 前3号に掲げる事項を記録した日時

第9節 匿名加工情報の取扱い

(匿名加工情報の取扱い)

第24条 第4条、第5条第1項及び第2項、第7条から第9条まで、第11条、第12条並びに第20条から第22条まで、第29条から第31条並びに第33条の規定は、匿名加工情報を取り扱う場合について準用する。この場合において、第4条第2項、第5条第1項及び第2項、第7条から第9条まで、第11条、第12条、第20条から第22条まで、第29条、第31条並びに第33条中「個人情報等」とあるのは「匿名加工情報」と読み替えるものとする。

第10節 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第25条 個人情報等の漏えい等又は個人情報等の漏えいのおそれを認識

した場合、その事実を知った職員は、直ちに当該個人情報等を管理する保護管理者に報告するとともに、被害の拡大防止及び被害の応急措置を速やかに実施する。ただし、情報システムに係る事案の場合は、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の機内モードへの切換え又はLANケーブルを抜く等、被害拡大防止のため行い得る措置を直ちに行った後、情報システム課に連絡し、必要な措置を協議する。

2 保護管理者は、前項に規定する事案の報告を受けた場合、被害の拡大防止及び被害の応急措置が行われたことを確認した上で、総務課に事案の概要を速報し、公表及び次条に規定する個人情報等の漏えい等の該当者への連絡の有無について協議する。

3 保護管理者は、前項に規定する協議後、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、次の各号に掲げる事案の区分に応じて、遅滞なく第3号様式により報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに市長及び総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

(1) 公表を行う事案の場合 市長

(2) 公表を行わない事案の場合 総務課長

4 総務課は、第2項の規定に基づく速報を受けた場合、報告の内容を確認の上、再発防止策等についての助言を行うものとする。

(個人情報等の漏えい等の該当者への連絡等)

第26条 保護管理者は、個人情報等の漏えい等のうち、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「法規則」という。）第43条各号に該当する漏えい等（以下「法定漏えい等」という。）が発生した場合は、法第68条第2項に基づき、該当者に対し通知する。

2 保護管理者は、法定漏えい等以外の個人情報等の漏えい等が発生した場合は、該当者（必要に応じ該当者の遺族等）に対し、速やかに連絡する。ただし、次の各号のいずれかに該当することが明らかなときはこの限りでない。

- (1) 漏えいした情報を本人以外の者が実際に知らず、かつ、当該漏えいの該当者の権利利益を害するおそれが想定されないとき。
- (2) 漏えいした情報を法令により守秘義務を課せられた職にある者のみが職務の中で実際に知り、かつ、当該漏えいの該当者の権利利益を害するおそれが想定されないとき。
- (3) 滅失又は毀損したことによる当該事案の該当者への被害及び滅失又は毀損の該当者の権利利益を害するおそれが想定されないとき。

3 前項の規定による連絡を行うときは、事情説明において次の事項を伝える。

- (1) 漏えい等した個人情報等の内容及び漏えい等した理由
- (2) 漏えい等による被害が想定される場合は、その防止策
- (3) 問合せ先

4 保護管理者は、必要に応じて、個人情報等の漏えい等の該当者の相談窓口を設置する。

(関係機関等への報告)

第27条 総務課は、第25条第2項の規定による速報が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める規定により、個人情報保護委員会に報告する。

- (1) 特定個人情報に係る事案 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）
- (2) 法定漏えい等の事案 法規則第44条

2 保護管理者は、関係法令等において報告等の定めがある場合は、関係機関へ報告する。

(公表)

第28条 個人情報等の漏えい等（法定漏えい等を含む。）が発生した場合は、被害拡大のおそれがあるもの、社会的影響が大きいもの等、事案の内容に応じて報道発表及び市ホームページの両方の手段で公表するこ

とし、公表を行う際には、個人情報等の漏えい等の該当者（必要に応じ該当者の遺族等）の同意を得るよう努める。

2 報道発表を行う際には、保護管理者は、公表の内容について総務課及び広報広聴課と調整を行う。

3 報道発表を行う際には、総務課は報道発表と同時に市ホームページに報道発表と同様の内容を概ね1週間程度掲載する。

第11節 点検、調査及び監査等の実施

（点検）

第29条 保護管理者は、課等における個人情報等が記録されている媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行う。

2 保護管理者は、前項の点検の結果を総括保護管理者に報告する。

（調査）

第30条 総括保護管理者は、この指針の遵守状況について必要に応じ随時に調査を行う。

（監査）

第31条 監査責任者は、個人情報等の管理の状況等について定期的に、及び必要に応じ随時に行う監査を総括し、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

2 監査は、総務課が行うものとし、必要に応じて、他の課等の協力を得て行うものとする。

3 保護管理者は、監査の結果、改善の必要があると指摘された事項について、速やかに必要な措置を講じ、その内容を監査責任者に報告するものとする。

4 監査責任者は、監査の結果及び改善措置の内容を総括保護管理者に報告するものとする。

（周知）

第32条 総務課は、第25条第3項の規定に基づき提出された第3号様式による報告を受けた場合及び前条に基づき実施した監査の結果において

指摘事項がある場合は、その内容を全庁に対し周知するものとする。

(評価及び見直し)

第33条 総括保護管理者は、点検、調査及び監査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、当該指針の見直し等の必要な措置を講ずる。

附 則

この指針は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年2月14日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。

特定個人情報等取扱従事職員一覧表(個人情報利用事務用)

年 月 日現在

特定個人情報等取扱事務の名称	所属名	保護管理者名

注1 この一覧表は「個人情報ファイル簿」又は「個人情報等取扱事務登録簿」に記載した事務ごとに作成してください(特定個人情報等を取り扱わなければ作成は不要です。)

注2 「特定個人情報等取扱事務の名称」は、個人情報等取扱事務登録簿の「個人情報等取扱事務の名称」と同じ名称又は個人情報ファイル簿の「個人情報ファイルの名称」等を参考に記入してください。

注3 特定個人情報等取扱従事職員の変更等がありましたら、この一覧表を訂正し、速やかに総務課へ提出してください。

注4 行が足りないときは、適宜追加してください。

注5 特定個人情報等を複数の課等で取り扱う場合、その役割を指定してください。

番号	職員氏名	特定個人情報等を取り扱う際の役割 (複数の課等で取り扱う場合は、自課における役割も記載)	取り扱う特定個人情報等の範囲	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

特定個人情報等取扱従事職員一覧表(個人情報関係事務用)

年 月 日現在

特定個人情報等取扱事務の名称	所属名	保護管理者名

注1 この一覧表は「個人情報ファイル簿」又は「個人情報等取扱事務登録簿」に記載した事務ごとに作成してください(特定個人情報等を取り扱わなければ作成は不要です。)

注2 「特定個人情報等取扱事務の名称」は、個人情報等取扱事務登録簿の「個人情報等取扱事務の名称」と同じ名称又は個人情報ファイル簿の「個人情報ファイルの名称」等を参考に記入してください。

注3 特定個人情報等取扱従事職員の変更等がありましたら、この一覧表を訂正し、速やかに総務課へ提出してください。

注4 行が足りないときは、適宜追加してください。

注5 特定個人情報等を複数の課等で取り扱う場合、その役割を指定してください。

番号	職員氏名	特定個人情報等を取り扱う際の役割 (複数の課等で取り扱う場合は、自課における役割も記載)	取り扱う特定個人情報等の範囲	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

年度特定個人情報等移転等記録簿

所属名

保護管理者名

この記録は、情報提供ネットワークシステム及び基幹系情報システム以外の手段で、他課等に対して個人番号利用事務等における特定個人情報等の移転等の求め又は移転等があったときに記録する。

番号	移転等の求め					移転等					事後記録				
	担当者 課	氏名	移転等を求めた日時 日	時	特定個人情報等の項目	担当者 課	氏名	移転等があった日時 日	時	媒体	方法	内容	記録した日時 日	時	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

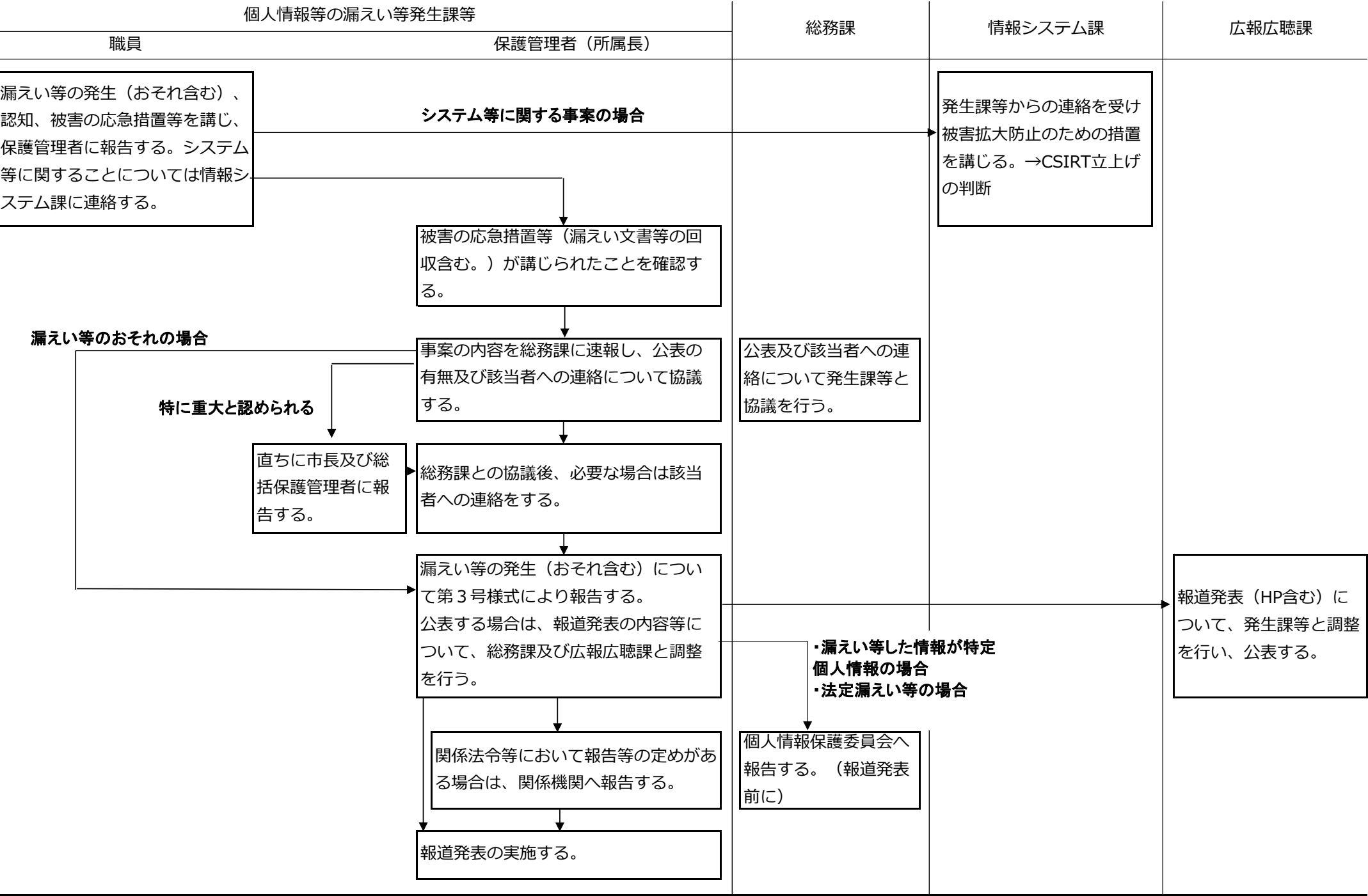
様

長

個人情報等・特定個人情報等の漏えい等・漏えいのおそれについて（報告）

管理する個人情報等・特定個人情報等が漏えい等・漏えいのおそれのある状態になった
ので、次のとおり報告します。

発生年月日及び時間	
発生場所	
発覚年月日及び時間	
漏えい等の有無	
漏えい等及び漏えい等のおそれのある状態になった際の状況	
発覚に至る経緯	
対応内容 (被害者への通知等の状況、復旧方法の概要など)	
漏えい等及び漏えい等のおそれのある情報の内容並びに本人の数	
二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	
発生原因	
再発防止策等	
公表の有無及びその判断理由 ※有の場合、公表について被害者の同意を得るよう努めること。	
備考	
問い合わせ先	



※ 第3号様式の報告を受けた総務課は、漏えい等の発生事案（おそれ含む）の内容について、必要に応じて広報広聴課及び情報システム課に情報提供を行う。

個人情報保護事務の手引

平成15年2月 初版発行

平成18年2月 第2版発行

平成28年4月 第3版発行

平成30年3月 第4版発行

平成31年4月 第5版発行

令和2年2月 第6版発行

令和5年3月 第7版発行

令和8年4月 第8版発行

発行 春日井市総務部総務課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話番号 代表（0568）81-5111